

令和 7 年度大気及び水質等測定結果について
(参考資料)

令和 8 年 8 月 17 日

岡山県環境文化部環境管理課

目 次

環境大気

令和7年度環境大気測定結果について	1
環境大気測定局配置図	2
大気の汚染に係る環境基準達成の評価の方法及び主たる発生源	3
大気汚染物質ごとの測定結果	4

有害大気汚染物質等

令和7年度有害大気汚染物質等環境調査結果について	11
有害大気汚染物質等測定結果	13
玉野市内の詳細調査結果	14

公共用水域の水質

令和7年度公共用水域の水質測定結果について	15
測定地点位置図	17
健康項目の環境基準超過状況	18
生活環境項目（BOD、COD）の測定結果	19
生活環境項目（全窒素、全りん）の測定結果	21
生活環境項目（全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS）の測定結果	22
その他の生活環境項目の測定結果（環境基準適合率）	23
要監視項目の指針値超過状況	24
P F O S ・ P F O A測定地点位置図.....	25
P F O S ・ P F O Aの測定結果.....	26
環境基準の評価方法等	27
（参考）瀬戸内海の水質に係る環境基準達成状況について.....	28

地下水の水質

令和7年度地下水の水質測定結果について	31
地下水環境基準達成状況図	32
地下水測定項目	33
概況調査の測定結果	34
継続監視調査の測定結果	36

ダイオキシン類

令和7年度ダイオキシン類環境測定結果について	37
環境測定地点図	38
環境測定結果の概要	42
測定地点ごとの測定結果	43
令和7年度事業者によるダイオキシン類測定結果について	48
事業者による測定結果の概要	49
事業者による測定結果一覧表	50
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等（抜粋）	56

化学物質環境モニタリング調査

令和7年度化学物質環境モニタリング調査結果について	57
化学物質モニタリング調査対象物質	58
調査地点図	59
調査結果	60
地点ごとの調査結果	61

アスベスト

令和7年度アスベスト測定結果について	62
--------------------------	----

（参考）岡山市関係資料	63
有害大気汚染物質等環境調査結果について	64
ダイオキシン類環境調査結果について	66
事業者によるダイオキシン類自主測定結果について	73
一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果	77

（参考）倉敷市関係資料	78
大気及び水質等測定結果について	79
参考資料	88
一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果	122

令和7年度環境大気測定結果について

1 内 容

大気汚染防止法第22条の規定により、環境大気の汚染の状況を把握するため、岡山市、倉敷市及び玉野市と協力して、測定を実施した。

(1) 対象物質

大気汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素及び微小粒子状物質(PM2.5)の6物質

(2) 測定方法

県内59か所の環境大気測定局ごとに測定対象物質を定め、1年を通して24時間連続測定を実施した。

2 結 果

- (1) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び微小粒子状物質(PM2.5)については、全測定局で環境基準を達成した。
- (2) 光化学オキシダントについては、例年と同様、全測定局で環境基準を達成しなかった。

表 1 環境基準達成状況

大気汚染物質	測定局数※	達成局数	達成率
二酸化硫黄	31	31	100 %
一酸化炭素	8	8	100 %
浮遊粒子状物質	46	46	100 %
光化学オキシダント	43	0	0 %
二酸化窒素	46	46	100 %
微小粒子状物質(PM2.5)	27	27	100 %

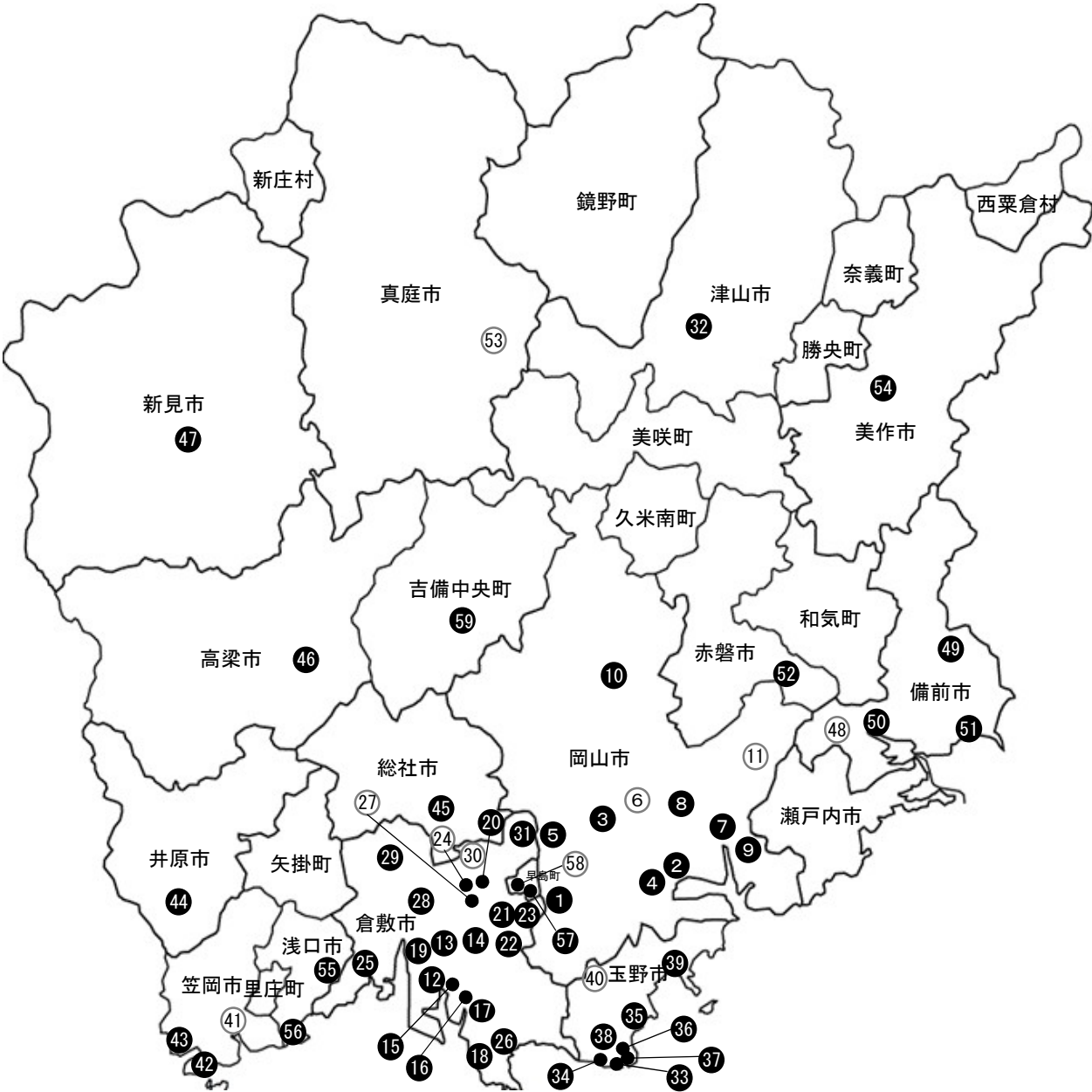
※年間の測定時間が6,000時間以上又は測定日数が250日以上を満たした測定局(令和7年度は全測定局)

3 今後の対応

- (1) 引き続き環境大気の状態を常時監視し、実態の把握に努める。
- (2) 光化学オキシダントについては、引き続き原因物質である窒素酸化物や炭化水素類の削減対策に取り組むほか、高濃度になった際には、主な工場に原因物質の排出抑制を要請するとともに、健康被害を未然に防止するため、メール配信サービス等を活用した迅速な周知を行う。
- (3) 微小粒子状物質(PM2.5)については、今後も継続的に全ての測定局で環境基準を達成できるよう農業団体等と連携し、稲わらの野焼きに由来するPM2.5の削減に向けた啓発等の取組を行うほか、排出基準の遵守の指導等の発生源対策を進める。なお、環境省が示した暫定指針値を超えるおそれがある日には、県民に注意喚起を行う。

環境大気測定局配置図

令和7年度末現在



岡山市	1	興除	倉敷市	17	宇野津	津山市	32	津山	備前市	48	伊部(自)
	2	江並		18	塩生	玉野市	33	日比(市)		49	三石
	3	出石		19	連島		34	渋川		50	東片上
	4	南輝		20	倉敷美和		35	宇野		51	日生
	5	吉備		21	豊洲		36	向日比1	赤磐市	52	熊山
	6	南方(自)		22	天城		37	向日比2(市)	真庭市	53	久世(自)
	7	西大寺		23	茶屋町		38	日比2(市)	美作市	54	美作
	8	東岡山		24	駅前(自)		39	後閑(市)	浅口市	55	金光
	9	五明		25	玉島	40	用吉(自)	56		寄島	
	10	御津		26	児島	笠岡市	41	大磯(自)	早島町	57	早島
	11	西祖(自)		27	大高(自)		42	寺間	吉備中央町	58	長津(自)
倉敷市	12	監視センター	28	船穂	井原市		43	茂平		合計59局 (自) 自動車排出ガス測定	
	13	春日	29	真備	総社市	44	井原				
	14	福田	30	西坂(自)	高梁市	45	総社				
	15	松江	31	庄	新見市	46	高梁				
	16	呼松				47	新見				

(参考)

大気の汚染に係る環境基準達成の評価の方法及び主たる発生源

対象物質	環境基準達成の評価の方法	主たる発生源
二酸化硫黄 (SO ₂)	○短期的評価 1 時間値の 1 日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm以下であること。	硫黄を含む化石燃料の燃焼により発生し、主な発生源は工場である。
	○長期的評価 日平均値の 2 % 除外値が0.04ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が 2 日以上連続した場合は環境基準達成としない。	
一酸化炭素 (CO)	○短期的評価 1 時間値の 1 日平均値が10ppm以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が20ppm以下であること。	燃料の不完全燃焼で発生し、主な発生源は自動車である。
	○長期的評価 日平均値の 2 % 除外値が10ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が10ppmを超える日が 2 日以上連続した場合は環境基準達成としない。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	○短期的評価 1 時間値の 1 日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	工場からのばいじん、ディーゼル車排ガスの黒煙等の人工発生源と土壌の飛散等の自然発生源がある。
	○長期的評価 日平均値の 2 % 除外値が0.10mg/m ³ 以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続した場合は環境基準達成としない。	
光化学オキシダント (O _x)	○短期的評価 昼間（6 時から20時まで）の 1 時間値が全て0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。	工場や自動車から排出される窒素酸化物等が太陽光線により光化学反応を起こし生じる二次物質である。
二酸化窒素 (NO ₂)	○長期的評価 日平均値の年間98%値が0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。	物の燃焼により発生し、主な発生源は工場と自動車である。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	○長期的評価 1 年平均値（長期基準）が15μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値の年間98%値（短期基準）が35μg/m ³ 以下である場合に環境基準達成とする。	工場や自動車などの発生源から直接排出される一次生成粒子と、大気中の光化学反応によって生じる二次生成粒子で構成されている。また、土壌粒子等も含まれており、発生源は多岐にわたっている。

大気汚染物質ごとの測定結果

1 二酸化硫黄

- (1) 測定した31局について、長期的評価及び短期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成した。
- (2) 過去10年間継続して測定を実施している一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）（30局）における年平均値の推移は次のとおりであり、低下傾向にある。

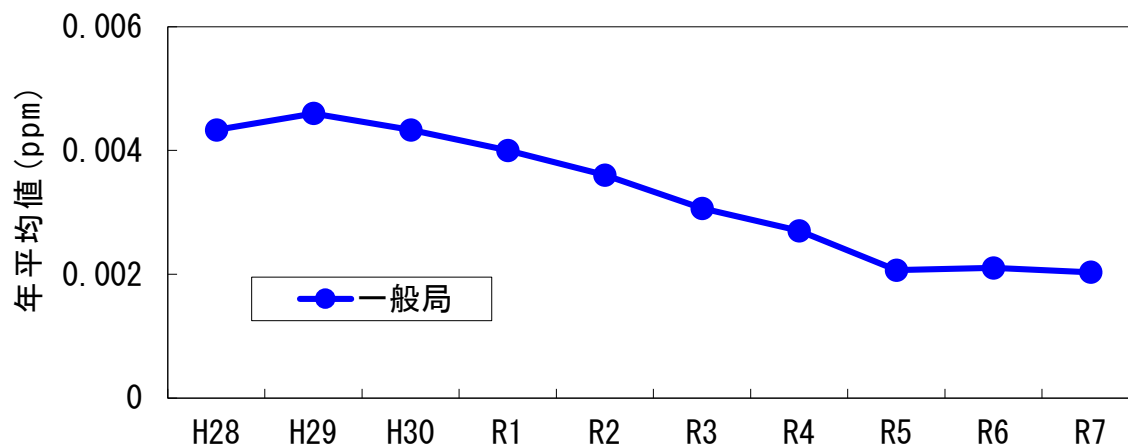


図1 過去10年間における二酸化硫黄の年平均値の推移

2 一酸化炭素

測定した8局について、長期的評価及び短期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成した。

3 浮遊粒子状物質

- (1) 測定した46局について、長期的評価では、全ての測定局で環境基準を達成した。また、短期的評価では、環境基準に適合しなかった測定局は4局であった。
- (2) 過去10年間継続して測定を実施している一般局（35局）及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）（8局）における年平均値の推移は次のとおりであり、概ね横ばいの状況である。

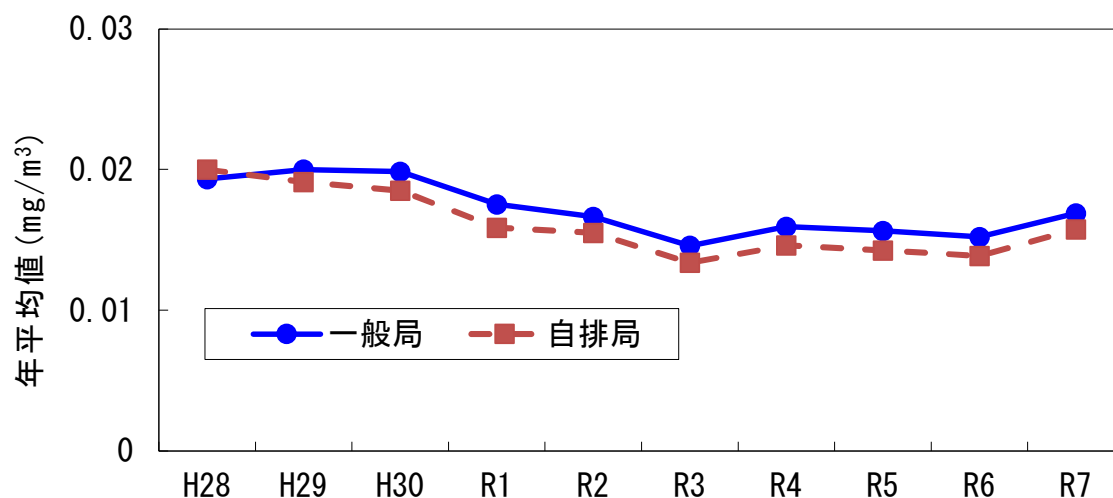


図2 過去10年間における浮遊粒子状物質の年平均値の推移

4 光化学オキシダント

- (1) 測定した43局について、全ての測定局で環境基準を達成しなかった。
- (2) 光化学オキシダント注意報（1時間値が0.12ppm以上で継続が予想される場合）の発令は7回（4日）であった。なお、情報（1時間値が0.10ppm以上で継続が予想される場合等）のみの発令は32回（11日）であった。
- (3) 過去10年間継続して測定を実施している一般局（36局）及び自排局（3局）における『光化学オキシダント濃度8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値（光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標）』の県内最高値の推移は次のとおりであり、概ね横ばいの状況である。

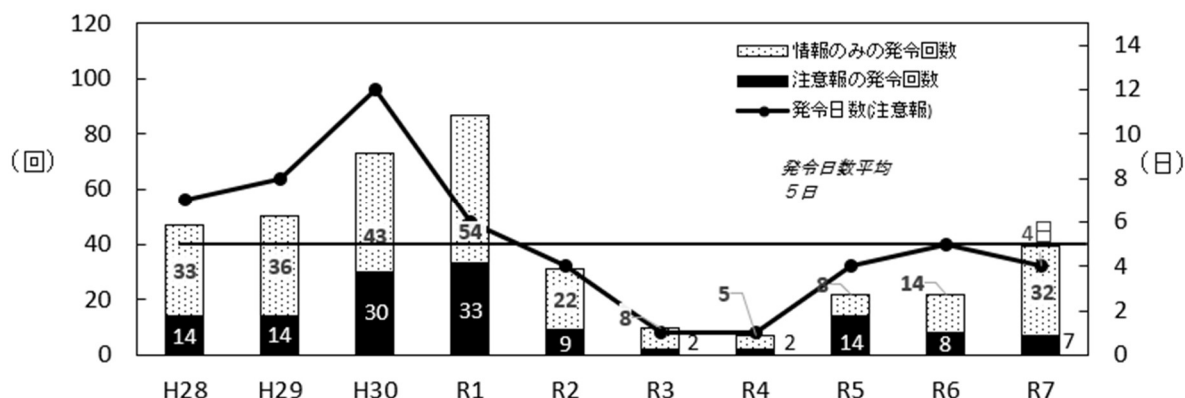
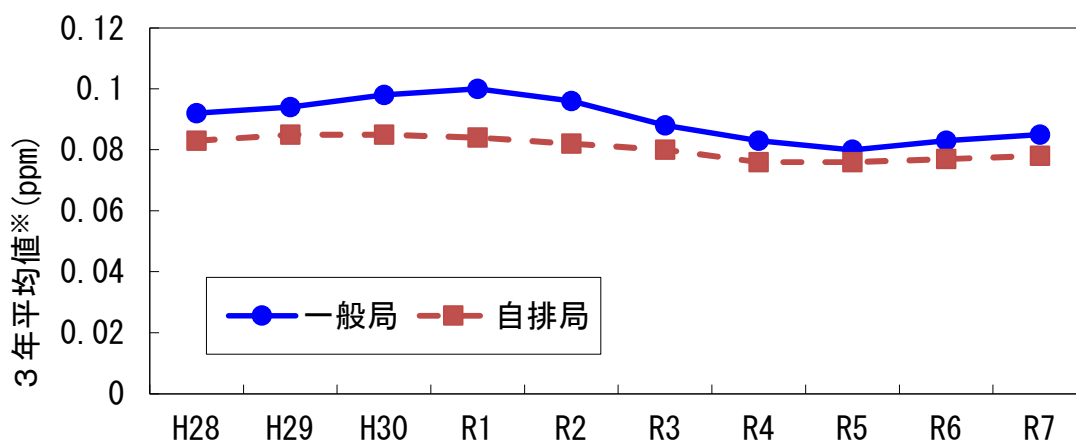


図3 過去10年間における光化学オキシダント注意報等の発令回数と発令日数の推移



※ 該当年度を含む過去3年間の値から算出

図4 過去10年間における光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標の推移

5 二酸化窒素

- (1) 測定した46局について、全ての測定局で環境基準を達成した。
- (2) 過去10年間継続して測定を実施している一般局（33局）及び自排局（9局）における年平均値の推移は次のとおりであり、低下傾向にある。

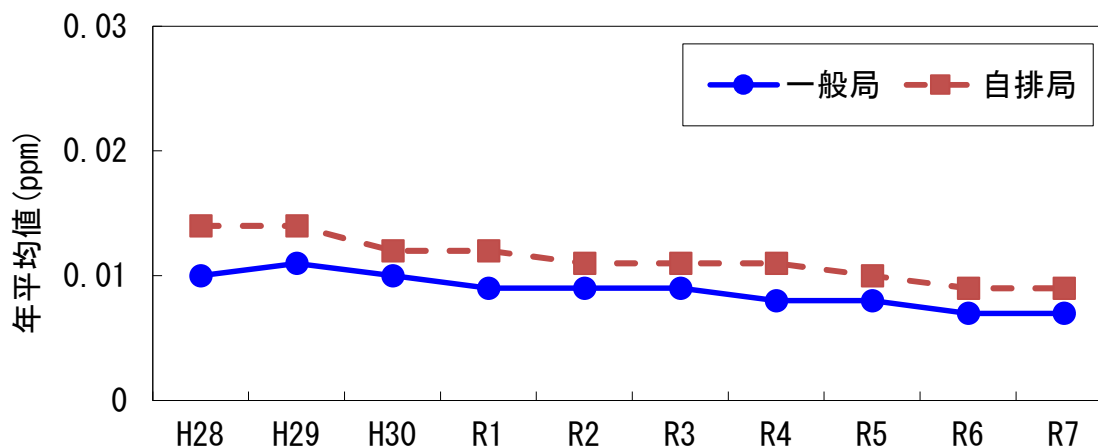


図5 過去10年間における二酸化窒素の年平均値の推移

6 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

- (1) 県下では、平成22年度から測定を開始しており、令和7年度に測定した27局について、全ての測定局で環境基準を達成した。
- (2) 過去10年間継続して測定を実施している一般局（14局）及び自排局（3局）における年平均値の推移は次のとおりであり、低下傾向にある。

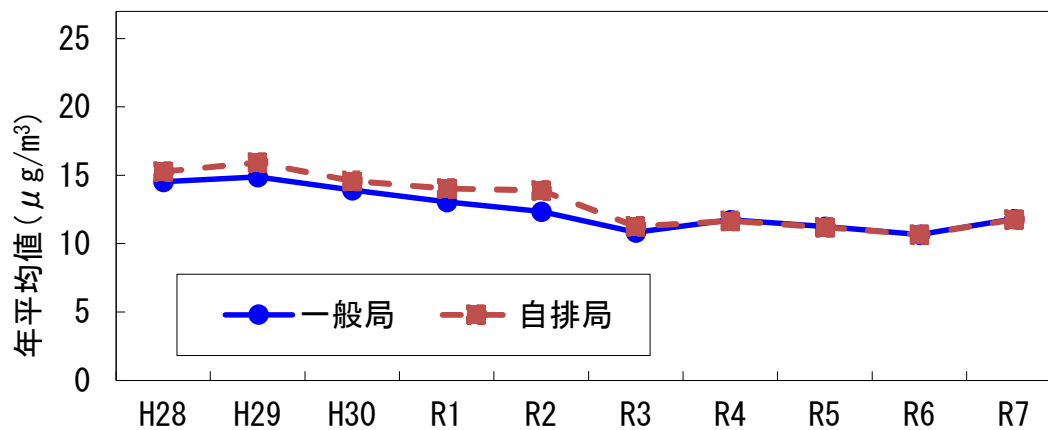


図6 過去10年間における微小粒子状物質の年平均値の推移

環境大気の測定結果

1 二酸化硫黄

【令和7年度】

測定局の種類	市町村	測定局	短期的評価				長期的評価		
			1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	日平均値が0.04ppmを超えた日数
			(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(有×・無○)	(日)
一般局	岡山市	江並	0	0.0	0	0.0	0.004	○	0
		南輝	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0
		西大寺	0	0.0	0	0.0	0.003	○	0
		出石	0	0.0	0	0.0	0.004	○	0
		興除	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0
		五明	0	0.0	0	0.0	0.004	○	0
	倉敷市	松江	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		宇野津	0	0.0	0	0.0	0.009	○	0
		塩生	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0
		連島	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		倉敷美和	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0
		豊洲	0	0.0	0	0.0	0.004	○	0
		天城	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		茶屋町	0	0.0	0	0.0	0.011	○	0
		玉島	0	0.0	0	0.0	0.002	○	0
		児島	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		監視センター	0	0.0	0	0.0	0.010	○	0
		福田	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
		船穂	0	0.0	0	0.0	0.003	○	0
	津山市	津山	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0
		日比	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0
	玉野市	向日比1丁目	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0
		渋川	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		宇野	0	0.0	0	0.0	0.003	○	0
		日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0
		向日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		後閑	0	0.0	0	0.0	0.003	○	0
	笠岡市	寺間	0	0.0	0	0.0	0.004	○	0
	備前市	東片上	0	0.0	0	0.0	0.002	○	0
		三石	0	0.0	0	0.0	0.003	○	0
	浅口市	寄島	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0

2 一酸化炭素

【令和7年度】

測定局の種類	市町村	測定局	短期的評価				長期的評価		
			8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	日平均値が10ppmを超えた日数
			(回数)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(有×・無○)	(日)
一般局	倉敷市	倉敷美和	0	0.0	0	0.0	0.9	○	0
自排局	岡山市	南方	0	0.0	0	0.0	0.5	○	0
		西祖	0	0.0	0	0.0	0.4	○	0
	倉敷市	駅前	0	0.0	0	0.0	0.8	○	0
		大高	0	0.0	0	0.0	0.5	○	0
		西坂	0	0.0	0	0.0	0.5	○	0
	玉野市	用吉	0	0.0	0	0.0	0.4	○	0
	笠岡市	大磯	0	0.0	0	0.0	0.6	○	0

3 浮遊粒子状物質

【令和7年度】

測定局の種類	市町村	測定局	短期的評価				長期的評価		
			1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合		日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2日 以上連続した ことの有無	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数
			(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m3)	(有×・無○)	(日)
一般局	岡山市	江並	0	0.0	0	0.0	0.043	○	0
		南輝	0	0.0	0	0.0	0.034	○	0
		西大寺	0	0.0	0	0.0	0.034	○	0
		東岡山	0	0.0	0	0.0	0.033	○	0
		出石	0	0.0	0	0.0	0.032	○	0
		興除	0	0.0	0	0.0	0.035	○	0
		吉備	0	0.0	0	0.0	0.033	○	0
		五明	0	0.0	0	0.0	0.035	○	0
		御津	0	0.0	0	0.0	0.035	○	0
	倉敷市	春日	0	0.0	0	0.0	0.042	○	0
		松江	0	0.0	0	0.0	0.056	○	0
		呼松	0	0.0	0	0.0	0.035	○	0
		塩生	0	0.0	0	0.0	0.047	○	0
		倉敷美和	0	0.0	0	0.0	0.038	○	0
		天城	0	0.0	0	0.0	0.038	○	0
		茶屋町	0	0.0	0	0.0	0.049	○	0
		玉島	0	0.0	1	0.3	0.044	○	0
		児島	0	0.0	0	0.0	0.039	○	0
		監視センター	0	0.0	1	0.3	0.056	○	0
		福田	0	0.0	0	0.0	0.038	○	0
		庄	0	0.0	0	0.0	0.029	○	0
		船穂	0	0.0	0	0.0	0.039	○	0
	津山市	津山	0	0.0	0	0.0	0.038	○	0
	玉野市	日比	0	0.0	0	0.0	0.038	○	0
		洪川	0	0.0	0	0.0	0.042	○	0
		宇野	0	0.0	0	0.0	0.037	○	0
		日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.032	○	0
		向日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.036	○	0
		後閑	0	0.0	0	0.0	0.033	○	0
	笠岡市	寺間	3	0.0	0	0.0	0.045	○	0
		茂平	0	0.0	0	0.0	0.038	○	0
	総社市	総社	0	0.0	1	0.3	0.040	○	0
	新見市	新見	0	0.0	0	0.0	0.035	○	0
	備前市	東片上	0	0.0	0	0.0	0.034	○	0
		三石	0	0.0	0	0.0	0.040	○	0
		日生	0	0.0	0	0.0	0.036	○	0
	浅口市	金光	0	0.0	0	0.0	0.031	○	0
	早島町	早島	0	0.0	0	0.0	0.038	○	0
自排局	岡山市	南方	0	0.0	0	0.0	0.033	○	0
		西祖	0	0.0	0	0.0	0.036	○	0
	倉敷市	大高	0	0.0	0	0.0	0.040	○	0
		西坂	0	0.0	0	0.0	0.036	○	0
	笠岡市	大磯	0	0.0	0	0.0	0.036	○	0
	備前市	伊部	0	0.0	0	0.0	0.033	○	0
	真庭市	久世	0	0.0	0	0.0	0.046	○	0
	早島町	長津	0	0.0	0	0.0	0.039	○	0

4 光化学オキシダント

【令和7年度】

測定局の種類	市町村	測定局	昼間の1時間値が 0.06ppmを 超えた日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上 の日数と時間数		8時間値の日最高値の年間95パーセンタイル値の3年平均値
			(日)	(時間)	(日)	(時間)	
一般局	岡山市	江並	81	391	0	0	0.075
		南輝	80	377	0	0	0.077
		西大寺	90	410	0	0	0.074
		東岡山	60	249	0	0	0.071
		出石	83	399	0	0	0.075
		興除	60	258	0	0	0.071
		吉備	55	229	0	0	0.068
		五明	90	450	0	0	0.077
		御津	85	392	1	1	0.077
	倉敷市	春日	102	521	1	1	0.079
		松江	43	148	0	0	0.069
		塩生	65	279	0	0	0.074
		連島	113	633	0	0	0.081
		倉敷美和	86	448	3	4	0.080
		天城	62	282	0	0	0.074
		茶屋町	115	598	0	0	0.080
		玉島	83	403	0	0	0.077
		児島	69	300	0	0	0.077
		監視センター	29	79	0	0	0.064
		福田	44	159	0	0	0.072
		庄	55	233	1	1	0.069
		船穂	103	557	1	1	0.082
		真備	83	442	1	2	0.081
	津山市	津山	58	279	0	0	0.074
	玉野市	日比	59	200	0	0	0.073
		宇野	73	307	0	0	0.074
	笠岡市	茂平	82	401	1	1	0.080
	井原市	井原	88	427	1	2	0.075
	総社市	総社	96	540	1	4	0.085
	高梁市	高梁	80	371	0	0	0.076
	新見市	新見	44	215	0	0	0.070
	備前市	東片上	96	491	0	0	0.078
		三石	84	448	0	0	0.079
		日生	93	452	0	0	0.078
	赤磐市	熊山	97	496	1	2	0.079
	美作市	美作	68	309	0	0	0.074
	浅口市	金光	51	215	0	0	0.076
		寄島	108	524	0	0	0.083
	早島町	早島	74	364	1	1	0.076
	吉備中央町	吉備高原	87	452	2	2	0.078
自排局	玉野市	用吉	72	333	0	0	0.073
	笠岡市	大磯	84	440	0	0	0.078
	真庭市	久世	42	199	0	0	0.069

5 二酸化窒素

【令和7年度】

測定局の種類	市町村	測定局	日平均値 の年間 98%値	日平均値の 年間98%値が 0.06ppmを 超えた日数
			(ppm)	(日)
一般局	岡山市	江並	0.018	0
		南輝	0.018	0
		西大寺	0.014	0
		東岡山	0.011	0
		出石	0.016	0
		興除	0.018	0
		吉備	0.014	0
		五明	0.011	0
		御津	0.009	0
	倉敷市	春日	0.019	0
		松江	0.025	0
		塩生	0.024	0
		連島	0.019	0
		倉敷美和	0.024	0
		豊洲	0.018	0
		天城	0.017	0
		茶屋町	0.017	0
		玉島	0.015	0
		児島	0.021	0
		監視センター	0.024	0
		福田	0.019	0
		庄	0.016	0
		船穂	0.015	0
		真備	0.013	0
	津山市	津山	0.008	0
	玉野市	日比	0.019	0
		向日比1丁目	0.018	0
		渋川	0.017	0
		宇野	0.019	0

測定局 の種類	市町村	測定局	日平均値 の年間 98%値	日平均値の 年間98%値が 0.06ppmを 超えた日数
			(ppm)	(日)
一般局	笠岡市	寺間	0.012	0
		茂平	0.017	0
	総社市	総社	0.012	0
	備前市	東片上	0.012	0
		三石	0.013	0
	赤磐市	熊山	0.008	0
	浅口市	金光	0.014	0
	早島町	早島	0.018	0
自排局	岡山市	南方	0.016	0
		西祖	0.014	0
	倉敷市	駅前	0.021	0
		大高	0.024	0
		西坂	0.022	0
	笠岡市	大磯	0.017	0
	備前市	伊部	0.021	0
	真庭市	久世	0.007	0
	早島町	長津	0.027	0

6 微小粒子状物質

【令和7年度】

測定局の種類	市町村	測定局	長期基準		短期基準		日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合	
			年平均値		日平均値の 年間98%値		日	割合
			($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成		
一般局	岡山市	江並	12.1	○	27.3	○	3	0.8
		南輝	11.7	○	27.5	○	4	1.1
		西大寺	11.5	○	28.3	○	5	1.4
		東岡山	11.8	○	27.3	○	5	1.4
		興除	13.0	○	31.9	○	7	1.9
		吉備	10.4	○	26.4	○	3	0.8
	倉敷市	松江	13.9	○	32.8	○	5	1.5
		塩生	12.7	○	30.1	○	2	0.6
		倉敷美和	12.2	○	28.8	○	2	0.6
		茶屋町	12.4	○	30.8	○	5	1.4
		玉島	11.9	○	27.5	○	2	0.6
		児島	12.0	○	30.3	○	4	1.1
		監視センター	11.9	○	30.4	○	4	1.2
		庄	11.7	○	28.1	○	1	0.3
		真備	11.8	○	27.5	○	2	0.6
	津山市	津山	10.6	○	30.3	○	2	0.6
	玉野市	宇野	12.1	○	25.9	○	4	1.1
	笠岡市	茂平	11.4	○	27.9	○	3	0.8
	総社市	総社	10.9	○	25.3	○	5	1.4
	高梁市	高梁	10.6	○	27.2	○	1	0.3
	新見市	新見	8.2	○	22.8	○	1	0.3
	備前市	三石	12.6	○	26.3	○	5	1.4
	早島町	早島	13.2	○	33.3	○	7	1.9
	吉備中央町	吉備高原	11.2	○	27.3	○	2	0.6
自排局	岡山市	南方	10.0	○	24.4	○	3	0.8
	倉敷市	大高	12.9	○	30.3	○	1	0.3
	早島町	長津	12.4	○	28.6	○	6	1.7

(備考) 長期基準と短期基準の両者を達成した場合に環境基準を達成したと評価する。

令和7年度有害大気汚染物質等環境調査結果について

1 内 容

大気汚染防止法第22条の規定により、有害大気汚染物質等による大気の汚染状況を把握するため、測定を実施した。

(1) 対象物質

環境省が定めているジクロロメタンなどの優先取組物質等22物質

(2) 測定方法

県内4地点において、毎月1回、連続24時間のサンプリングを行い、年12回の測定値から年平均値を算出した。

2 結 果

(1) 環境基準設定物質

環境基準が定められている4物質（ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン）については、全ての地点で環境基準を達成した。

(2) 指針値設定物質

指針値が定められている11物質のうち10物質（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ニッケル化合物、マンガン及びその化合物、アセトアルデヒド、塩化メチル、水銀及びその化合物）については、全ての地点で指針値に適合していたが、ヒ素及びその化合物については、玉野市の日比大気測定局で指針値（6 ng/m³）に適合していなかった。

指針値 環境目標値の一つとして、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るため、及び事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすもの。（年12回の平均値で評価）
--

(3) その他

ホルムアルデヒド等7物質については、評価する基準はないが、例年と比べ大きな変化はなかった。

3 今後の対応

引き続き測定を実施し、有害大気汚染物質等による大気の汚染状況の把握に努める。

また、玉野市内のヒ素及びその化合物については、指針値を超過しているため、引き続き周辺環境の詳細調査を実施するとともに、発生源である事業者に対して排出抑制対策等の実施を指導していく。

【参考】

○有害大気汚染物質

大気汚染防止法第2条第16項において、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙、特定粉じん及び水銀等※を除く。）」と規定されている。

※水銀等は、平成27年の法改正により有害大気汚染物質の対象外とされたが、事務処理基準に基づき、有害大気汚染物質と併せて測定を実施している。

○優先取組物質

中央環境審議会において、健康影響の未然防止の見地から、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」を幅広く選定したリスト（247物質）を作成し、同リストの中から、大気汚染による人の健康被害が生じるおそれがある程度高いと考えられる物質（優先取組物質）として、次の22物質を指定している。

No.	対象物質名	環境基準 (指針値)
1	アクリロニトリル	(2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
2	塩化ビニルモノマー	(10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
3	クロロホルム	(18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
4	1,2-ジクロロエタン	(1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
5	ジクロロメタン	150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
6	テトラクロロエチレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
7	トリクロロエチレン	130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
8	1,3-ブタジエン	(2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
9	ベンゼン	3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
10	塩化メチル	(94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
11	トルエン	—
12	酸化エチレン	—
13	アセトアルデヒド	(120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
14	ホルムアルデヒド	—
15	ニッケル化合物	(25 ng/m^3)
16	ヒ素及びその化合物	(6 ng/m^3)
17	ベリリウム及びその化合物	—
18	マンガン及びその化合物	(140 ng/m^3)
19	クロム及び三価クロム化合物	—
20	六価クロム化合物	—
21	ベンゾ[a]ピレン	—
22	ダイオキシン類※	0.6 $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$

※ ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき別途対応している。

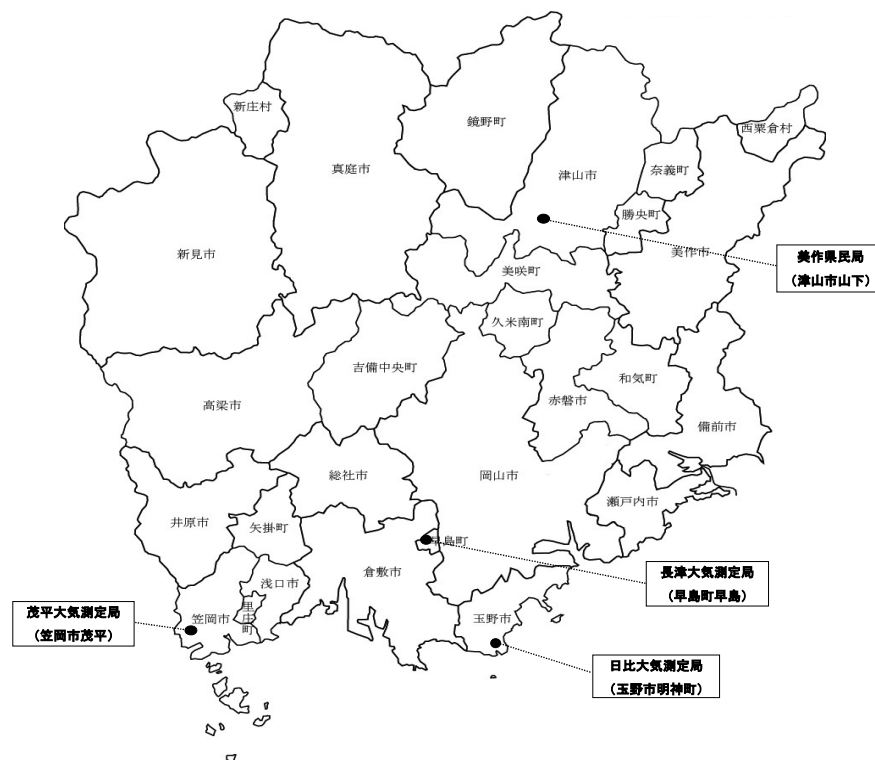
有害大気汚染物質等測定結果

測定地点		長津大気 測定局	茂平大気 測定局	美作県民局	日比大気 測定局	環境基準 (指針値)
物質名	単位					
アクリロニトリル	μg/m ³	0.026	0.015	0.011	0.016	(2以下)
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.011	0.013	0.009	0.030	(10以下)
クロロホルム	μg/m ³	0.12	0.13	0.13	0.14	(18以下)
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.13	0.16	0.16	0.16	(1.6以下)
ジクロロメタン	μg/m ³	0.64	0.67	4.4	0.70	150以下
テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.043	0.036	0.024	0.031	200以下
トリクロロエチレン	μg/m ³	0.044	0.061	0.029	0.036	130以下
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.037	0.024	0.029	0.021	(2.5以下)
ベンゼン	μg/m ³	1.4	1.4	0.55	0.71	3以下
塩化メチル	μg/m ³	1.2	1.2	1.2	1.3	(94以下)
トルエン	μg/m ³	4.7	3.5	2.7	2.8	
酸化エチレン	μg/m ³	0.070	0.063	0.062	0.059	
アセトアルデヒド	μg/m ³	2.0	1.2	1.1	1.2	(120以下)
ホルムアルデヒド	μg/m ³	2.4	1.6	1.8	1.9	
ニッケル化合物	ng/m ³	4.1	2.6	1.1	5.3	(25以下)
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	2.6	2.3	1.8	13	(6以下)
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.037	0.031	0.014	0.036	
マンガン及びその化合物	ng/m ³	110	89	14	29	(140以下)
クロム及び三価クロム化合物(※)	ng/m ³	8.3	7.7	1.5	4.7	
六価クロム化合物(※)						
水銀及びその化合物	ng/m ³	1.7	1.7	1.5	1.7	(40以下)
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	1.2	0.59	0.084	0.22	

(※) 六価クロム化合物並びにクロム及び三価クロム化合物については、当面全クロムとして測定している。

下線は、指針値の超過を示す。

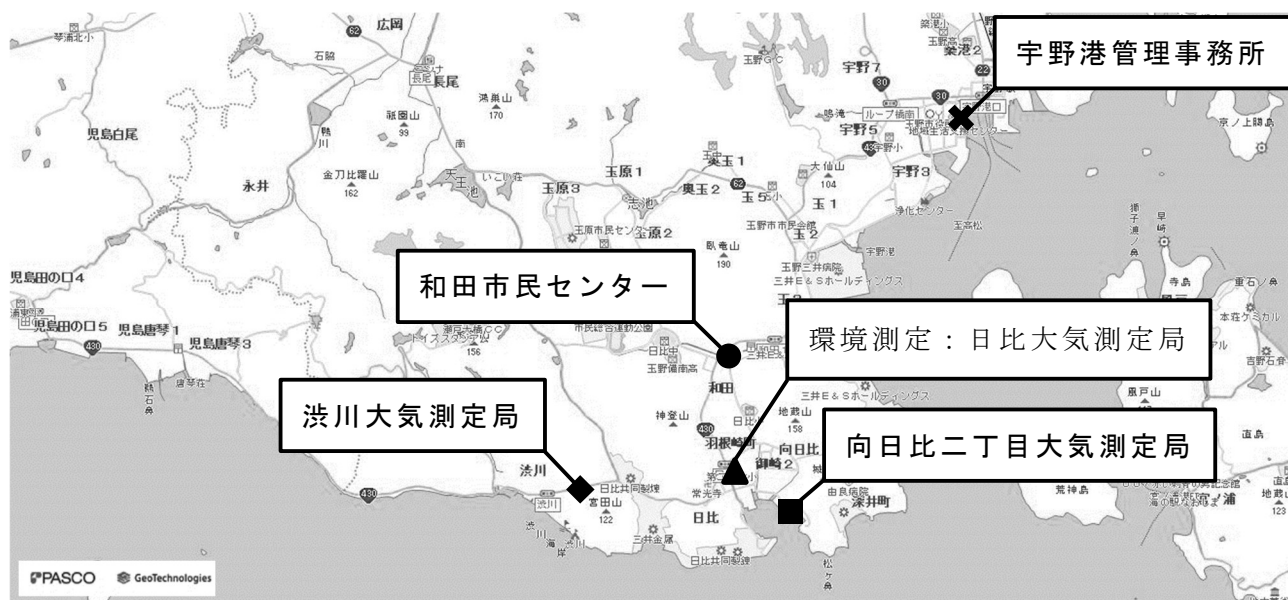
測定地点図



玉野市内の詳細調査結果

県では、大気汚染防止法第22条の規定により有害大気汚染物質等の測定（環境測定）を実施しており、その結果、玉野市内において「ヒ素及びその化合物」の濃度が継続的に高いことから、令和7年度においても詳細調査を実施し、その調査結果を取りまとめた。

詳細調査地点図



ヒ素及びその化合物の調査結果

(ng/m³)

調査地点	H25～H27 平均値 (対策前)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
詳細調査											
宇野港管理事務所	6.6	3.9	4.1	4.2	3.7	4.5	3.8	5.6	4.8	3.8	5.4
渋川大気測定局	21	12	8.4	9.9	11	11	7.5	11	9.7	9.3	12
向日比二丁目大気測定局	27	19	15	13	12	15	14	16	11	17	16
和田市民センター	12	9.7	7.1	8.1	8.2	8.0	7.0	10	7.9	7.7	9.5
環境測定【指針値：6 ng/m ³ 】											
日比大気測定局	20	7.5	6.4	12	8.4	10	8.6	7.6	8.3	8.4	13

※ 詳細調査は、年4回の平均値（1週間試料採取）
 和田市民センターは、H26から調査を実施
 環境測定は、年12回の平均値（24時間試料採取）
 日比大気測定局と表記しているが、H27のみ日比市民センターで調査を実施

令和7年度公共用水域の水質測定結果について

1 内 容

水質汚濁防止法第15条の規定により、公共用水域の水質の汚濁の状況を把握するため、国、岡山市及び倉敷市と協力して、測定を実施した。

(1) 対象項目

ア 環境基準が定められている健康項目(カドミウム等27項目)及び生活環境項目(BOD(生物化学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)等13項目)

イ 環境基準が定められていない要監視項目(クロロホルム等32項目)

(2) 測定方法

県内52水域160地点(表1)において、表2に掲げる頻度で測定を実施した。

表1 測定地点の内訳

水域区分	調査対象水域	調査地点数				
		県	国	岡山市	倉敷市	計
河川	41	51	16	16	4	87
湖沼	1	－	－	4	－	4
海域	10	35	－	13	21	69
合計	52	86	16	33	25	160

(注) 河川41水域のうち、31水域で環境基準の類型が指定されている。

表2 測定頻度

測定項目	測定頻度
健康項目	年1～18回
生活環境項目	年1～18回
要監視項目	年1回

2 結 果

(1) 健康項目

全ての水域で環境基準を達成した。

(2) 生活環境項目

ア BOD及びCOD

河川(BOD)は31水域中30水域で環境基準を達成した。児島湖(COD)は環境基準を達成しなかった。海域(COD)は10水域中4水域で環境基準を達成した。

表3 BOD及びCODの環境基準達成状況

水域区分・項目		水域数	達成水域数	達成率
河川	BOD	31	30	96.8 %
湖沼	COD	1	0	0 %
海域	COD	10	4	40 %

イ 全窒素及び全りん

児島湖の全窒素及び全りんは環境基準を達成しなかった。海域の全窒素及び全りんは8水域全てで環境基準を達成した。

表4 全窒素及び全りんの環境基準達成状況

水域区分・項目		水域数	達成水域数	達成率
湖 沼	全窒素	1	0	0 %
	全りん	1	0	0 %
海 域	全窒素	8	8	100 %
	全りん	8	8	100 %

ウ 全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）
いずれの項目も測定した海域の3水域全てで環境基準を達成した。

エ その他の生活環境項目

その他の生活環境項目については、表5のとおりであった。

表5 その他の生活環境項目の環境基準の適合状況

水域区分	生活環境項目				
	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	浮遊物質 (SS)	大腸菌数	ノルマルヘキサン抽出物質 (油分)
河川	90.9 %	96.7 %	100.0 %	97.5 %	—
湖沼	58.3 %	100.0 %	35.0 %	—	—
海域	97.8 %	79.5 %	—	99.3 %	100.0 %

(注) 数値は、(環境基準に適合している検体数) / (総検体数) を百分率で示したもの。

(3) 要監視項目

指針値が設定されているクロロホルム等30項目のうち、ウランが海域11地点で指針値をわずかに超過した。

その他の29項目は、いずれも指針値内であった。

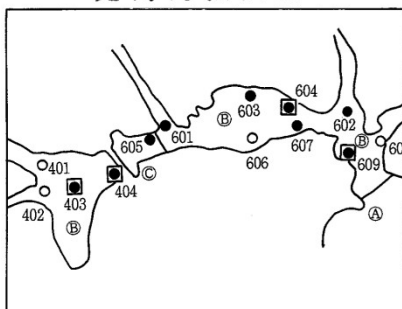
3 今後の対応

引き続き、公共用水域の水質の実態の把握に努めるとともに、水質総量削減計画、児島湖に係る湖沼水質保全計画等に基づく工場・事業場排水対策、生活排水対策などの取組により、環境基準の達成率の向上を図る。

測定地点位置図



児島湾拡大図



- は、BOD又はCOD等に係る環境基準点
- は、全窒素及び全りんに係る環境基準点
- △は、全亜鉛等に係る環境基準点
- は、補助測定点
- 番号は地点番号
- ①～④はそれぞれ環境基準のA～D類型
- 未は環境基準の類型未設定

健康項目の環境基準超過状況

項目名	項目別 測定地点数	環境基準 超過地点数	環境基準
カドミウム	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.003mg/L以下
全シアン	〃	0	検出されないこと
鉛	85 (河川47, 湖沼2, 海域36)	0	0.01mg/L以下
六価クロム	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.02mg/L以下
ヒ素	85 (河川47, 湖沼2, 海域36)	0	0.01mg/L以下
総水銀	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	19 (河川5, 海域14)	0	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	検出されないこと
トリクロロエチレン	〃	0	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	〃	0	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	〃	0	0.02mg/L以下
四塩化炭素	〃	0	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	〃	0	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	〃	0	0.1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	〃	0	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	〃	0	0.006mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	〃	0	0.002mg/L以下
チウラム	〃	0	0.006mg/L以下
シマジン	〃	0	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	〃	0	0.02mg/L以下
ベンゼン	〃	0	0.01mg/L以下
セレン	〃	0	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	106 (河川59, 湖沼4, 海域43)	0	10mg/L以下
フッ素	47 (河川45, 湖沼2)	0	0.8mg/L以下
ほう素	〃	0	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.05mg/L以下

生活環境項目	環境基準で定めている生活環境の保全に係る項目
水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌数、ノルマルヘキサン抽出物質（油分）、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）、底層DO（以上13項目）	

BOD及びCODの測定結果

(1)河川(31水域、33環境基準点)

水 域 名		地 点 名	市町村	水質（BOD：75%値）（mg/L）						環境基準 （mg/L）
				R3	R4	R5	R6	R7		
高梁川水域	高 梁 川 上 流	一 中 橋	新見市	1.0	0.8	1.2	1.1	0.8	○	2以下
	高 梁 川 中 流 (1)	中 井 橋	高梁市	1.2	1.0	0.8	1.0	0.9	○	2以下
	高 梁 川 中 流 (2)	湛 井 堰	総社市	0.7	0.6	0.5	0.6	0.6	○	2以下
	高 梁 川 下 流	霞 橋	倉敷市	1.5	1.8	1.8	1.6	1.2	○	3以下
	西 川	布 原 橋	新見市	1.0	0.8	0.8	0.8	0.7	○	2以下
	小 坂 部 川	巖 橋	新見市	1.0	1.2	0.8	1.2	0.8	○	2以下
	有 漢 川	幡 見 橋	高梁市	1.4	1.0	0.8	0.8	0.9	○	2以下
	成 羽 川	神 崎 橋	高梁市	1.4	0.8	1.0	1.0	0.8	○	2以下
	小 田 川 上 流	猪 原 橋	井原市	0.8	0.6	0.8	0.8	0.7	○	2以下
	小 田 川 下 流	福 松 橋	倉敷市	2.1	2.7	2.5	1.5	1.3	○	3以下
	美 山 川	栄 橋	矢掛町	1.4	1.6	1.2	1.2	1.0	○	2以下
旭川水域	旭 川 上 流	湯 原 ダ ム	真庭市	1.4	1.0	2.0	1.2	1.0	○	1以下
	旭 川 中 流	落 合 大 橋	真庭市	1.2	1.0	1.0	0.9	0.9	○	2以下
		乙 井 手 堰	岡山市	0.7	0.8	0.7	0.6	0.6		
	旭 川 下 流	桜 橋	岡山市	1.8	4.2	1.2	1.2	1.8	○	3以下
	新 庄 川	大 久 奈 橋	真庭市	1.0	0.8	0.8	1.2	0.6	○	2以下
	百 間 川	清 内 橋	岡山市	3.8	4.1	2.9	2.3	3.3	○	5以下
吉井川水域	砂 川	新 橋	岡山市	1.0	1.4	1.2	1.5	1.5	○	3以下
	吉 井 川 上 流	嵯 峨 堰	津山市	1.4	1.1	1.0	1.2	1.0	○	2以下
	吉 井 川 中 ・ 下 流	周 匝 橋	赤磐市	1.5	1.0	1.2	1.2	1.1	○	3以下
		熊 山 橋	赤磐市	0.8	0.9	0.9	0.7	0.7		
	加 茂 川	加 茂 川 橋	津山市	1.2	1.2	1.2	0.8	0.9	○	2以下
	梶 並 川	滝 村 堰	美作市	1.0	1.0	1.1	1.2	1.0	○	2以下
	滝 川	三 星 橋	美作市	1.2	1.2	1.2	1.0	1.1	○	3以下
	吉 野 川	鷺 湯 橋	美作市	1.2	0.8	1.2	1.0	1.1	○	2以下
金 剛 川	宮 橋	和気町	0.7	1.0	0.9	0.6	0.8	○	2以下	
笹ヶ瀬川水域	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	岡山市	3.0	3.2	2.8	2.4	4.1	×	3以下
	足守川上流	高 塚 橋	岡山市	1.6	1.0	1.6	1.7	1.3	○	2以下
	足守川下流	入 江 橋	岡山市	1.6	1.2	1.2	1.6	1.2	○	3以下
倉敷川水域	倉 敷 川	倉 敷 川 橋	岡山市	3.6	2.8	3.4	2.8	4.0	○	5以下
芦田川水域	高 屋 川	滝 山 堰	井原市	1.6	1.2	0.9	1.2	1.1	○	2以下
里見川水域	里 見 川	鴨 方 川 合 流 点	浅口市	3.6	3.4	3.0	2.6	3.1	○	8以下
伊里川水域	伊 里 川	浜 の 川 橋	備前市	1.2	1.6	1.2	1.4	1.4	○	3以下

(備考) 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目（整数でない場合は端数を切り上げた整数番目）にくるデータを表す。

2) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

3) 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(2) 湖 沼(児島湖1水域、2環境基準点)

水 域 名		地 点 名	水質 (COD : 75%値) (mg/L)					環境基準 (mg/L)	
			R3	R4	R5	R6	R7		
児島湖 水 域	児 島 湖	湖 心	8.2	8.1	8.6	7.4	8.3	×	5以下
		樋 門	8.0	8.3	8.6	8.2	8.0		

(3) 海 域(10水域、27環境基準点)

水 域 名			地 点 名	水質 (COD : 75%値) (mg/L)					環境基準 (mg/L)	
				R3	R4	R5	R6	R7		
水 島 海 域	玉 島 港 区	玉 島 港 奥 部	3.7	3.6	4.6	3.2	4.0	○	8以下	
	水 島 港 区	水 島 港 口 部	2.5	2.8	3.0	2.8	2.7	○	8以下	
	水島地先海域(甲)	玉 島 港 沖 合	2.5	2.8	2.6	2.7	2.8	○	3以下	
		上 水 島 北	2.2	2.7	2.4	2.9	2.5			
		濃 地 諸 島 東	2.1	2.4	2.2	2.6	2.4			
	水島地先海域(乙)	網 代 諸 島 沖	2.1	2.5	2.2	2.6	2.3	×	2以下	
児 島 湾	児 島 湾 (甲)	海 岸 通 沖	5.4	6.1	5.5	5.2	4.7	○	8以下	
	児 島 湾 (乙)	旭 川 河 口 部	4.1	4.6	4.6	4.4	4.6	×	3以下	
		吉 井 川 河 口 部	3.9	4.3	4.1	3.6	3.8			
		横 樋 沖	4.1	4.5	4.8	4.3	4.5			
		九 幡 沖	3.9	4.5	4.8	4.0	3.9			
		阿 津 沖	4.4	5.2	4.9	4.2	4.5			
		向 小 串 沖	3.6	3.1	3.7	3.7	3.3			
	水 域	児 島 湾 (丙)	別 荘 沖	2.9	3.1	3.9	2.2	2.4	×	2以下
			児 島 湾 口 沖	3.2	2.8	3.2	1.7	2.1		
			波 張 崎 南	2.2	2.1	2.3	2.2	1.9		
出 崎 東 沖			2.2	2.2	2.8	2.4	2.1			
備 讃 瀬 戸	備 讃 瀬 戸	神 島 御 崎 沖	3.1	2.6	2.8	2.8	2.6	×	2以下	
		青 佐 鼻 沖	2.9	2.8	2.4	2.9	2.5			
		北 木 島 布 越 崎 北	2.4	2.5	2.1	2.4	2.0			
		久 須 美 鼻 東	2.0	2.3	2.0	2.5	2.1			
		大 槌 島 北	2.0	2.1	2.1	2.1	1.9			
牛窓地 先海域	牛窓地先海域	錦 海 湾	2.3	2.1	2.3	2.4	2.2	×	2以下	
		前 島 南 西	2.2	2.1	2.1	2.2	2.0			
播磨灘 北西部	播磨灘北西部	長 島 西 南 沖	2.3	2.0	2.5	2.4	1.9	×	2以下	
		大 多 府 島 東 南 沖	2.5	2.1	2.5	2.2	2.0			
		鹿 久 居 島 東 沖	3.0	2.5	2.6	2.7	2.3			

(備考) 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、
0.75×n番目(整数でない場合は端数を切り上げた整数番目)にくるデータを表す。

2) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

3) 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

全窒素及び全りん の測定結果

(1)全窒素(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水 域 名	地 点 名	水質(全窒素:年間平均値)(mg/L)										環境基準 (mg/L)	
		R3		R4		R5		R6		R7			
児 島 湖	湖 心	1.1		1.1		1.1		1.2		1.1		×	1以下
	樋 門	1.1		1.2		1.2		1.3		1.1			
水 島 港 区	水 島 港 口 部	0.23	0.23	0.23	0.23	0.24	0.24	0.27	0.27	0.21	0.21	○	0.6以下
水島地先海域	玉 島 港 沖 合	0.21	0.19	0.19	0.19	0.21	0.23	0.22	0.22	0.18	0.19	○	0.3以下
	上 水 島 北	0.20		0.20		0.26		0.25		0.2			
	濃 地 諸 島 東	0.17		0.18		0.21		0.20		0.18			
児 島 湾	九 蟠 沖	0.52	0.52	0.52	0.47	0.58	0.56	0.60	0.57	0.41	0.40	○	1以下
	向 小 串 沖	0.52		0.42		0.54		0.54		0.38			
児 島 湾 沖	児 島 湾 口 沖	0.43	0.26	0.30	0.22	0.43	0.28	0.30	0.24	0.24	0.19	○	0.3以下
	出 崎 東 沖	0.18		0.19		0.22		0.20		0.17			
	鉾 島 沖 合	0.17		0.17		0.20		0.23		0.17			
備讃瀬戸(イ)	久 須 美 鼻 東	0.17	0.17	0.17	0.18	0.17	0.17	0.18	0.18	0.15	0.15	○	0.3以下
	大 槌 島 北	0.17		0.18		0.17		0.17		0.15			
備讃瀬戸(ロ)	網 代 諸 島 沖	0.17	0.20	0.17	0.19	0.17	0.20	0.21	0.20	0.15	0.17	○	0.3以下
	神 島 御 崎 沖	0.24		0.21		0.23		0.22		0.21			
	青 佐 鼻 沖	0.21		0.20		0.22		0.21		0.18			
	北 木 島 布 越 崎 北	0.17		0.16		0.17		0.17		0.15			
牛窓地先海域	錦 海 湾	0.17	0.16	0.19	0.17	0.19	0.17	0.17	0.16	0.17	0.15	○	0.3以下
	前 島 南 西	0.15		0.17		0.16		0.16		0.15			
	前 島 東 南	0.15		0.15		0.16		0.15		0.14			
播磨灘北西部	長 島 西 南 沖	0.15	0.16	0.17	0.17	0.16	0.16	0.16	0.17	0.15	0.16	○	0.3以下
	大多府島東南沖	0.16		0.16		0.16		0.15		0.15			
	鹿久居島東沖	0.16		0.17		0.17		0.19		0.17			

(2)全りん(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水 域 名	地 点 名	水質(全りん:年間平均値)(mg/L)										環境基準 (mg/L)	
		R3		R4		R5		R6		R7			
児 島 湖	湖 心	0.20		0.17		0.18		0.19		0.17		×	0.1以下
	樋 門	0.19		0.17		0.17		0.18		0.16			
水 島 港 区	水 島 港 口 部	0.035	0.035	0.030	0.030	0.030	0.030	0.033	0.033	0.026	0.026	○	0.05以下
水島地先海域	玉 島 港 沖 合	0.036	0.034	0.028	0.028	0.031	0.030	0.030	0.030	0.026	0.025	○	0.03以下
	上 水 島 北	0.035		0.030		0.032		0.033		0.025			
	濃 地 諸 島 東	0.031		0.027		0.026		0.028		0.023			
児 島 湾	九 蟠 沖	0.066	0.059	0.064	0.059	0.064	0.054	0.066	0.061	0.061	0.056	○	0.09以下
	向 小 串 沖	0.052		0.054		0.044		0.055		0.05			
児 島 湾 沖	児 島 湾 口 沖	0.044	0.034	0.035	0.032	0.037	0.035	0.041	0.036	0.037	0.029	○	0.03以下
	出 崎 東 沖	0.030		0.033		0.035		0.032		0.026			
	鉾 島 沖 合	0.028		0.029		0.033		0.036		0.025			
備讃瀬戸(イ)	久 須 美 鼻 東	0.032	0.030	0.028	0.028	0.027	0.028	0.029	0.029	0.024	0.024	○	0.03以下
	大 槌 島 北	0.028		0.028		0.029		0.029		0.023			
備讃瀬戸(ロ)	網 代 諸 島 沖	0.033	0.034	0.027	0.030	0.027	0.030	0.029	0.032	0.022	0.024	○	0.03以下
	神 島 御 崎 沖	0.038		0.033		0.034		0.036		0.027			
	青 佐 鼻 沖	0.034		0.031		0.032		0.034		0.027			
	北 木 島 布 越 崎 北	0.030		0.028		0.028		0.028		0.021			
牛窓地先海域	錦 海 湾	0.031	0.028	0.029	0.027	0.028	0.026	0.030	0.027	0.028	0.025	○	0.03以下
	前 島 南 西	0.027		0.027		0.026		0.026		0.025			
	前 島 東 南	0.025		0.025		0.025		0.025		0.022			
播磨灘北西部	長 島 西 南 沖	0.027	0.027	0.028	0.026	0.027	0.026	0.027	0.026	0.024	0.025	○	0.03以下
	大 多 府 島 東 南 沖	0.027		0.025		0.025		0.024		0.024			
	鹿 久 居 島 東 沖	0.027		0.025		0.026		0.026		0.026			

(備考) 1) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

2) 全窒素及び全りんについては、水域内に複数の環境基準点がある場合、湖沼については全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、海域については各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内の全ての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの測定結果

(1) 全亜鉛(海域3水域6環境基準点)

水 域 名	地 点 名	水質(全亜鉛:年間平均値)(mg/L)					環境基準(mg/L)	
		R3	R4	R5	R6	R7		
備 讃 瀬 戸	水 島 港 口 部	0.002	0.004	0.002	0.004	0.002	○	0.02以下
	神 島 御 崎 沖	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001		
備 讃 瀬 戸(イ)	網 代 諸 島 沖	0.003	0.002	0.001	0.002	0.001	○	0.01以下
	青 佐 鼻 沖	0.001	0.001	0.001	0.002	0.003		
	久 須 美 鼻 東	<0.001	0.002	0.005	0.001	0.001		
播磨灘北西部(イ)	鹿 久 居 島 東 沖	0.001	0.001	<0.001	0.002	0.003	○	0.01以下

(2) ノニルフェノール(海域3水域6環境基準点)

水 域 名	地 点 名	水質(ノニルフェノール:年間平均値)(mg/L)					環境基準(mg/L)	
		R3	R4	R5	R6	R7		
備 讃 瀬 戸	水 島 港 口 部	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.001以下
	神 島 御 崎 沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006		
備 讃 瀬 戸 (イ)	網 代 諸 島 沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.0007以下
	青 佐 鼻 沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006		
	久 須 美 鼻 東	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006		
播磨灘北西部(イ)	鹿 久 居 島 東 沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.0007以下

(3) LAS(海域3水域6環境基準点)

水 域 名	地 点 名	水質(LAS:年間平均値)(mg/L)					環境基準(mg/L)	
		R3	R4	R5	R6	R7		
備 讃 瀬 戸	水 島 港 口 部	0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.01以下
	神 島 御 崎 沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006		
備 讃 瀬 戸 (イ)	網 代 諸 島 沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.006以下
	青 佐 鼻 沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006		
	久 須 美 鼻 東	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006		
播磨灘北西部(イ)	鹿 久 居 島 東 沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.006以下

(備考) 1) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

2) 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

その他の生活環境項目の測定結果(環境基準適合率)

(単位:%)

	年度	河 川								
		高梁川	旭 川	吉井川	笹ヶ瀬川	倉敷川	高屋川	里見川	伊里川	小 計
pH	R3	82.4	91.7	97.0	95.8	85.6	88.9	61.1	77.8	89.2
	R4	83.6	94.6	95.9	93.1	87.8	100.0	50.0	66.7	89.8
	R5	85.7	94.2	97.8	97.2	90.0	100.0	72.2	77.8	91.9
	R6	89.0	95.7	96.7	98.5	85.9	100.0	94.4	94.4	93.3
	R7	85.8	94.4	97.8	97.0	82.1	94.4	77.8	55.6	90.9
DO	R3	97.2	99.2	99.3	98.6	100.0	72.2	100.0	100.0	98.2
	R4	98.1	95.8	97.8	90.3	100.0	66.7	100.0	100.0	96.6
	R5	99.0	97.1	100.0	90.3	97.8	77.8	100.0	100.0	97.8
	R6	98.4	98.7	99.6	100.0	97.4	77.8	100.0	100.0	98.5
	R7	97.2	95.3	97.4	97.0	100.0	72.2	100.0	100.0	96.7
SS	R3	100.0	100.0	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9
	R4	100.0	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9
	R5	100.0	99.6	100.0	100.0	96.7	100.0	100.0	100.0	99.6
	R6	100.0	99.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.8
	R7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大腸菌群数	R3	59.4	49.5	54.8	59.7	－	5.6	－	88.9	55.2
大腸菌数	R4	99.7	94.6	97.8	100.0	－	94.4	－	100.0	97.8
	R5	99.4	94.1	98.1	98.6	－	72.2	－	100.0	97.1
	R6	99.7	94.0	98.1	98.5	－	77.8	－	100.0	97.4
	R7	100.0	93.1	98.1	98.5	－	94.4	－	94.4	97.5

(単位:%)

	年度	湖沼	海 域						河川、湖沼、海域 の合計
		児島湖	水 島	児島湾	備讃瀬戸	牛窓地先	播磨灘 北西部	小 計	
pH	R3	56.9	88.1	85.6	98.0	96.7	100.0	91.6	89.1
	R4	65.3	96.7	80.6	100.0	100.0	100.0	93.0	90.3
	R5	58.3	94.3	86.7	100.0	100.0	99.1	94.2	91.7
	R6	61.7	98.4	88.1	98.0	100.0	100.0	95.5	93.3
	R7	58.3	98.0	95.0	99.5	100.0	100.0	97.8	93.0
DO	R3	100.0	89.3	88.1	63.0	76.7	72.7	80.2	90.2
	R4	100.0	93.9	91.7	67.5	73.3	77.3	83.9	91.1
	R5	100.0	88.9	88.8	59.0	73.3	78.2	79.8	89.8
	R6	100.0	93.9	85.0	63.0	73.3	74.5	80.3	90.4
	R7	100.0	92.2	88.1	64.0	66.7	66.4	79.5	89.1
SS	R3	69.4	－	－	－	－	－	－	97.9
	R4	36.1	－	－	－	－	－	－	95.8
	R5	43.1	－	－	－	－	－	－	95.9
	R6	51.7	－	－	－	－	－	－	97.1
	R7	35.0	－	－	－	－	－	－	96.4
大腸菌群数	R3	－	100.0	96.7	100.0	100.0	100.0	99.3	69.2
大腸菌数	R4	－	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.5
	R5	－	100.0	93.5	98.1	100.0	100.0	97.9	97.4
	R6	－	88.2	98.9	97.4	100.0	99.0	97.7	97.4
	R7	－	97.1	100.0	99.4	97.9	100.0	99.3	98.0
油分	R3	－	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R4	－	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R5	－	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R6	－	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R7	－	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 環境基準適合率とは、環境基準類型のあてはめられた水域における「環境基準に適合する検体数／総検体数」を表す。
(検体数には、水域内の類型指定のある補助地点の検体数も含まれる。)

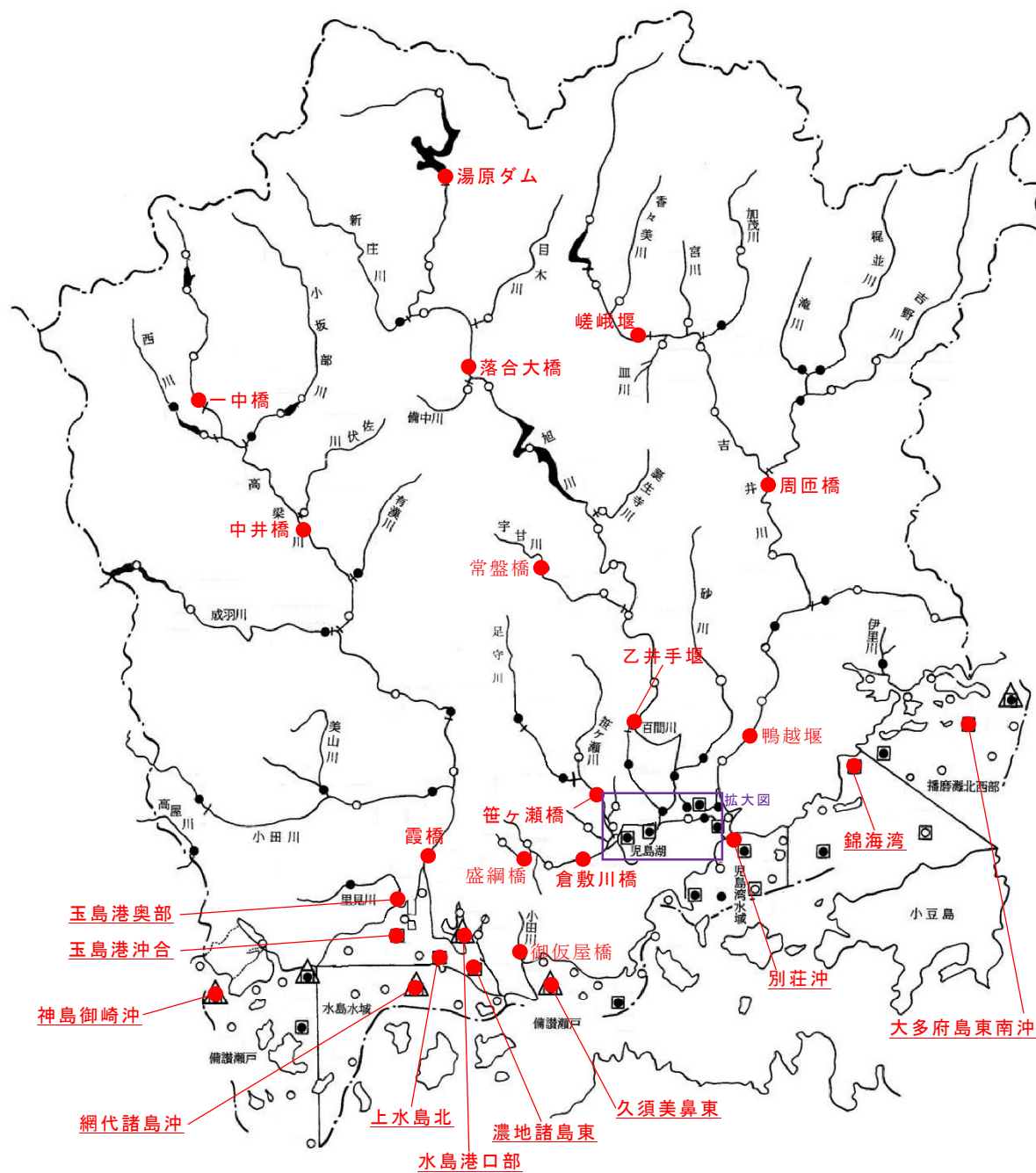
要監視項目の指針値超過状況

項目名	項目別 測定地点数	指針値 超過地点数	指針値
(人の健康の保護に関する項目)			
クロロホルム	31 (河川15, 海域16)	0	0.06 mg/L以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04 mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	〃	0	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	〃	0	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	〃	0	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	〃	0	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	〃	0	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	〃	0	0.04 mg/L以下
オキシ銅(有機銅)	〃	0	0.04 mg/L以下
クロロタロニル(TPN)	〃	0	0.05 mg/L以下
プロピザミド	〃	0	0.008 mg/L以下
o-エチル=o-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(EPN)	33 (河川15, 海域18)	0	0.006 mg/L以下
ジクロロボス(DDVP)	31 (河川15, 海域16)	0	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ(BPMC)	〃	0	0.03 mg/L以下
イプロベンホス(IBP)	〃	0	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン(CNP)	〃	—	指針値なし
トルエン	〃	0	0.6 mg/L以下
キシレン	〃	0	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	22 (河川13, 海域9)	0	0.06 mg/L以下
ニッケル	〃	—	指針値なし
モリブデン	〃	0	0.07 mg/L以下
アンチモン	〃	0	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	〃	0	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	24 (河川13, 海域11)	0	0.0004mg/L以下
全マンガン	〃	0	0.2 mg/L以下
ウラン	26 (河川13, 海域13)	11※1	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	27 (河川14, 海域13)	0	0.000050mg/L以下※2
(水生生物の保全に関する項目)			
クロロホルム(再掲)	31 (河川15, 海域16)	0	0.006～3 mg/L以下
フェノール	22 (河川13, 海域9)	0	0.01～2 mg/L以下
ホルムアルデヒド	〃	0	0.03～1 mg/L以下
4-tert-オクチルフェノール	〃	0	0.0004～0.004 mg/L以下
アニリン	〃	0	0.02～0.1 mg/L以下
2, 4-ジクロロフェノール	〃	0	0.003～0.03 mg/L以下

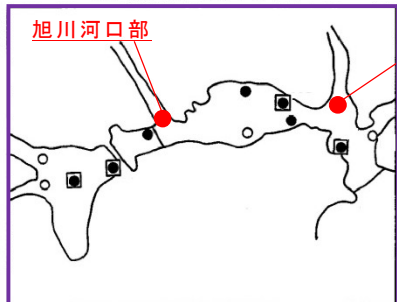
※1 検出濃度の最大値は0.0031mg/L(超過地点は全て海域)

※2 令和7年6月に指針値(暫定)から指針値に見直しされた

①PFOS・PFOA測定地点位置図



児島湾拡大図



● 水質汚濁防止法に基づく公共用水域の調査（令和7年度）
 河川：14地点 湖沼：0地点 海域：13地点
※下線を付した地点は海域
 ※ゴシックは環境基準点

②PFOS・PFOAの測定結果

7. 河川（14地点）

水域名		地点名	市町村	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) (ng/L)	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) (ng/L)	PFOS+PFOA (ng/L)	指針値 (ng/L)
高梁川水系	高梁川上流	一中橋	新見市	<2.5	<2.5	<5.0	50
	高梁川中流(1)	中井橋	高梁市	<2.5	<2.5	<5.0	50
	高梁川下流	霞橋	倉敷市	<2.5	<2.5	<5.0	50
旭川水系	旭川上流	湯原ダム	真庭市	<2.5	<2.5	<5.0	50
	旭川中流	落合大橋	真庭市	<2.5	<2.5	<5.0	50
		乙井出堰	岡山市	<2.5	<2.5	<5.0	50
	宇甘川	常盤橋	岡山市	<2.5	29	31	50
吉井川水系	吉井川上流	嵯峨堰	津山市	<2.5	<2.5	<5.0	50
	吉井川中・下流	周匝橋	赤磐市	<2.5	<2.5	<5.0	50
		鴨越堰	岡山市	<2.5	2.8	5.3	50
笹ヶ瀬川水系	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	岡山市	<2.5	4.3	6.8	50
倉敷川水系	倉敷川	盛綱橋	倉敷市	<2.5	<2.5	<5.0	50
		倉敷川橋	岡山市	2.5	9.6	12	50
小田川水系	小田川	御仮屋橋	倉敷市	5.0	10	15	50

1. 海域（13地点）

水域名		地点名	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) (ng/L)	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) (ng/L)	PFOS+PFOA (ng/L)	指針値 (ng/L)
水島海域	玉島港区	玉島港奥部	<2.5	<2.5	<5.0	50
	水島地区	水島港口部	<2.5	<2.5	<5.0	50
	水島地先(甲)	玉島港沖合	<2.5	<2.5	<5.0	50
		上水島北	<2.5	<2.5	<5.0	50
		濃地諸島東	<2.5	<2.5	<5.0	50
	水島地先(乙)	網代諸島沖	<2.5	<2.5	<5.0	50
児島湾水域	児島湾(乙)	旭川河口部	<2.5	3.0	5.5	50
		吉井川河口部	<2.5	<2.5	<5.0	50
	児島湾(丙)	別荘沖	<2.5	<2.5	<5.0	50
備讃瀬戸	備讃瀬戸	神島御崎沖	<2.5	<2.5	<5.0	50
		久須美鼻東	<2.5	<2.5	<5.0	50
牛窓地先	牛窓地先	錦海湾	<2.5	<2.5	<5.0	50
播磨灘北西部	播磨灘北西部	大多府島東南沖	<2.5	<2.5	<5.0	50

環境基準の評価方法等

1 健康項目の達成状況の評価

基準値は主として長期的摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であることから、環境基準の達成状況の評価については、一部の項目を除き、同一地点における年間の総検体の測定値の平均値（年間平均値）が基準値以下であることをもって、環境基準を達成しているものと判断する。（全シアンについては最高値が基準値以下であること、総水銀については環境基準超過検体数が総検体数の37 %未満であること、アルキル水銀及びP C Bについては全ての測定値が不検出であることをもって、環境基準を達成しているものと判断する。）

2 環境基準の達成水域

(1) BOD、COD

ア 類型指定された水域の環境基準点における水質（BOD又はCOD）の75%値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

（注）75 %値とは、年間のn個の日間平均値の全データをその小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目（整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目）にくるデータをいう。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(2) 湖沼の全窒素及び全りん

ア 類型指定された水域の環境基準点における水質の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(3) 海域の全窒素及び全りん

ア 類型指定された水域の環境基準点における表層の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内の全ての環境基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(4) 全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS

ア 類型指定された水域の環境基準点における水質の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(参考)

瀬戸内海の水質に係る環境基準達成状況について

瀬戸内海の水質に係る主要な環境基準項目である COD（化学的酸素要求量）、全窒素及び全りんの水質基準達成状況は次のとおりである。

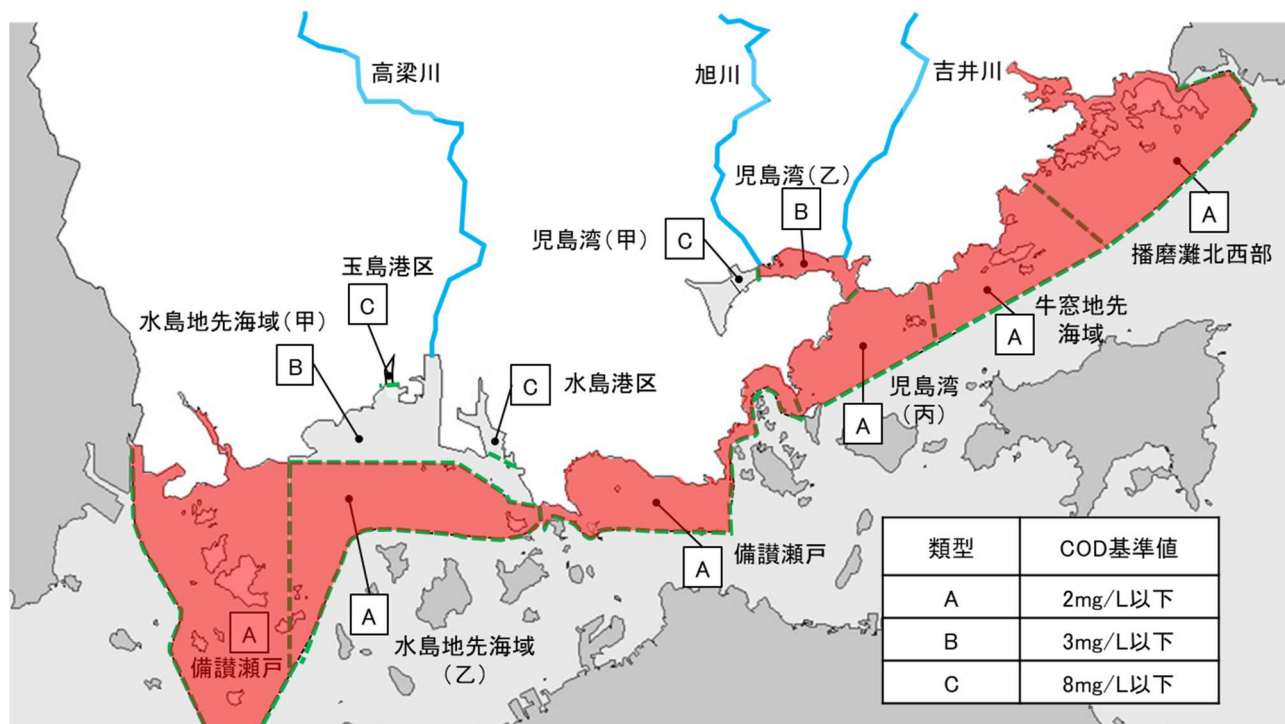


図1 海域の区分と環境基準（COD）達成状況
（塗りつぶし部分が基準未達成海域）

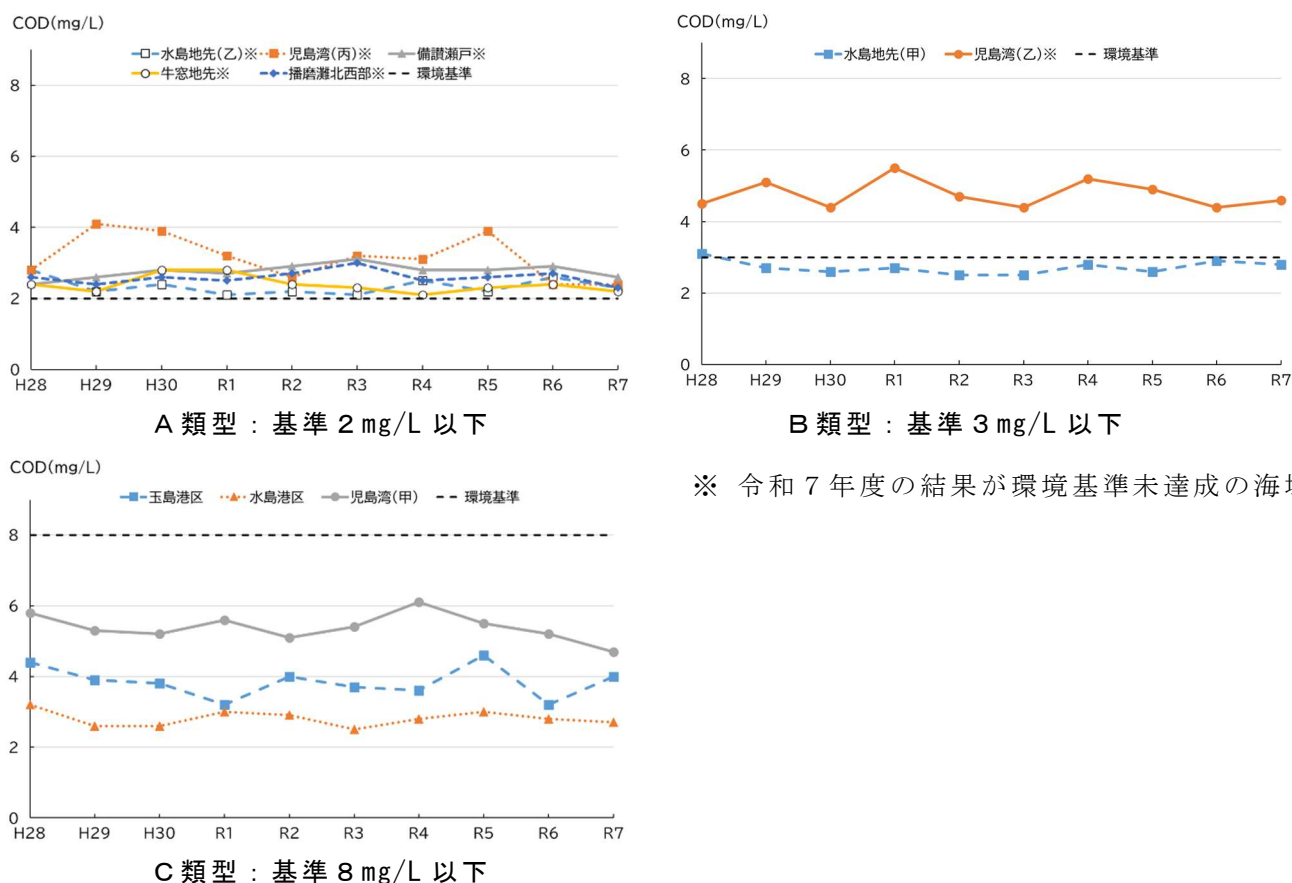


図2 類型別の海域におけるCODの経年変化

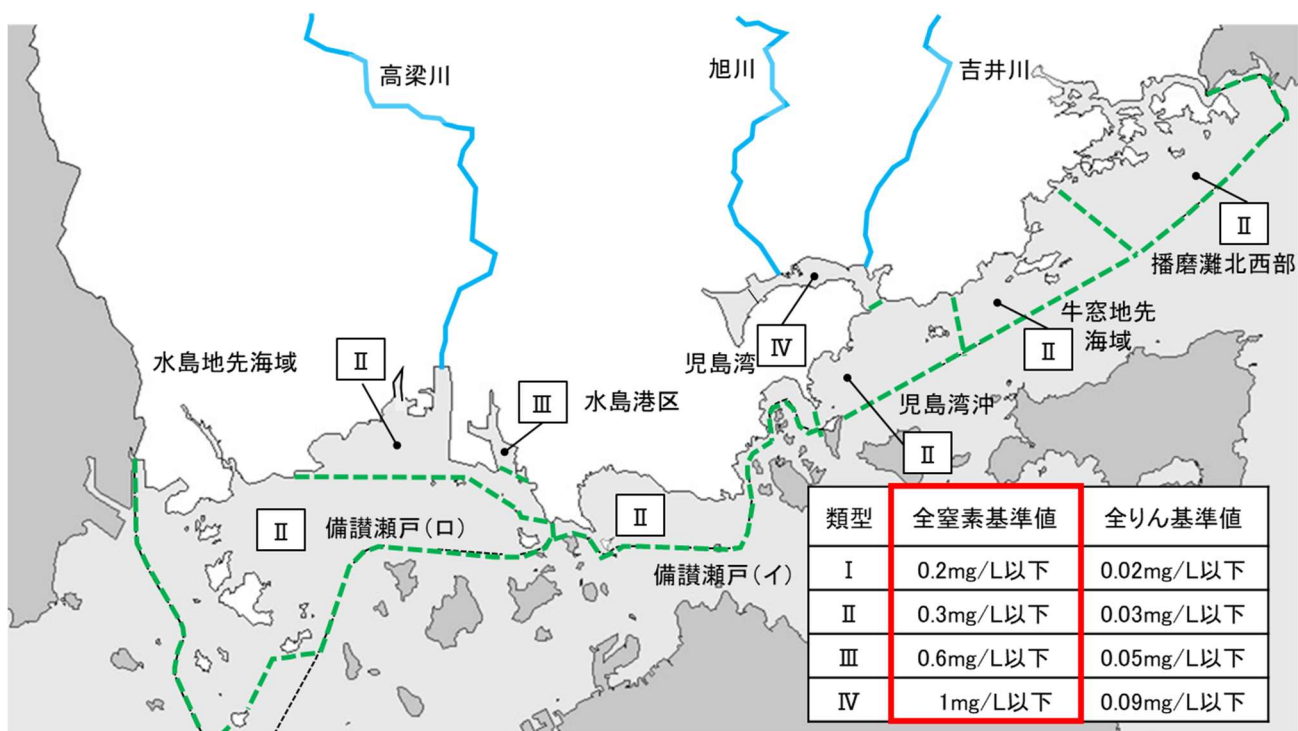
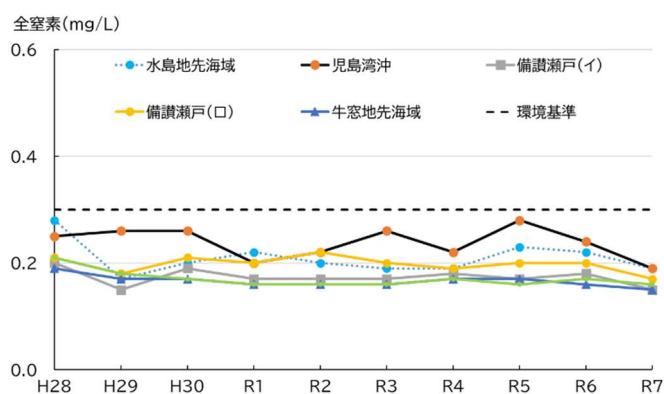
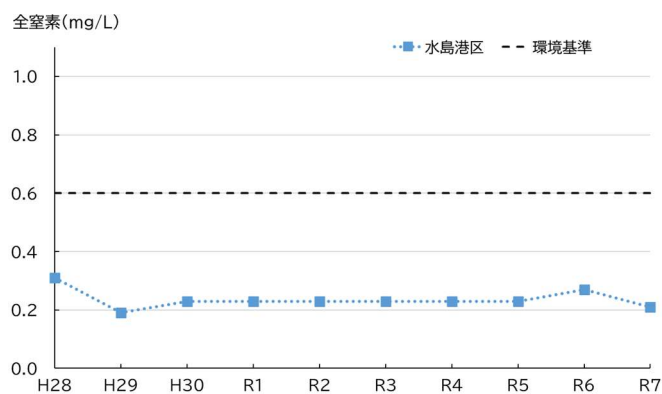


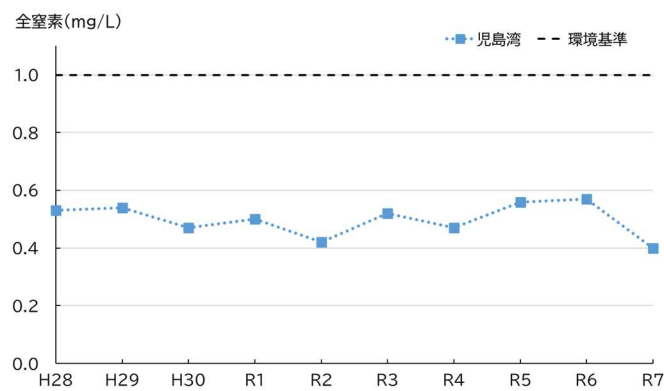
図3 海域の区分と環境基準（全窒素）達成状況
（全海域で基準達成）



Ⅱ類型：基準 0.3mg/L 以下



Ⅲ類型：基準 0.6mg/L 以下



Ⅳ類型：基準 1mg/L 以下

図4 類型別の海域における全窒素の経年変化

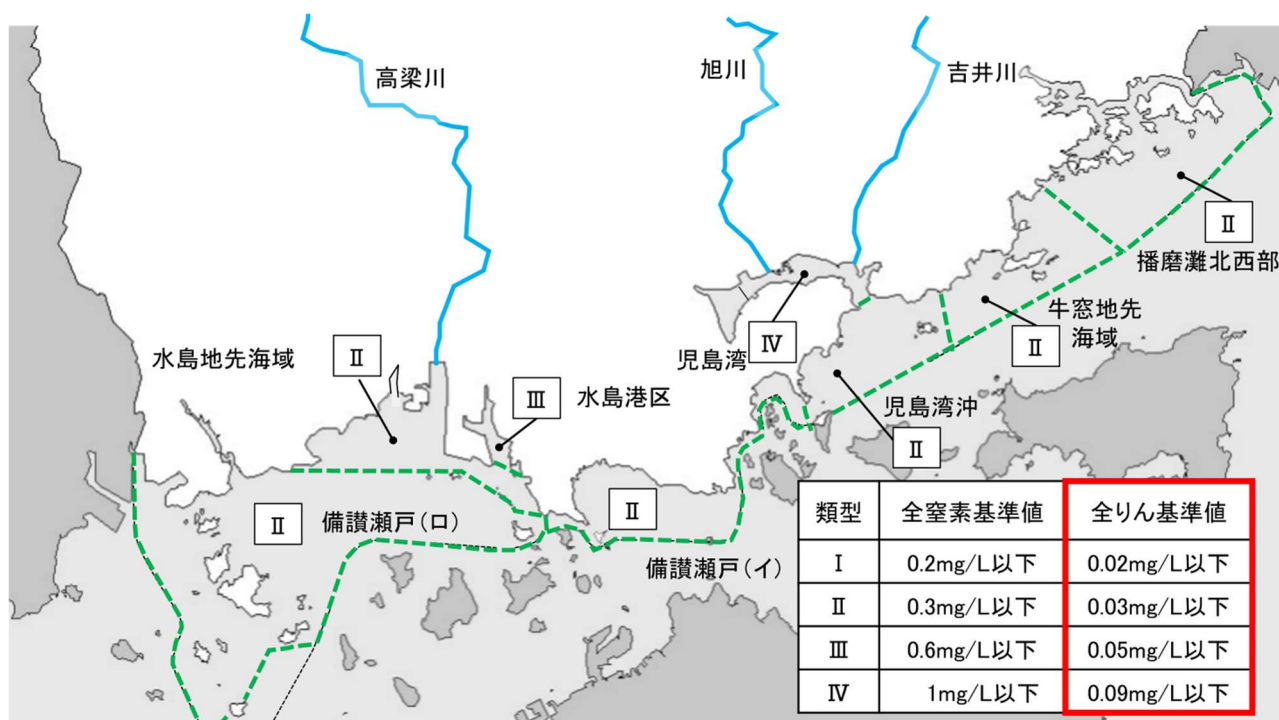
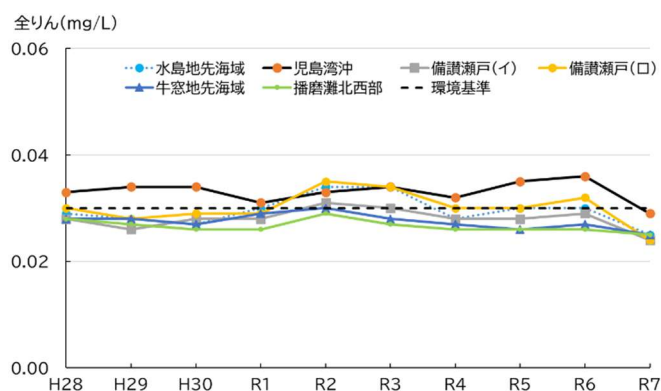
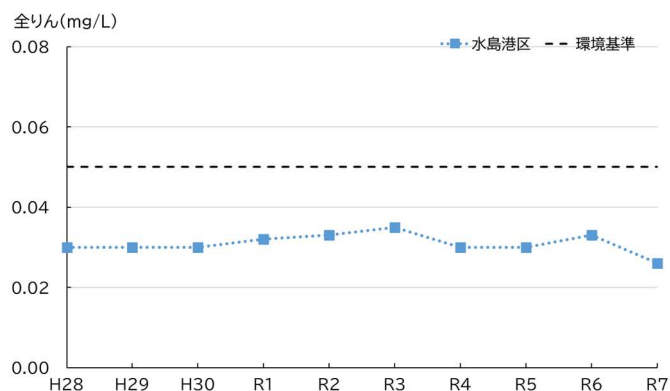


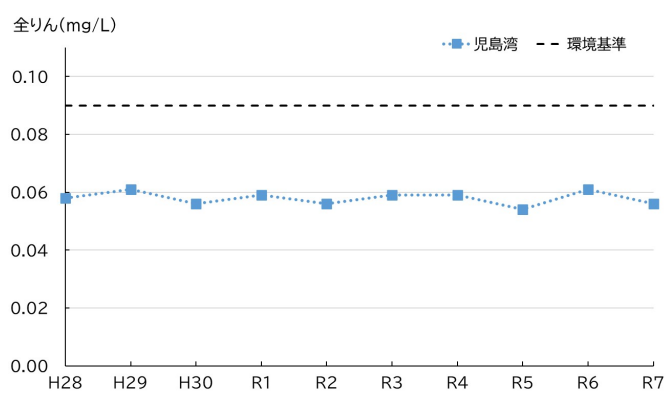
図5 海域の区分と環境基準（全りん）達成状況
（全海域で基準達成）



Ⅱ類型：基準 0.03mg/L 以下



Ⅲ類型：基準 0.05mg/L 以下



Ⅳ類型：基準 0.09mg/L 以下

図6 類型別の海域における全りんの経年変化

令和7年度地下水の水質測定結果について

1 内 容

水質汚濁防止法第15条の規定により、地下水の水質の汚濁の状況を把握するため、岡山市及び倉敷市と協力して、測定を実施した。

(1) 対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている環境基準項目(カドミウム等28項目)及び要監視項目(クロロホルム等25項目)

(2) 測定方法

表1のとおり、県内31地点において概況調査を行うとともに、過去にトリクロロエチレン等による汚染が確認された4地点で継続監視調査を行った。測定項目及び頻度については、表2のとおりである。

表1 測定地点の内訳

区 分	県	岡山市	倉敷市	計
概 況 調 査	19	6	6	31
継続監視調査	2	1	1	4
合 計	21	7	7	35

表2 測定項目及び頻度

区 分	測定項目	測定頻度
概 況 調 査	環境基準項目及び要監視項目	年1回
継続監視調査	過去に超過した環境基準項目（関連する環境基準項目を含む。）	年1～2回

2 結 果

(1) 概況調査

31地点のうち1地点で環境基準を超過した。超過地点及び超過項目については表3のとおりである。

表3 環境基準超過地点及び超過項目

超過地点	超過項目
瀬戸内市邑久町尾張	ひ素

(2) 継続監視調査

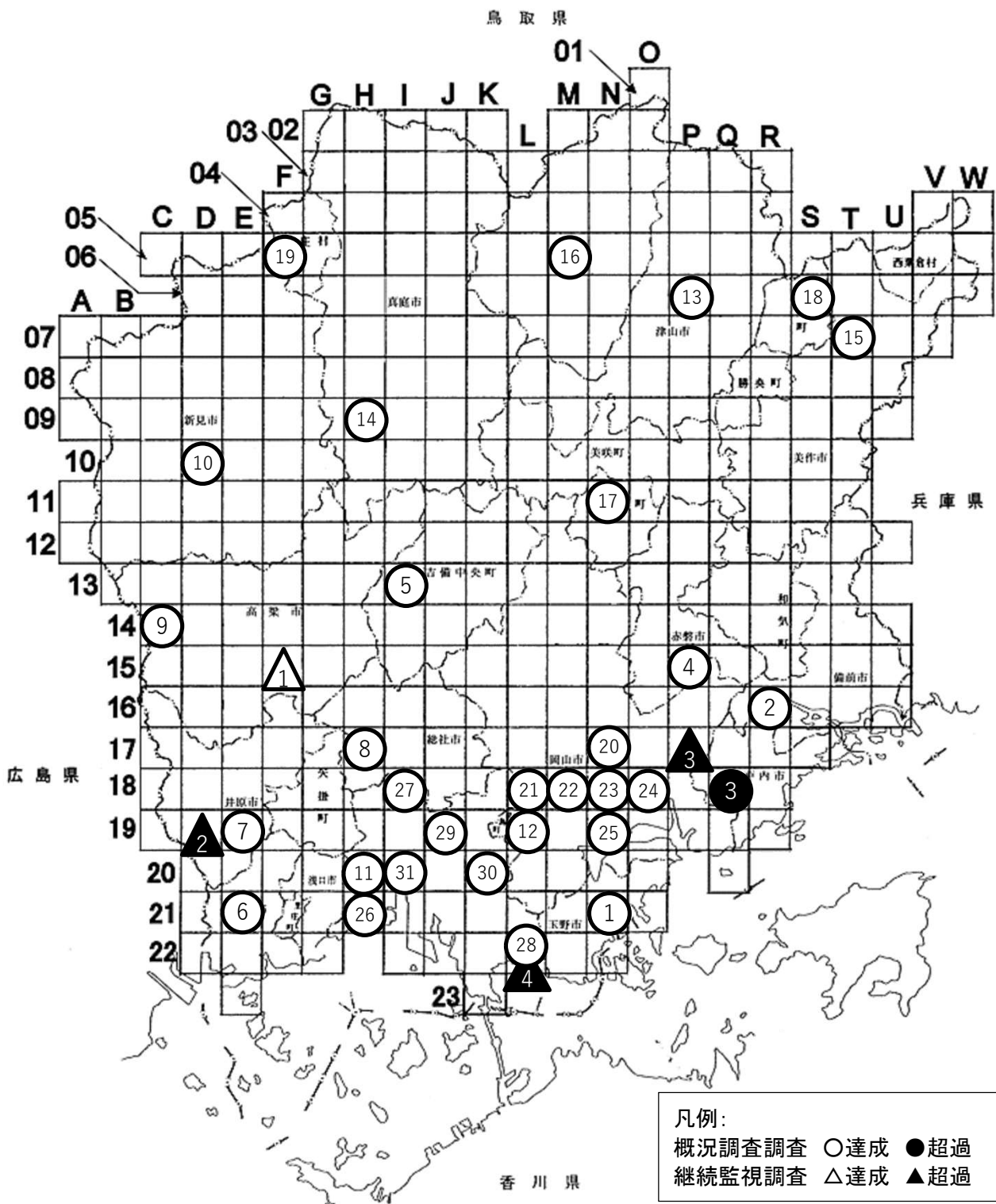
4地点のうち3地点で、依然として調査対象物質が環境基準を超過していた。

3 今後の対応

概況調査で環境基準を超過した地点は、汚染範囲及び原因究明調査を行った結果、自然由来と判断されることから調査を終了する。

継続監視調査を行った4地点は、引き続き調査を継続する。

地下水環境基準達成状況図



地下水測定項目

環境基準項目	環境基準で定めている人の健康の保護に係る項目
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン（以上28項目）	

要監視項目	人の健康の保護に関連する物質ではあるが、現時点では直ちに環境基準項目とせず引き続き知見の集積に努めるべき項目
クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、o-エチル-o-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸（以上25項目）	

概況調査の測定結果

(単位:mg/L)

番号	メッシュ番号	所在地	用途	環境基準										項目										要監視項目	測定機関										
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	(クロロビニルモノマー)	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム			シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ほう素	1,4-ジオキサン			
			環境基準	0.003	N.D.	0.01	0.02	0.01	0.0005	N.D.	N.D.	0.02	0.002	0.002	0.004	0.1	0.04	1	0.006	0.01	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05				
			報告下限	0.0003	0.1	0.005	0.01	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	0.002	0.002	0.002	0.004	0.002	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0002	0.0006	0.003	0.002	0.001	0.002	0.03	0.08	0.03	0.005				
1	N-21	玉野市田井	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.		岡山県	
2	R-16	備前市香登本	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.11	N.D.	N.D.		〃	
3	Q-18	瀬戸内市邑久町尾張	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.64	0.14	N.D.		〃	
4	P-15	赤磐市二井	その他	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.2	N.D.	N.D.		〃	
5	I-13	吉備中央町上竹	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	4.9	N.D.	N.D.	超過項目なし	〃	
6	E-21	笠岡市大宜	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.17	0.33	0.03	N.D.		〃
7	E-19	井原市木之子町	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	6.1	0.09	N.D.	N.D.		〃
8	H-17	総社市山田	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.2	0.10	0.03	N.D.		〃
9	C-14	高梁市備中町平川	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.5	N.D.	N.D.	N.D.		〃
10	D-10	新見市西方	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.3	N.D.	N.D.	N.D.		〃
11	H-20	浅口市金光町上竹	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.8	0.17	N.D.	N.D.		〃
12	L-19	早島町早島	その他	N.D.	N.D.	0.009	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	4.4	N.D.	N.D.	N.D.		〃
13	P-06	津山市加茂町行重	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.26	N.D.	N.D.	N.D.		〃
14	H-09	真庭市阿口	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.96	N.D.	N.D.	N.D.		〃
15	T-07	美作市堀並	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.13	N.D.	N.D.	N.D.		〃
16	M-05	鏡野町杉	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.52	N.D.	N.D.	N.D.		〃
17	N-11	久米南町上弓削	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.80	N.D.	N.D.	N.D.		〃
18	S-06	奈義町高円	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.55	N.D.	N.D.	N.D.		〃
19	F-05	新庄村	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.2	N.D.	N.D.	超過項目なし		〃

(注) N.D.は報告下限値未満であることを示す。環境基準は太字(太枠・着色)で示す。

概況調査の測定結果

(単位:mg/L)

番号	メッシュ番号	調査地点	用途	環境基準										項目										要監視項目	測定機関									
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	(塩化ビニルモノマー)	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	マジリン			シオベニカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン		
			環境基準	0.003	N.D.	0.01	0.02	0.01	0.0005	N.D.	N.D.	0.02	0.002	0.002	0.004	0.1	0.04	1	0.006	0.01	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05			
			報告下限	0.0003	0.1	0.005	0.01	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	0.002	0.002	0.002	0.004	0.002	0.004	0.0005	0.001	0.0005	0.0002	0.0006	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.03	0.08	0.03	0.005				
20	N-17	岡山市北区宿本町	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.54	0.11	N.D.	N.D.			岡山市
21	L-18	岡山市北区川入	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	3.0	0.09	N.D.	N.D.			〃
22	M-18	岡山市南区西市	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.13	0.37	0.06	N.D.			〃
23	N-18	岡山市中区倉田	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.84	0.49	0.12	N.D.			〃
24	O-18	岡山市東区松新町	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.28	0.40	0.03	N.D.			〃
25	N-19	岡山市中区江崎	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.38	0.08	N.D.	N.D.			〃
26	H-21	倉敷市玉島柏島	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	6.7	0.26	0.05	N.D.			倉敷市
27	I-18	倉敷市真備町辻田	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.33	N.D.	N.D.	N.D.			〃
28	L-22	倉敷市児島田の口	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	3.9	0.22	0.06	N.D.			〃
29	J-19	倉敷市阿知	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.92	0.52	0.04	N.D.			〃
30	K-20	倉敷市藤戸町天城	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.88	0.17	N.D.	N.D.			〃
31	I-20	倉敷市連島町西之浦	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.6	0.31	0.08	N.D.			〃

(注) N.D.は報告下限値未満であることを示す。環境基準を超えている検体値は太字(太枠・着色)で示す。

継続監視調査の測定結果

(単位:mg/L)

番号	メッシュ番号	調査地点	用途	環境基準										項目										要監視項目	測定機関																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	(四塩化炭素)	(クロロ化ビニルモノマー)	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム			シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1	F-15	高梁市成羽町成羽	生活用水																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

(注) N.D.は報告 下限値未満であることを示す。 環境基準を超えている検体値は太字(太枠・着色)で示す。

令和7年度ダイオキシン類環境測定結果について

1 内 容

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定により、ダイオキシン類による環境の汚染状況を把握するため、測定を実施した。

2 測定方法

大気については、半期に1回、連続7日間の試料採取を行い、年2回の測定値から年平均値を算出した。

公共用水域水質、公共用水域底質、地下水質及び土壌については、年1回試料採取を行い、測定を実施した。

測定地点数

測定対象（環境媒体）	測定地点数
大気	8 地点
公共用水域水質	25地点(河川20地点、海域 5 地点)
公共用水域底質	14地点(河川 9 地点、海域 5 地点)
地下水質	12地点
土壌	12地点

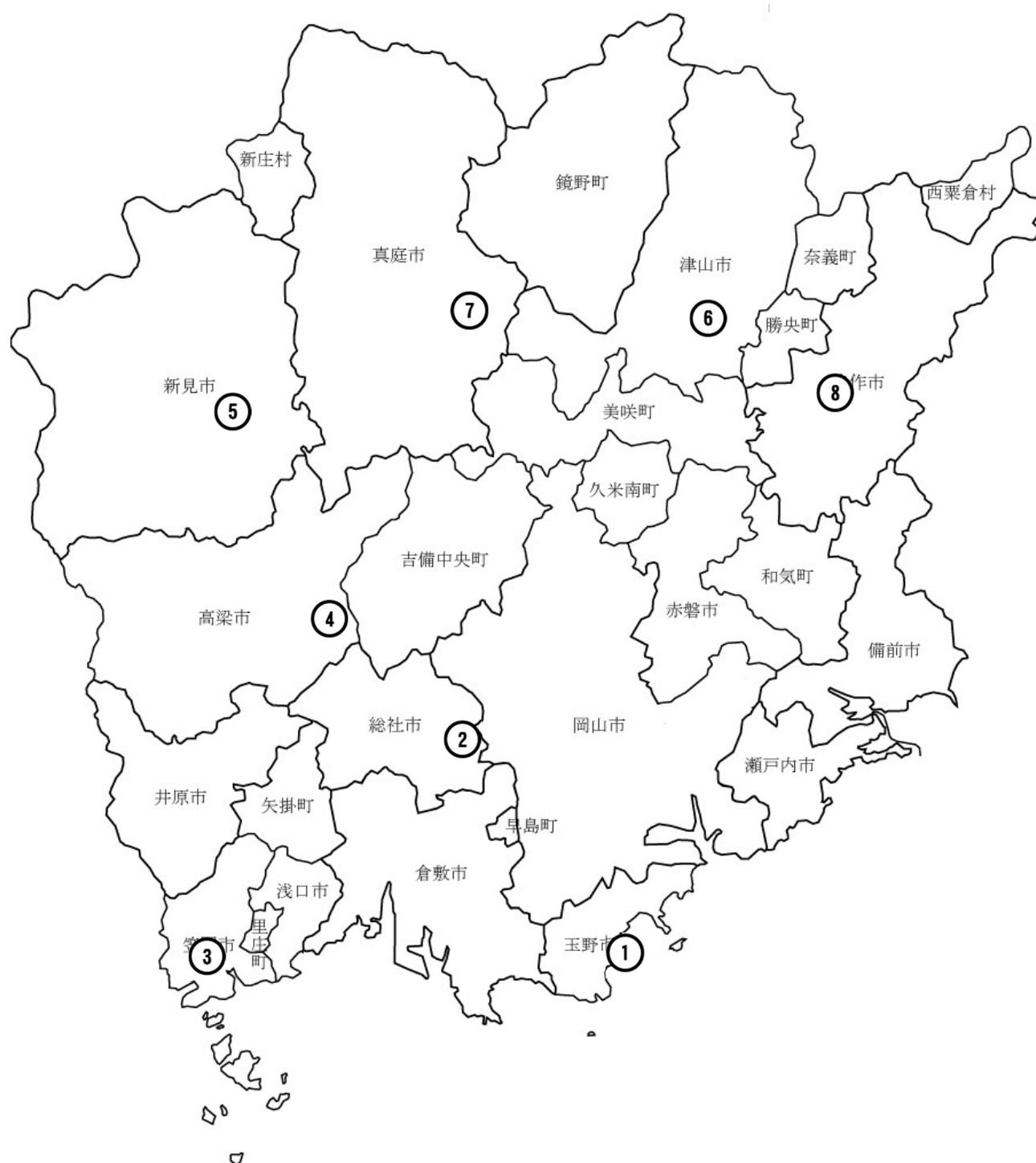
3 結 果

各測定対象において、全ての地点で環境基準を達成した。

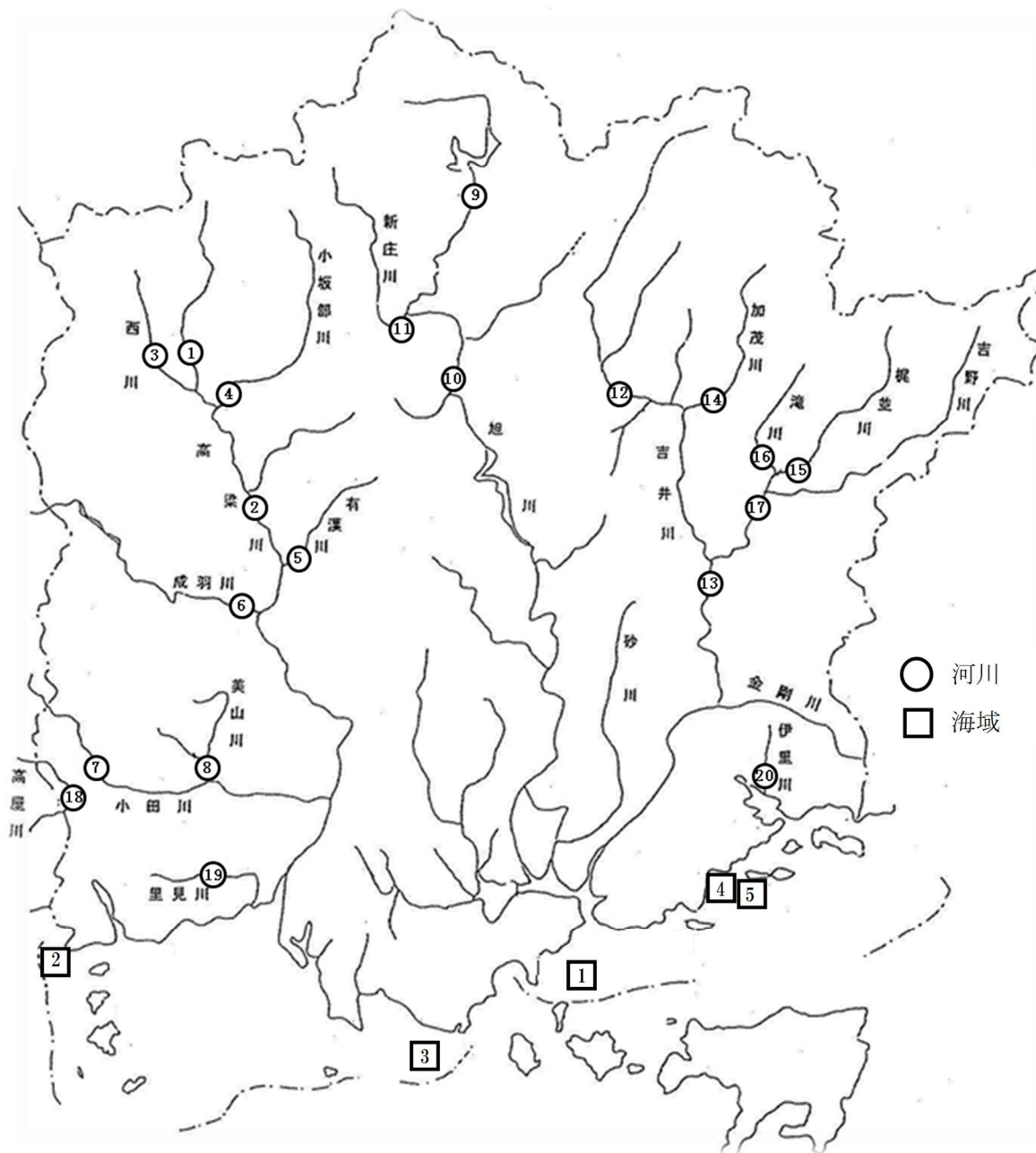
4 今後の対応

引き続き測定を実施し、ダイオキシン類による環境の汚染状況の把握に努める。

ダイオキシン類環境測定(大気)地点図



ダイオキシン類環境測定(公共用水域)地点図

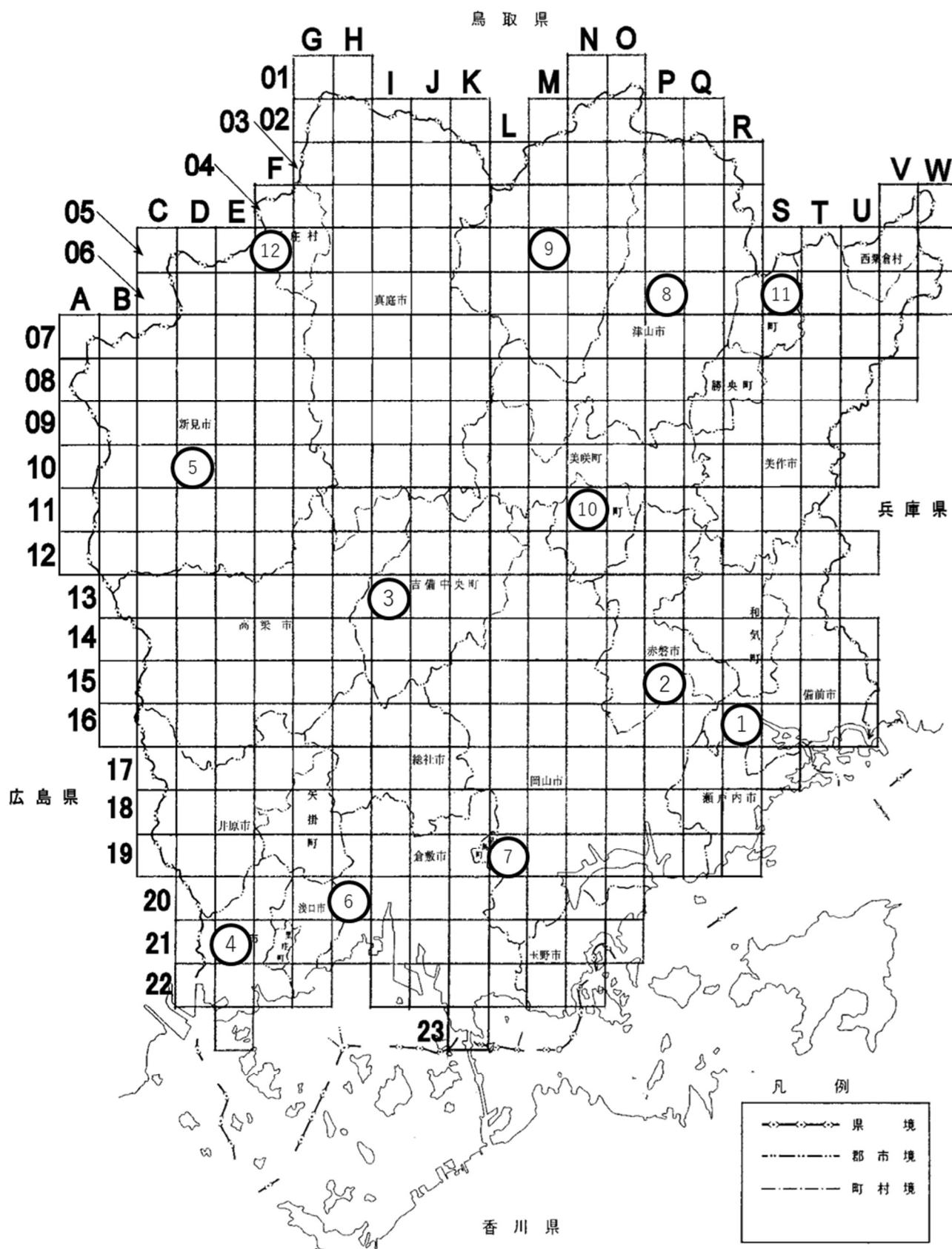


水質 : 全ての地点で実施

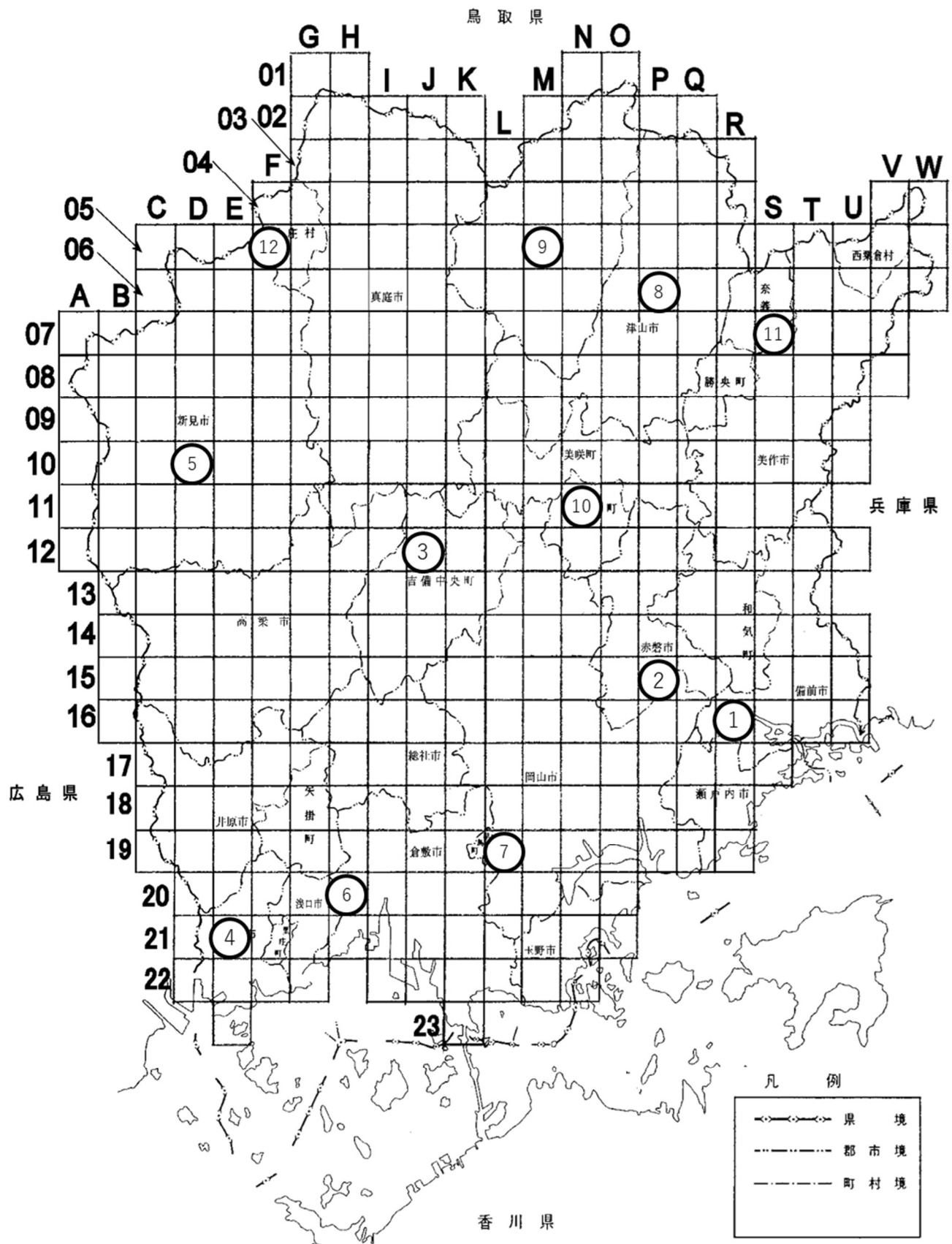
底質 : 河川は②⑥⑨⑩⑬⑯⑱⑳の地点で実施

海域は全ての地点で実施

ダイオキシン類環境測定(地下水)地点図



ダイオキシン類環境測定(土壌)地点図



ダイオキシン類環境測定結果の概要

環 境 媒 体	測定地点数	平均値	濃 度 範 囲	環境基準	単 位
大 気	8	0.0077	0.0044 ～ 0.012	0.6以下	pg-TEQ/m ³
公共用水域水質	25	0.039	0.014 ～ 0.090	1以下	pg-TEQ/L
公共用水域底質	14	1.8	0.077 ～ 5.9	150以下	pg-TEQ/g
地下水質	12	0.061	0.057 ～ 0.079	1以下	pg-TEQ/L
土 壌	12	0.26	0.013 ～ 0.69	1,000以下	pg-TEQ/g
(備考) 1 濃度範囲の数値は、大気は各地点の年2回の測定結果の平均値、その他の媒体は各地点の年1回の測定結果である。 2 「pg (ピコグラム)」は1兆分の1g、「TEQ (ティーイーキュー)」は毒性当量を示す。					

ダイオキシン類環境測定結果の評価

1 大気

測定地点8地点全てで環境基準を達成しており、例年と比べ大きな変化は見られなかった。

2 公共用水域水質及び底質

測定地点水質25地点、底質14地点全てで環境基準を達成しており、例年と比べ大きな変化は見られなかった。

3 地下水質

測定地点12地点全てで環境基準を達成していた。

なお、地下水質の測定は、広域的にダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、毎年、測定地点を変えて実施しているが、これまでの測定において、環境基準を超過した地点はない。

4 土壌

測定地点12地点全てで環境基準を達成していた。

なお、土壌の測定は、広域的にダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、毎年、測定地点を変えて実施しているが、これまでの測定において、環境基準を超過した地点はない。

測定地点ごとのダイオキシン類測定結果

1 大気（ダイオキシン類）

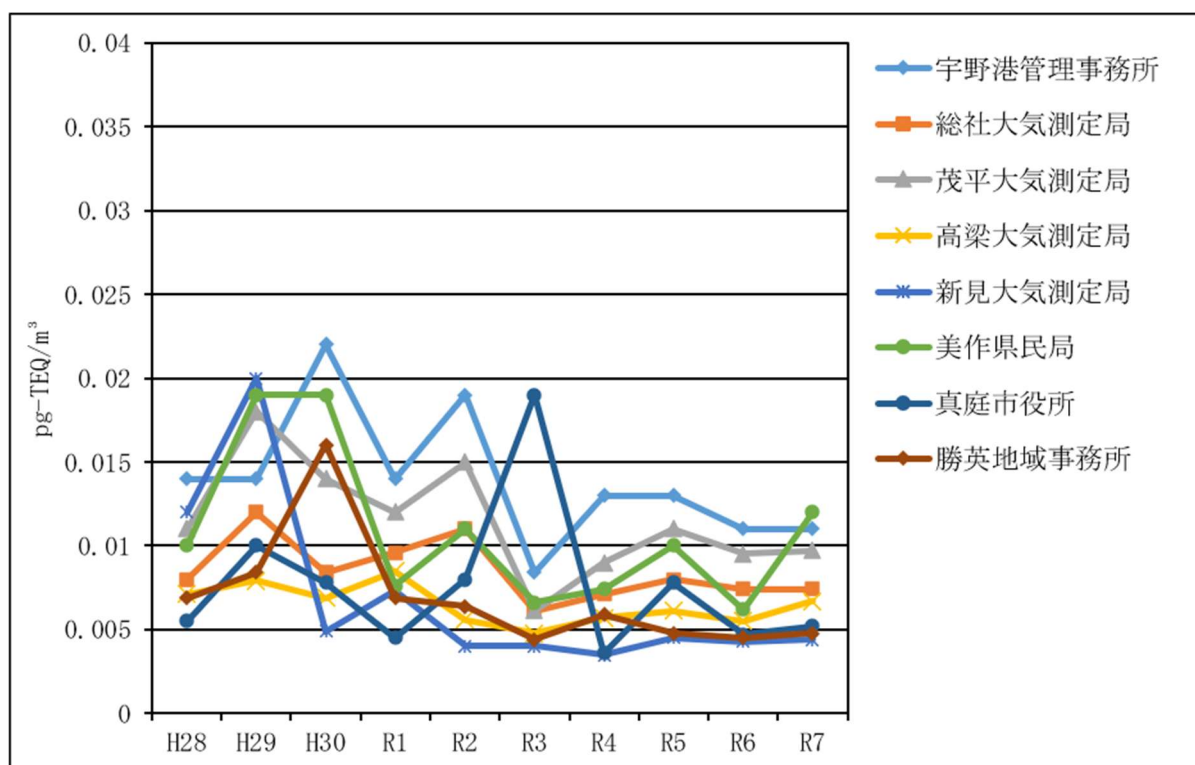
（単位：pg-TEQ/m³）

No	調査地点		夏季	冬季	平均値	環境基準
	名称	所在地				
1	宇野港管理事務所	玉野市宇野	0.0094	0.013	0.011	0.6 以下
2	総社大気測定局	総社市中央	0.0069	0.0078	0.0074	
3	茂平大気測定局	笠岡市茂平	0.0083	0.011	0.0097	
4	高梁地域事務所	高梁市落合町	0.0058	0.0075	0.0067	
5	新見大気測定局	新見市金谷	0.0043	0.0044	0.0044	
6	美作県民局	津山市山下	0.0059	0.018	0.012	
7	真庭市役所	真庭市久世	0.0044	0.0060	0.0052	
8	勝英地域事務所	美作市入田	0.0046	0.0050	0.0048	

（備考）試料はいずれも1週間連続採取によるものである。

2 大気測定結果の経年変化（ダイオキシン類）

（環境基準：0.6pg-TEQ/m³以下）



3 公共用水域水質及び底質（ダイオキシン類）

番号	測定地点			水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)	
	水域名		地点名			
①	河川	高梁川水域	高梁川上流	一中橋	0.017	-
②			高梁川中流	中井橋	0.018	0.077
③			西川	布原橋	0.016	-
④			小坂部川	巖橋	0.016	-
⑤			有漢川	幡見橋	0.022	-
⑥			成羽川	神崎橋	0.022	0.094
⑦			小田川上流	猪原橋	0.020	-
⑧			美山川	栄橋	0.052	-
⑨		旭川水域	旭川上流	湯原ダム	0.014	3.3
⑩			旭川中流	落合大橋	0.020	0.11
⑪			新庄川	大久奈橋	0.016	-
⑫		吉井川水域	吉井川上流	嵯峨堰	0.031	-
⑬			吉井川中・下流	周匝橋	0.043	0.091
⑭			加茂川	加茂川橋	0.018	-
⑮			梶並川	滝村堰	0.056	-
⑯			滝川	三星橋	0.090	0.44
⑰			吉野川	鷺湯橋	0.054	-
⑱		高屋川	滝山堰	0.034	0.12	
⑲		里見川	鴨方川合流点	0.083	0.11	
⑳		伊里川	浜の川橋	0.032	0.23	
1	海域	児島湾 (丙)	波張崎南	0.062	1.3	
2		備讃瀬戸	神島御崎沖	0.062	4.9	
3			大槌島北	0.059	4.8	
4		牛窓地先海域	錦海湾	0.062	4.2	
5		播磨灘北西部	長島西南沖	0.060	5.9	

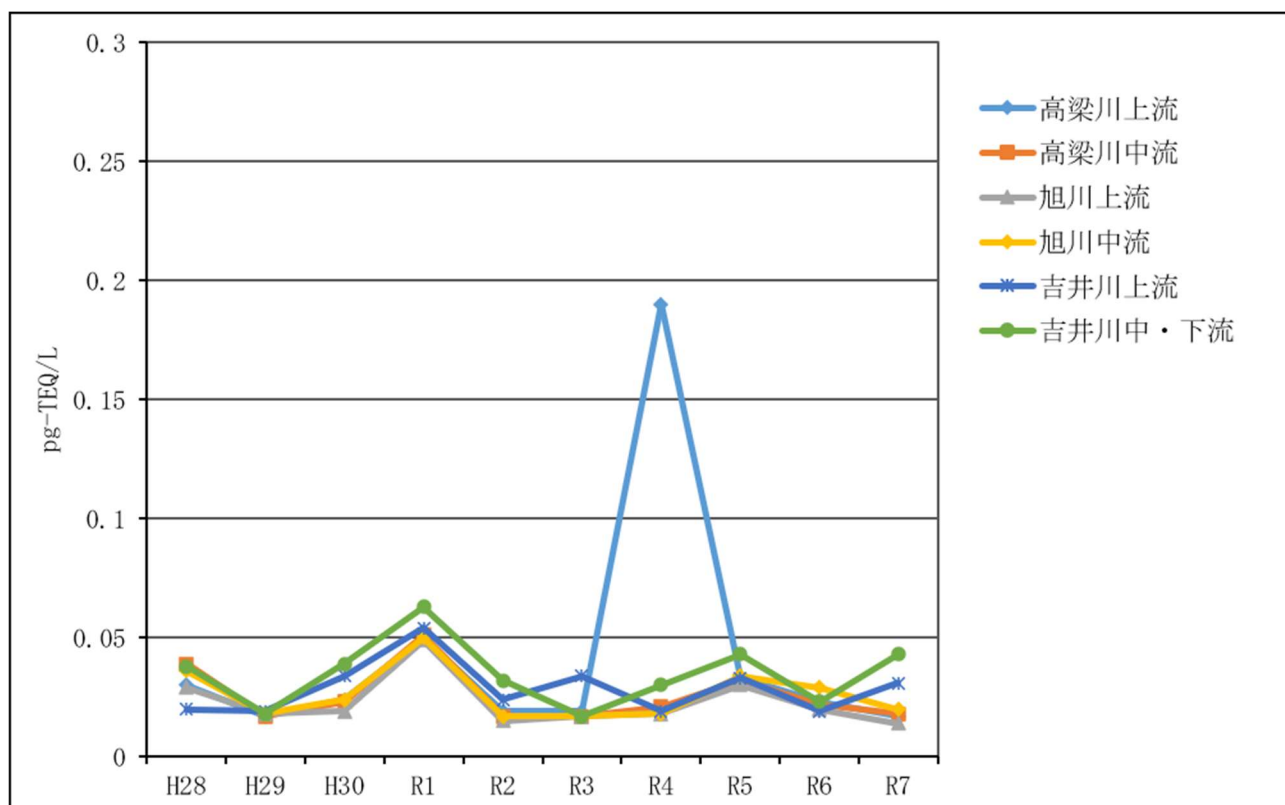
(備考) 1 水質の環境基準は 1 pg-TEQ/L 以下 (年平均値)

2 底質の環境基準は 150pg-TEQ/g 以下

4 公共用水域測定結果の経年変化（ダイオキシン類）

（１）水質（河川）

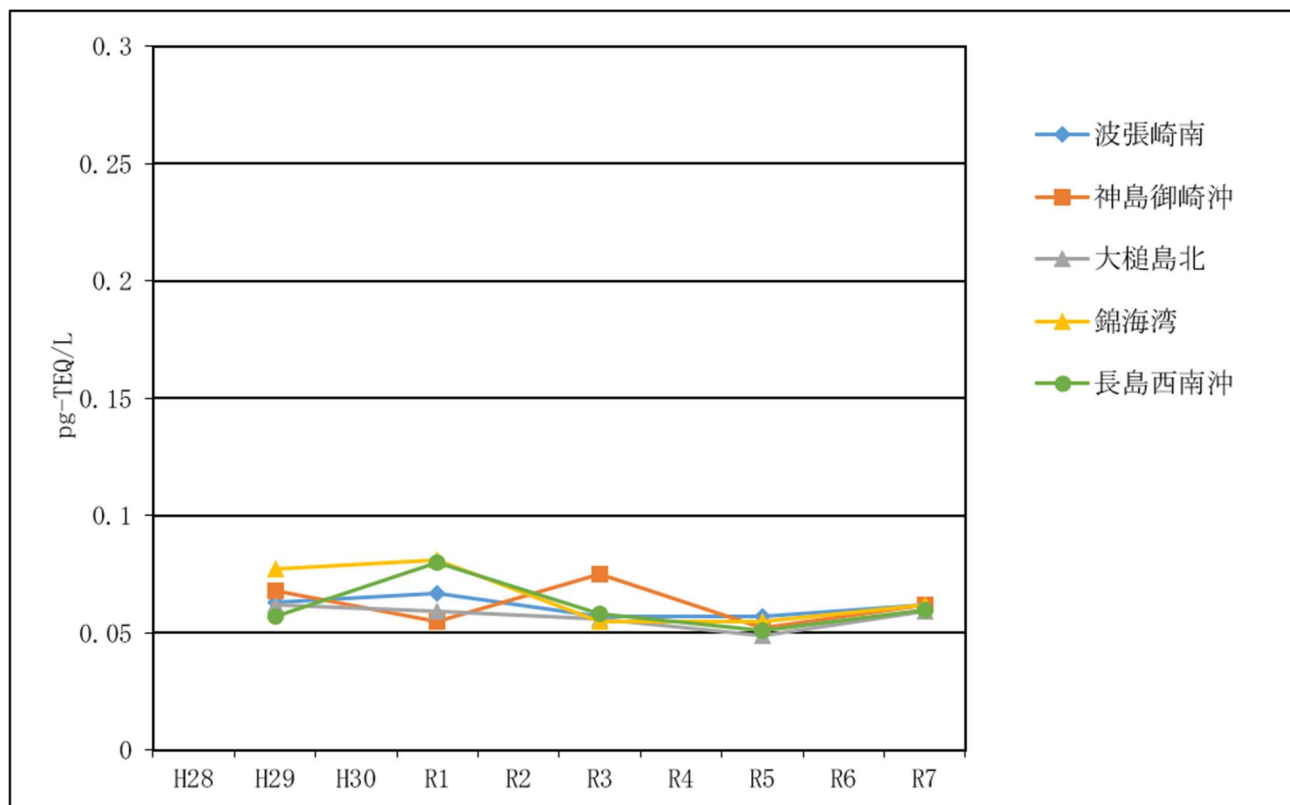
（環境基準 1 pg-TEQ/L 以下）



※グラフは、測定地点のうち代表的な地点を抜粋して表示している。

（２）水質（海域）

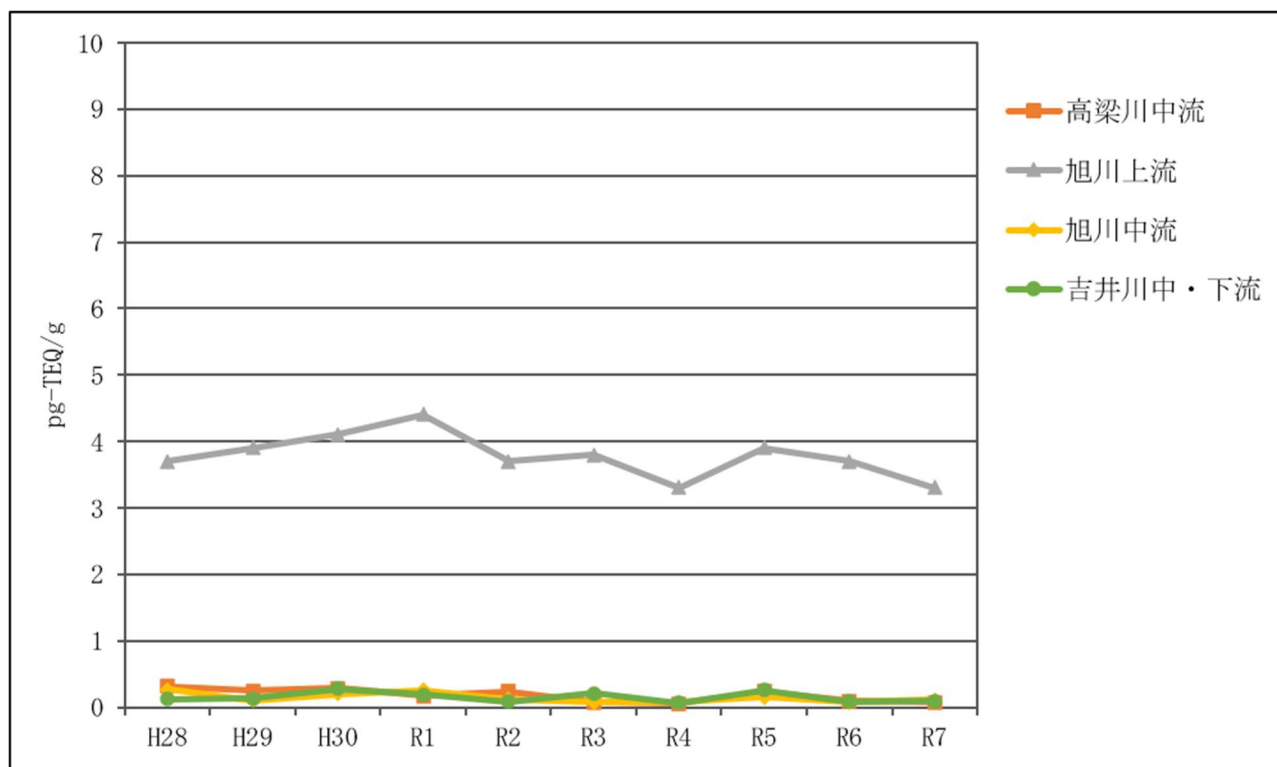
（環境基準 1 pg-TEQ/L 以下）



※平成 23 年度から海域 11 地点を 2 年で一巡するよう測定を実施している。

(3) 底質 (河川)

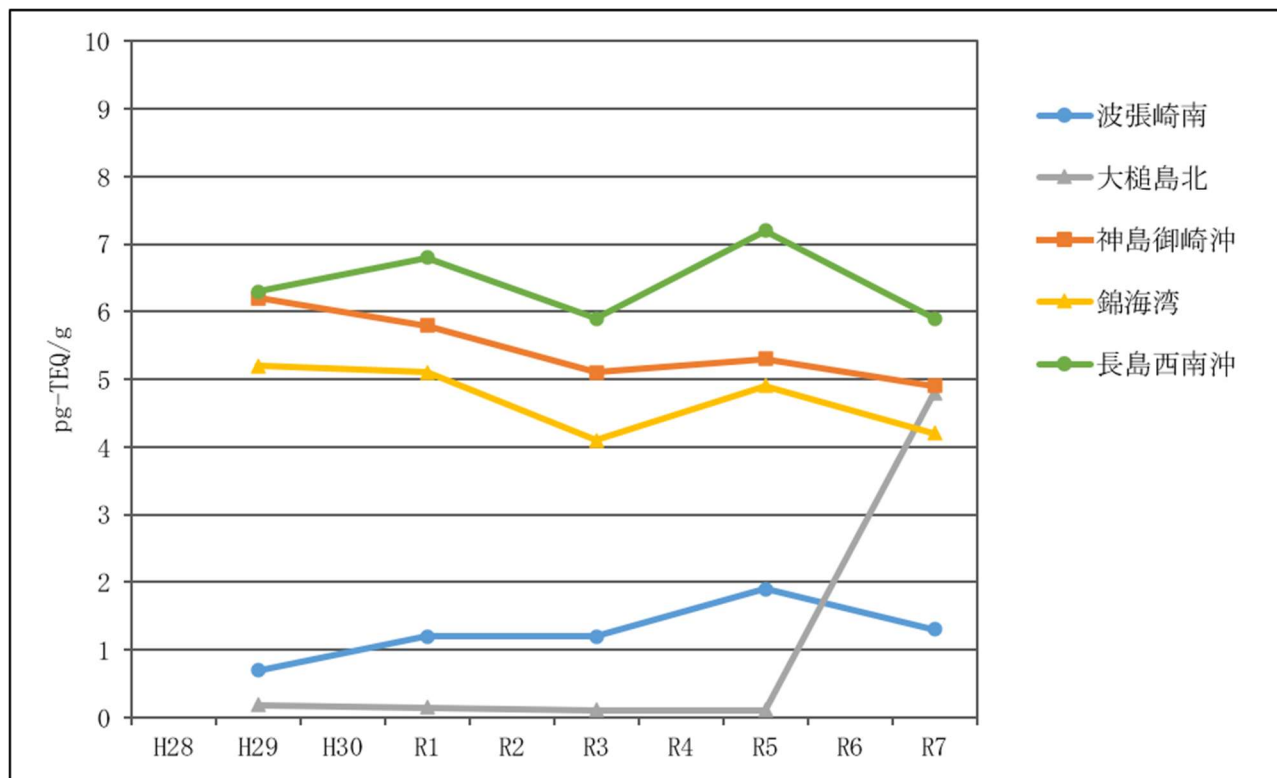
(環境基準 : 150pg-TEQ/g 以下)



※グラフは、測定地点のうち代表的な地点を抜粋して表示している。

(4) 底質 (海域)

(環境基準 : 150pg-TEQ/g 以下)



※平成 23 年度から海域 11 地点を 2 年で一巡するよう測定を実施している。

5 地下水質（ダイオキシン類）

番号	メッシュ 番 号	測定地点所在地	測定結果 (pg-TEQ/L)
1	R-16	備前市香登本	0.058
2	P-15	赤磐市二井	0.058
3	I-13	吉備中央町上竹	0.058
4	E-21	笠岡市大宜	0.074
5	D-10	新見市西方	0.057
6	H-20	浅口市金光町上竹	0.079
7	L-19	早島町早島	0.058
8	P-06	津山市加茂町行重	0.059
9	M-05	鏡野町杉	0.057
10	N-11	久米南町上弓削	0.057
11	S-06	奈義町高円	0.058
12	F-05	新庄村	0.057

（備考）環境基準は 1pg-TEQ/L 以下

6 土壌（ダイオキシン類）

番号	メッシュ 番 号	測定地点所在地	測定結果 (pg-TEQ/L)
1	R-16	備前市伊部	0.18
2	P-15	赤磐市桜が丘	0.12
3	J-12	吉備中央町和田	0.51
4	E-21	笠岡市笠岡	0.18
5	D-10	新見市西方	0.13
6	H-20	浅口市金光町下竹	0.55
7	L-19	早島町若宮	0.69
8	P-06	津山市加茂町	0.081
9	M-05	鏡野町女原	0.34
10	N-11	久米南町上弓削	0.013
11	S-07	奈義町高円	0.14
12	F-05	新庄村	0.14

（備考）環境基準は 1,000pg-TEQ/g 以下

令和7年度事業者によるダイオキシン類測定結果について

1 内 容

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、事業者から報告のあった測定結果を公表する。

2 結 果

測定結果の報告状況は次葉のとおりであり、排出ガス及び排出水のいずれも排出基準に適合していた。

3 今後の対応

引き続き事業者に対して、設置施設の適正な使用や適切な維持管理等を指導する。

事業者によるダイオキシン類測定結果の概要（R8. 3. 31現在）

1 排出ガス

区 分	届 出 施設数	報告対象 施 設 数	報 告 施設数	未報告施設数				測定結果 (ng-TEQ/m³N)	排出基準 (ng-TEQ/m³N)
				休止中	分析中	指導中	その他		
廃棄物焼却炉	94	91	81	10	0	0	0	0.00000072～2.8	0.1～10
アルミニウム 合金製造施設	4	4	3	1	0	0	0	0.0034～0.53	1
計	98	95	84	11	0	0	0	—	—

2 排水

区 分	届 出 施設数	報告対象 施 設 数	報 告 施設数	未報告施設数				測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)
				休止中	分析中	指導中	その他		
アセチレン 洗浄施設	1	0	0	0	0	0	0	—	10
廃棄物焼却炉 に係る施設	19	0	0	0	0	0	0	—	10
下水道終末 処理施設	3	2	2	0	0	0	0	0.000036～0.0015	10
計	23	2	2	0	0	0	0	—	—

3 ばいじん

区 分	届 出 施設数	報告対象 施 設 数	報 告 施設数	未報告施設数				測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準 (ng-TEQ/g)
				休止中	分析中	指導中	その他		
廃棄物焼却炉	94	77	69	8	0	0	0	0～13	3

4 燃え殻

区 分	届 出 施設数	報告対象 施 設 数	報 告 施設数	未報告施設数				測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準 (ng-TEQ/g)
				休止中	分析中	指導中	その他		
廃棄物焼却炉	94	87	77	10	0	0	0	0～0.34	3

（備考）

- 「届出施設数」とは、届出のあった令和8年3月31日現在の特定施設の数であり、岡山市及び倉敷市内に設置される特定施設は含まない。
- 「報告対象施設数」とは、「届出施設数」から、未設置又は未稼働である施設、稼働後1年に満たない未測定の施設、汚水の循環使用により排水がない施設等を除いた施設数をいう。
- 「報告施設数」とは、報告対象施設のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに測定結果の報告があった施設数（令和6年度分の遅延報告があった施設を除く。）をいう。
- 「休止中」とは、未報告施設のうち、令和8年3月31日現在稼働していないものをいう。
- 「分析中」とは、未報告施設のうち、試料の採取を行って分析中であるものをいう。
- 「指導中」とは、測定の実施について指導を行っているものをいう。
- 「その他」とは、指導対象ではなく、令和8年3月31日時点での測定結果がないものをいう。
- ダイオキシン類対策特別措置法の施行日（平成12年1月15日）前に設置された特定施設から排出されるばいじん及び燃え殻であって、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものは、処理基準が適用されない。

事業者による測定結果一覧表

番号	工場又は事業場の名称	工事又は事業場の所在地		設置 年 月 日	特定施設の種別	排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考
		市町村名	大字、字、番地			施設番号・名称	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng- TEQ/m ³ N)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/l)	排出基準 (ng-TEQ/l)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試験採取 年月日	
1	玉野市東清瀬センター	玉野市	廻ヶ原3072-5	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R7.4.15	0.074	5	—	—	—	R7.4.15	0.0027	R7.4.15	
				既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R7.7.7	0.093	5	—	—	—	R7.7.7	0.0070	R7.7.7	
				既	H12.2.14	焼却炉焼ガス洗浄施設	—	—	—	(汚水の循環使用等により排水なし)	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.14	焼却炉焼ガス洗浄施設	—	—	—	(汚水の循環使用等により排水なし)	—	—	—	—	—	
2	北興化学工業㈱岡山工場	玉野市	胸上402	既	H12.2.14	灰の貯留施設	—	—	—	(汚水の循環使用等により排水なし)	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.14	灰の貯留施設	—	—	—	(汚水の循環使用等により排水なし)	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.14	灰の貯留施設	—	—	—	(汚水の循環使用等により排水なし)	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.14	灰の貯留施設	—	—	—	(汚水の循環使用等により排水なし)	—	—	—	—	—	
3	東児が丘マリンヒルズゴルフクラブ	玉野市	下山坂1345	新	H16.11.2	廃棄物焼却炉	R7.4.18	0.016	5	—	—	—	R7.4.18	0.25	R7.4.18	
				既	H12.2.14	A焼却炉	R7.11.14	0.41	10	—	—	—	R7.11.14	0	R7.11.14	
				既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	—	—	—	(休止中)	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.4	廃棄物焼却炉	—	—	—	(休止中)	—	—	—	—	—	
4	クリーン(株)	玉野市	日比6-86	既	H12.2.4	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				既	H12.10.2	下水道廃棄物処理施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				既	H14.9.11	アセチレン洗浄施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				既	H15.10.20	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5	児島湖流域下水道浄化センター	玉野市	東七区453	既	H12.10.2	下水道廃棄物処理施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				既	H14.9.11	アセチレン洗浄施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				既	H15.10.20	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.14	灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6	高圧ガス工業㈱岡山工場	玉野市	田井4-38-6	既	H12.2.14	灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.14	灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.14	灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.14	灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7	南藤高土木	玉野市	洪川3-16	新	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R7.10.30	0.017	10	—	—	—	R7.10.31	0.0088	R7.10.31	
				既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R7.10.31	0.011	10	—	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.14	灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.14	灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
8	瀬戸内市クリーンセンターかもめ	瀬戸内市	牛窓町牛窓228	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.14	灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.14	灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.14	灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
9	長船衛生センター	瀬戸内市	長船町福屋589-1	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.14	灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.14	灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.14	灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
10	緑グリーンポートリー加茂川農場	吉備中央町	上田西2394-22	新	H24.10.17	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				新	H24.10.17	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				新	R3.8.6	アセチレン洗浄施設	R7.5.20	0.0034	1	—	—	—	—	—	—	
				新	R3.8.6	アセチレン洗浄施設	R7.5.20	0.0015	1	—	—	—	—	—	—	
11	ダイニチ機本社工場	吉備中央町	西152-30	新	R3.8.6	アセチレン洗浄施設	R7.5.21	0.53	1	—	—	—	—	—	—	
				新	R3.12.3	アセチレン洗浄施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				新	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R7.12.9	0.094	10	—	—	—	R7.12.9	0.021	R7.12.9	
				既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R7.12.9	0.23	10	—	—	—	—	—	—	
12	クリーンセンター備前	備前市	八木山659-4	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
13	株岡建設	赤松市	杣田979	新	H25.6.7	廃棄物焼却炉	R7.6.9	2.8	5	—	—	—	R7.6.9	0.048	R7.10.8	
				新	H25.6.7	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				新	H25.6.7	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				新	H25.6.7	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

番号	工場 又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地		施設番号・名称	* 既設 0 新設 1	設置 年度 月 日 出 入 受	特定施設の種別	排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考
		市町村名	大字、字、番地					試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng- TEQ/m ³ N)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/l)	排出基準 (ng-TEQ/l)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	
14	株福田種鶏場	赤穂市	坂辺561	廃棄物焼却炉(No.2)	新	H26.11.28	廃棄物焼却炉		(廃止)	5	—	—	—	(廃止)(集じん機なし)	(廃止)		R7廃止	
				廃棄物焼却炉(No.3)	新	R7.9.12	廃棄物焼却炉	R7.12.10	0.85	5	—	—	—	(集じん機なし)	R7.12.10	0.0007		
				1号炉	新	H24.8.30	廃棄物焼却炉	R7.11.13	0.099	5	—	—	—	R7.11.13.14	0.79	R7.8.29	0.00042	
				2号炉	新	H24.8.30	廃棄物焼却炉	R7.11.14	0.041	5	—	—	—	【2炉混合調査】				
15	赤穂市環境センター	赤穂市	津崎197-1	灰バンカ	新	H27.2.4	灰の貯留施設	—	—	—	(汚水の循環使用等により排水なし)	—	—	—	—	—	—	
				灰分・セメント不運物バンカ	新	H27.2.4	灰の貯留施設	—	—	—	(汚水の循環使用等により排水なし)	—	—	—	—	—	—	
				処理物バンカ	新	H27.2.4	灰の貯留施設	—	—	—	(汚水の循環使用等により排水なし)	—	—	—	—	—	—	
16	和気町クリーンセンター	和気町	益原1512-3	廃棄物焼却炉	新	H29.5.1	廃棄物焼却炉	R7.9.3	0.65	5	—	—	—	R7.9.1	1.0	R7.9.11	0.0028	
				灰貯留施設	新	H29.5.1	灰の貯留施設	—	—	—	(汚水の循環使用等により排水なし)	—	—	—	—	—	—	
17	和気赤磐環境衛生施設組合 和気赤磐衛生センター	和気町	本2	13廃棄物焼却炉	新	H13.6.25	廃棄物焼却炉	R7.10.15	0.052	5	—	—	—	(燃え殻と脂合して測定)	R7.10.15	0.064		
18	南新田興業	和気町	益原1350-44	廃棄物焼却炉	新	R2.12.17	廃棄物焼却炉	R7.12.4	0.28	5	—	—	—	R7.12.4	0.52	R7.12.4	0.0050	
19	株森野卵場	和気町	父井原1769	第5号廃棄物焼却炉	新	H25.5.30	廃棄物焼却炉	R7.7.15	0.28	5	—	—	—	R7.7.15	0.25	R7.7.15	0	
20	株吉田実業	総社市	下林1042-3	No.1廃棄物焼却炉	新	H19.4.23	廃棄物焼却炉	R7.12.12	0.091	1	—	—	—	R7.12.12	0.0065	R7.12.12	0	
21	南石崎建材	総社市	下林1338-1	廃棄物焼却炉	既	H13.12.17	廃棄物焼却炉	R7.10.25	0.029	10	—	—	—	(排出量少量のため採取不可)	R7.10.28	0.0008		
22	花建工業㈱	井原市	高屋町5丁目1-31-4	A-1廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉		(休止中)	10	—	—	—	(休止中)			休止中	
23	岡山県井原地区清掃施設組合 井原クリーンセンター	井原市	木之子町2192-1	1号炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R7.7.17	0.17	5	—	—	—	R7.7.17	1.8	(排出がないため測定不可能)	ばいじんは薬剤処理しているため 処理基準の適用外	
				2号炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R7.5.16	0.15	5	—	—	—	R7.5.16	1.2	(排出がないため測定不可能)		
24	岡山県井笠家畜保健衛生所	矢野町	浅海345	焼却炉	新	H14.2.20	廃棄物焼却炉	R7.9.17	0.19	5	—	—	—	(排出量少量のため採取不可)	R7.9.19	0.0076		
25	浅口市植木の重エコセンター	浅口市	金光町大谷1431-7	金光町農業用灰化施設	新	H14.7.29	廃棄物焼却炉		(休止中)	5	—	—	—	(休止中)(集じん機なし)			休止中	
26	噴本石材株空岡工場	空岡市	茂平2918-23	1号焼却炉	新	H12.10.12	廃棄物焼却炉	R7.11.13	1.0	5	—	—	—	R7.11.17	0.41	R7.11.17	0.036	
27	空岡終末処理場	空岡市	十一番町19-2	空岡終末処理場	新	R7.10.17	下水処理場兼焼却炉	—	—	—	10	—	—	—	—	—	R7新設	
				A炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R7.7.29	0.085	1	—	—	—	R7.7.29	0.33	(排出がないため測定不可能)	1回目測定	
				B炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R7.10.24	0.038	1	—	—	—		—	(排出がないため測定不可能)	2回目測定	
28	岡山県西部環境整備施設組合里庄清掃工場	里庄町	新庄3655					R7.6.24	0.083	1	—	—	—	R7.6.23	0.49	(排出がないため測定不可能)	1回目測定	
				1号焼却炉	新	R5.5.24	廃棄物焼却炉	—	—	1	—	—	—	—	—	(排出がないため測定不可能)	2回目測定	
				2号焼却炉	新	R5.5.24	廃棄物焼却炉	—	—	1	—	—	—	—	—	(排出がないため測定不可能)	2回目測定	
29	(仮称)岡山県西部衛生施設組合 新こみ焼却施設	里庄町	新庄3656-4	1号焼却炉	新	R5.5.24	廃棄物焼却炉	—	(未稼働)	1	—	—	—	(未稼働)	(未稼働)		未稼働	
				2号焼却炉	新	R5.5.24	廃棄物焼却炉	—	(未稼働)	1	—	—	—	(未稼働)	(未稼働)		未稼働	
				焼却灰ピット	新	R5.5.24	灰の貯留施設	—	—	—	(未稼働)(汚水の循環使用等により排水なし)	—	—	—	—	—	未稼働	

番号	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地		施設番号・名称	* 既 設 0 年 月 日 新 設 1	特定施設の種別	排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考
		市町村名	大字、字、番地				試験採取 年月日	測定結果 (ng・TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng・ TEQ/m ³ N)	試験採取 年月日	測定結果 (pg・TEQ/l)	排出基準 (pg・TEQ/l)	試験採取 年月日	測定結果 (ng・TEQ/g)			
30	岡山県高梁家畜保健衛生所	高梁市	高倉町田井860	1焼棄物焼却炉	既	H12.1.28	R7.9.9	0.17	10	—	—	—	(集じん機なし)	R7.9.12	0.000094		
				A-1焼棄物焼却炉	既	H12.2.2	R7.8.13	0.0060	10	—	—	—	R7.8.12	0.15	R7.8.12	0.0034	
31	高梁地域事務組合グリーンセンター	高梁市	段町748	A-2焼棄物焼却炉	既	H12.2.2	R7.8.20	2.2	10	—	—	—	R7.8.19	0.22	R7.8.19	0.0082	
				灰バンカ	既	H26.12.25	—	—	—	(汚水の循環使用等により排水なし)			—	—	—	—	
32	株式会社ウェルファームーズ吉家A農場	高梁市	備中町西山2545-2	No.1焼棄物焼却炉	新	H18.6.9	R7.5.8	0.13	5	—	—	—	R7.5.8	0.024	R7.5.8	0	
33	株式会社ウェルファームーズ吉家B農場	高梁市	備中町西山2540-2	No.1焼棄物焼却炉	新	H19.5.11	R7.5.7	0.0013	5	—	—	—	R7.5.7	0.028	R7.5.7	0	
34	株式会社ウェルファームーズ吉家B第二農場	高梁市	備中町西山2530-2	No.1焼棄物焼却炉	新	H28.11.9	R7.7.23	0.098	5	—	—	—	R7.7.23	0.014	R7.7.23	0	
35	株式会社ウェルファームーズ吉家C農場	高梁市	備中町西山2530-1	No.1焼棄物焼却炉	新	H19.5.11	R7.5.9	0.15	5	—	—	—	R7.5.9	0.034	R7.5.9	0	
36	株式会社ウェルファームーズ吉家D農場	高梁市	備中町西山2416	No.1焼棄物焼却炉	新	H18.10.11	R7.7.22	0.68	5	—	—	—	R7.7.22	0.066	R7.7.22	0	
				No.1焼棄物焼却炉	既	H12.3.1	R7.9.16	0.023	10	—	—	—	R7.9.16	0	R7.9.16	0	
37	株式会社ウェルファームーズ吉家E農場	高梁市	備中町西山2415	No.2焼棄物焼却炉	既	H12.12.28	R7.9.17	0.058	10	—	—	—	R7.9.17	0.0026	R7.9.17	0.00000030	
				No.1焼棄物焼却炉	新	H18.6.9	R7.5.6	0.017	5	—	—	—	R7.5.6	0.074	R7.5.6	0	
38	株式会社ウェルファームーズ大蔵A農場	高梁市	備中町西山3053-1	No.1焼棄物焼却炉	新	H19.3.23	R7.9.19	0.063	5	—	—	—	R7.9.19	0.034	R7.9.19	0	
39	株式会社ウェルファームーズ大蔵B農場	高梁市	備中町西山3304-1	No.1焼棄物焼却炉	新	H18.1.18	R7.9.18	0.00034	5	—	—	—	R7.9.18	0.025	R7.9.18	0	
40	株式会社ウェルファームーズ大蔵C農場	高梁市	備中町西山1900	No.1焼棄物焼却炉	新	H18.8.7	R7.6.24	0.10	5	—	—	—	R7.6.24	0.042	R7.6.24	0	
42	株式会社ウェルファームーズ高丸B農場	高梁市	備中町西山1900-32	No.1焼棄物焼却炉	新	H18.12.14	R7.8.19	0.19	5	—	—	—	R7.8.19	0.068	R7.8.19	0	
43	株式会社ウェルファームーズ高丸C農場	高梁市	備中町西山2707-1	No.1焼棄物焼却炉	新	H19.4.5	R7.10.14	0.93	5	—	—	—	R7.10.14	0.095	R7.10.14	0	
44	ビクアジエネティクス株式会社備岡山農場(肥育場)	高梁市	備中町西油野3076-2	209-4023焼棄物焼却炉	新	H15.2.26	R8.2.9	0.000016	5	—	—	—	(集じん機なし)	R8.2.9	0		
45	株式会社グリーンポートリー高山農場	高梁市	川上町高山921-2	No.1焼棄物焼却炉	新	H24.9.13	R7.11.11	0.011	5	—	—	—	(集じん機なし)	R7.11.11	0		
				No.2焼棄物焼却炉	新	H24.9.13	R7.11.11	0.065	5	—	—	—	(集じん機なし)	R7.11.11	0		
46	高梁川ダム統合管理事務所(千屋ダム)	新見市	菅生7943-8	1焼棄物焼却炉	既	H12.2.14	(休止中)			10	—	—	(休止中)(集じん機なし)	(休止中)		休止中	
47	株式会社ウェルファームーズ東山農場	新見市	大佐田治部4769-8	No.1焼棄物焼却炉	新	H19.8.14	R7.7.25	0.28	5	—	—	—	R7.7.25	0.047	R7.7.25	0	
				No.1焼棄物焼却炉	新	H20.12.26	R7.10.15	0.083	5	—	—	—	R7.10.15	0.00040	R7.10.15	0	
48	株式会社ウェルファームーズ足見A農場	新見市	土橋37	No.2焼棄物焼却炉	新	H20.12.26	R7.10.16	0.14	5	—	—	—	R7.10.16	0.0031	R7.10.16	0	
				No.3焼棄物焼却炉	新	H20.12.26	R7.10.17	0.30	5	—	—	—	R7.10.17	0.035	R7.10.17	0	
49	株式会社ウェルファームーズ足見B農場	新見市	足見2176-1	No.1焼棄物焼却炉	新	H25.10.2	R7.12.11	0.062	5	—	—	—	R7.12.11	0.0049	R7.12.11	0	
50	株式会社ウェルファームーズ足見D農場	新見市	足見2176-1	No.1焼棄物焼却炉	新	H25.10.2	R7.12.12	0.087	5	—	—	—	R7.12.12	0	R7.12.12	0	

番号	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地		* 既設 施設 年 月 日 新 設 受	設 置 年 月 日 出 受	特定施設の種類の 受	排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考
		市町村名	大字、字、番地				試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng- TEQ/m ³ N)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/l)	排出基準 (pg-TEQ/l)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	
51	株式会社アール・エフ・エル・エス・豊永A農場	新見市	豊永赤馬3240-1	新	H21.9.25	廃棄物焼却炉	R7.6.25	0.068	5	—	—	—	R7.6.25	0.00016	R7.6.25	0	
				新	H21.9.25	廃棄物焼却炉	R7.6.26	0.13	5	—	—	—	R7.6.26	0.00030	R7.6.26	0	
52	株式会社アール・エフ・エル・エス・豊永B農場	新見市	智多町大野部1283	新	H28.11.9	廃棄物焼却炉	R7.7.24	1.3	5	—	—	—	R7.7.24	0.12	R7.7.24	0	
53	株式会社アール・エフ・エル・エス・足立第一農場	新見市	足立字田舎2157	新	R1.7.24	廃棄物焼却炉	R7.8.20	0.25	5	—	—	—	R7.8.20	0.68	R7.8.20	0	
				新	R1.10.8	廃棄物焼却炉	R7.8.21	0.48	5	—	—	—	R7.8.21	0.086	R7.8.21	0	
54	株式会社アール・エフ・エル・エス・足立第二農場	新見市	足立字田舎2187	新	R2.4.13	廃棄物焼却炉	R7.6.27	0.80	5	—	—	—	R7.6.27	0.069	R7.6.27	0	
55	株式会社アール・エフ・エル・エス・足立第三農場	新見市	足立字小水戸2368	新	R2.12.28	廃棄物焼却炉	R7.8.22	0.021	5	—	—	—	R7.8.22	0.089	R7.8.22	0	ばいじんは委託処理しているため 処理基準の適用外
56	新見市クリーンセンター	新見市	金谷253	既	H12.2.17	廃棄物焼却炉	R7.8.21	0.54	5	—	—	—	R7.8.21	5.6	R7.8.20	0.34	
				既	H26.7.7	灰の貯留施設	—	—	—	(汚水の循環使用等により排水なし)			—	—	—	—	
57	山陽環境開発株式会社クリーンセンター	新見市	土橋55-1	既	H12.3.8	廃棄物焼却炉	—	(休止中)	10	—	—	—	—	(休止中)	—	(休止中)	休止中
58	株式会社グリーンポートリー・豊多第四農場	新見市	豊多町大野284	新	H24.9.13	廃棄物焼却炉	R7.12.4	0.025	5	—	—	—	R7.12.4	(集じん機なし)	R7.12.4	0	
59	株式会社グリーンポートリー・豊多第五農場	新見市	豊多町田沼1623-6	新	H24.9.13	廃棄物焼却炉	—	(休止中)	5	—	—	—	—	(休止中)	—	(休止中)	休止中
60	東洋緑地株式会社事業所	津山市	緑部1207	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R7.4.4	0.13	10	—	—	—	R7.4.5	12	R7.4.5	0.038	
				既	H12.2.14	焼却炉稼働が久遠で施設	—	—	—	(汚水の循環使用等により排水なし)			—	—	—	—	
61	岡山県津山家畜保健衛生所	津山市	草加部547-8	既	H12.2.8	廃棄物焼却炉	R7.11.12	0.013	10	—	—	—	R7.11.13	(集じん機なし)	R7.11.13	0	
62	エバラ食品工業株式会社津山工場	津山市	金井468-1 工業団地内	新	H22.6.10	廃棄物焼却炉	R7.10.15	2.0	5	—	—	—	R7.10.16	(集じん機なし)	R7.10.16	0.0065	
63	株式会社米カントリークラブ	津山市	桑下1680	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R7.8.29	0.95	10	—	—	—	R7.8.29	0.064	R7.8.29	0.012	
64	津山市食肉処理センター	津山市	園分寺9-1	新	H17.7.20	廃棄物焼却炉	R7.10.29	0.0040	5	—	—	—	R7.10.29	(集じん機なし)	R7.10.29	0	
65	株式会社西ポートリー・第三成置農場	津山市	宮部下2556-1	新	H20.8.21	廃棄物焼却炉	—	(休止中)	—	—	—	—	—	(休止中)	—	(休止中)	休止中
66	津山浄化センター	津山市	川崎347	新	H24.10.22	No.1下水処理場処理施設	—	—	—	R7.7.17	0.000036	10	—	—	—	—	
							—	—	—	R8.1.21	0.000060	10	—	—	—	—	
67	株式会社グリーンポートリー・福田農場	津山市	福田217-6	新	H24.11.12	廃棄物焼却炉	R7.12.5	0.040	5	—	—	—	R7.12.5	(集じん機なし)	R7.12.5	0	
				新	H24.11.12	廃棄物焼却炉	R7.12.5	0.11	5	—	—	—	R7.12.5	(集じん機なし)	R7.12.5	0	

番号	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地		* 既設 0 新設 1	施設番号・名称	特定施設の種別	排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考
		市町村名	大字、字、番地				試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng- TEQ/m ³ N)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/l)	排出基準 (ng-TEQ/l)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	
68	津山圏域クリーンセンター	津山市	領家1446	新	1号焼却炉	廃棄物焼却炉	R7.5.20	0.00000072	1	-	-	-	R7.8.26	0.19	R7.8.26	0.00098	1回目測定
							R7.8.26	0.00000014		-	-	-	-	-	-	-	2回目測定
							R7.11.18	0.00000086		-	-	-	-	-	-	-	3回目測定
							R8.1.20	0.0000020		-	-	-	-	-	-	-	4回目測定
							R7.5.21	0.0000086		-	-	-	R7.8.27	0.31	R7.8.27	0.0011	1回目測定
				新	2号焼却炉	廃棄物焼却炉	R7.8.27	0.00047	1	-	-	-	-	-	-	-	2回目測定
							R7.11.19	0.00083		-	-	-	-	-	-	-	3回目測定
							R8.1.21	0.00099		-	-	-	-	-	-	-	4回目測定
							-	-	-	(汚水の循環使用等により排水なし)			-	-	-	-	
							H26.1.21	灰の貯留施設		-	-	-	-	-	-	-	
69	岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	久米南町	上神目313-6	既	1号炉廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉	R7.5.20	0.25	10	-	-	-	R7.5.20	2.1	R7.5.20	0.026	
							R7.12.5	0.50		-	-	-	R7.12.5	2.6	R7.12.5	0.18	
							-	-		(汚水の循環使用等により排水なし)			-	-	-	-	
							H27.3.20	灰の貯留施設		-	-	-	-	-	-	-	
							H12.2.10	廃棄物焼却炉	10	-	-	-	-	(廃止)	(廃止)	R7廃止	
70	糟原クリーンセンター	美咲町	連石856-1	既	1号ガス洗浄施設	焼却炉等が主とする施設	H12.2.10	-		-	-	-	-	-	-	-	R7廃止
							R7.6.11	0.036		-	-	-	R7.6.11	0.0059	R7.6.11	0.0053	1回目測定
							R7.12.9	0.0097		-	-	-	R7.12.9	0.0023	R7.12.9	0.000078	2回目測定
							-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1回目測定(ロータリーキルン炉と合わせて調査)
							-	-		-	-	-	-	-	-	-	2回目測定(ロータリーキルン炉と合わせて調査)
71	エコシステム山陽線	美咲町	吉ヶ原1125	新	2号炉廃棄物焼却炉 (固定床炉)	廃棄物焼却炉	-	-		-	-	-	-	-	-	-	1回目測定(ロータリーキルン炉と合わせて調査)
							-	-		-	-	-	-	-	-	-	2回目測定(ロータリーキルン炉と合わせて調査)
							R7.6.12	0.0098	1	-	-	-	R7.6.12	0.30	R7.6.12	0.0073	1回目測定
							R7.12.10	0.0021		-	-	-	R7.12.10	0.12	R7.12.10	0.032	2回目測定
							R7.6.17	0.000046		-	-	-	R7.6.17	0.0077	R7.6.17	0.014	1回目測定
72	和エヴァ環境開発	美咲町	大井和西1095-4	既	3号炉廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉	R7.12.18	0.0050		-	-	-	R7.12.18	0.0085	R7.12.18	0.013	2回目測定
							-	-	-	(汚水の循環使用等により排水なし)			-	-	-	-	
							H12.2.14	焼却炉等が主とする施設		-	-	-	-	-	-	-	
							H12.2.14	灰の貯留施設		-	-	-	-	-	-	-	
							H12.2.2	廃棄物焼却炉		-	-	-	-	-	-	-	
73	クリーンセンターまにわ	真庭市	樫西290	既	1号廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉	R7.7.10	0.00057	5	-	-	-	R7.7.10	0.000033	R7.7.10	0	休止中
							R7.7.11	0.000066		-	-	-	-	-	-	-	
							-	-		-	-	-	-	-	-	-	
							-	-		-	-	-	-	-	-	-	
							H27.3.6	灰の貯留施設		-	-	-	-	-	-	-	

番号	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地		施設番号・名称	* 既設 0 新設 1	設置 年 月 日 出 受	特定施設の種類の 種類		排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考
		市町村名	大字、字、番地						試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/l)	排出基準 (pg-TEQ/l)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	
74	岡山県中部環境施設組合コスモスクリンセンター	真庭市	宮地631-3	1号炉廃棄物焼却炉 2号炉廃棄物焼却炉	既 既	H12.2.9 H12.2.9	廃棄物焼却炉 廃棄物焼却炉	(廃止) (廃止)	10 10	10 10	— —	— —	— —	— —	(廃止) (廃止)【2炉混合調査】	(廃止) (廃止)【2炉混合調査】	R7廃止 R7廃止		
75	相香名材木店	美作市	江ノ原625-1	主灰バンカ No.1廃棄物焼却炉	既 新	H27.5.21 H13.3.30	灰の貯留施設 廃棄物焼却炉	— R7.11.10	— 1.8	— 5	— —	— —	— —	— —	— R7.11.11	— 1.3	— R7.11.11	— 0	
76	美作クリーンセンター	美作市	杉原340	1号炉廃棄物焼却炉 2号炉廃棄物焼却炉 灰バンカ	新 新 新	H25.6.12 H25.6.12 H25.6.12	廃棄物焼却炉 廃棄物焼却炉 灰の貯留施設	R7.5.28 R7.7.24 —	0.0073 0.0013 —	5 5 —	— — (汚水の循環使用等により排水水なし)	— — —	— — —	— — —	【2炉混合調査】 【2炉混合調査】 —	0.0019 — —	— — —		
77	榎岡西ポートリー育種育成農場	美作市	榎尾482	1号廃棄物焼却炉	新	H28.11.11	廃棄物焼却炉	R7.5.30	0.000021	5	—	—	—	—	R7.5.30	0	0		
78	小川香料株式会社岡山工場	勝央町	太平台1-2	焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R7.11.14	0.47	10	—	—	—	—	R7.11.17	0	R7.11.17	0.0043	
79	相丸永エングランド	奈備町	皆木351-10	No.1廃棄物焼却炉	新	H19.9.27	廃棄物焼却炉	R7.12.5	0.022	5	—	—	—	—	R7.12.5	0.0010	R7.12.5	0.00020	
80	榎グリーンポートリー 美作農場	奈備町	中島東1060	第5号廃棄物焼却炉	新	R7.12.15	廃棄物焼却炉	(新設)	(新設)	5	—	—	—	—	(新設)	(新設)	(新設)	R7新設	

(備考)
 令和8年3月31日現在における特定施設の設置状況(令和7年度に廃止された施設及び未稼働の施設を含む)
 一: 自主測定義務のないもの
 既: 法の施行日(平成12年1月15日)前に設置された施設
 新: 法の施行日以後に設置された施設

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等（抜粋）

1 排出ガスの基準

（単位：ng-TEQ/m³N）

区 分			既設施設	新設施設
アルミニウム合金製造施設			5	1
廃棄物焼却炉	焼却能力	4t/時 以上	1	0.1
		2t/時 ～ 4t/時	5	1
		2t/時 未満	10	5

- （備考） 1 既設施設とは、法の施行日（平成12年1月15日）前に設置された施設をいう。
 2 新設施設とは、法の施行日以降に設置された施設をいう。

2 排出水の基準

（単位：pg-TEQ/L）

区 分	排出基準
廃棄物焼却炉に係る施設	10
アセチレン洗浄施設	10
下水道終末処理施設	10

3 ばいじん及び燃え殻の処理基準

（単位：ng-TEQ/g）

区 分	既設施設の処理基準	新設施設の処理基準
ばいじん・燃え殻	3 ^(*)	3

- （備考） 1 埋立処分等の処分を行う際に、この表に定める濃度以下にしなければならないという基準
 2 ^(*) セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものについては、基準が適用されない。

令和 7 年度化学物質環境モニタリング調査結果について

1 内 容

残留性有機汚染物質や内分泌かく乱化学物質の疑いがある物質について、環境中の存在状況を把握するため、測定を実施した。

(1) 対象物質

20物質群

(2) 調査方法

公共用水域水質15地点（河川13地点、湖沼 1 地点、海域 1 地点）及び公共用水域底質 7 地点（河川 5 地点、湖沼 1 地点、海域 1 地点）において年 1 回試料を採取し、測定を実施した。

2 結 果

水質については、10物質群がいずれかの地点で検出され、そのうちPFOS、PFOA及びPFNAがすべての地点で検出されたが、PFOS及びPFOAについては指針値（合計で50ng/L）以下であった。

底質については、12物質群がいずれかの地点で検出され、そのうちベンゾ [a] ピレンはすべての地点で検出された。

現計画から調査対象として追加したPFNA、PFDA、PFUnDAは水質と底質で、PFDoDAは底質のみで検出された。

測定を実施した化学物質の人体への影響は未解明な部分が多く評価を行える状況にはないが、今回の測定値は、環境省等の全国調査結果の範囲内であった。

3 今後の対応

引き続き調査を実施し、環境中の存在状況の把握に努める。

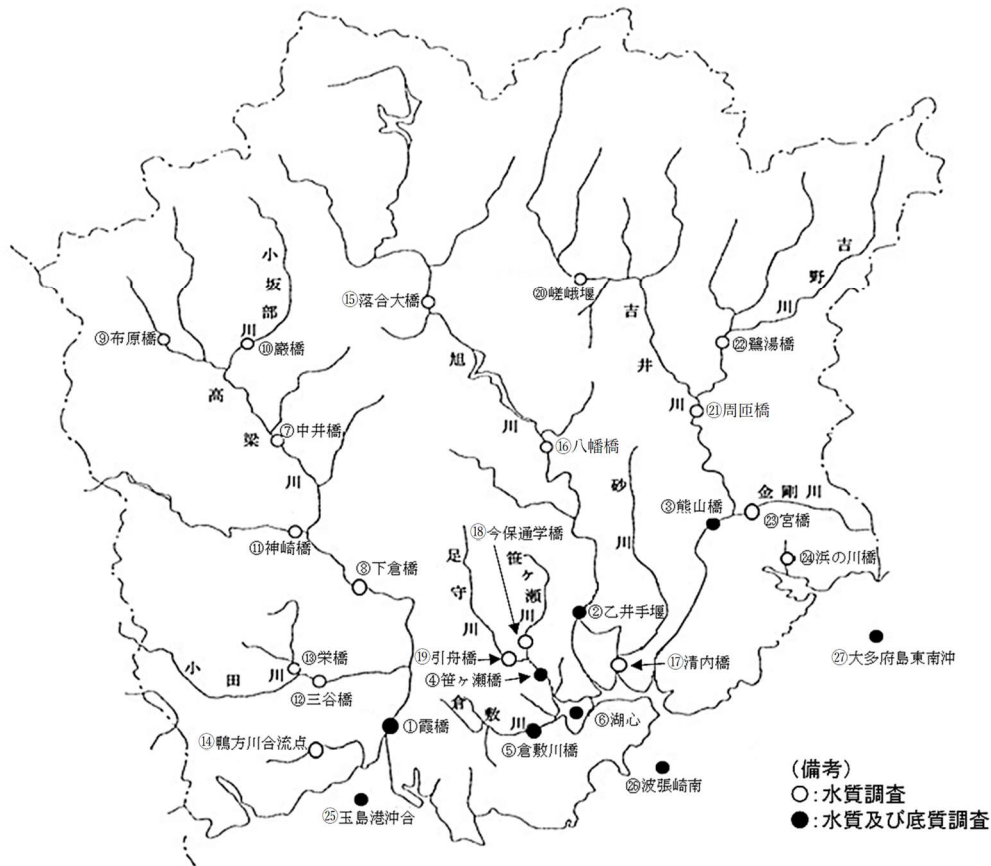
令和7年度化学物質環境モニタリング調査対象物質

No.	物 質 名	用 途
1	PCB（ポリ塩化ビフェニル）*1*2	熱媒体、ノンカーボン紙、電気製品
2	ヘキサクロロシクロヘキサン *1*2 α-ヘキサクロロシクロヘキサン β-ヘキサクロロシクロヘキサン γ-ヘキサクロロシクロヘキサン δ-ヘキサクロロシクロヘキサン	農薬、殺虫剤
3	クロルデン *1*2 シス-クロルデン トランス-クロルデン	農薬、殺虫剤
4	DDT（ジクロロジフェニルトリクロロエタン） *1*2	農薬、殺虫剤
5	ディルドリン *1*2	農薬、殺虫剤、シロアリ駆除剤
6	HCB（ヘキサクロロベンゼン）*1*2	農薬、殺菌剤、有機合成原料
7	ペンタクロロベンゼン *1	農薬
8	ベンゾ[a]ピレン *2	非意図的生成物
9	アルキルフェノール類(C5～C9) *2 4-n-ペンチルフェノール 4-t-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-t-オクチルフェノール ノニルフェノール	界面活性剤の原料、分解生成物
10	ビスフェノール A *2	樹脂の原料
11	PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）*1	撥水撥油剤
12	PFOA（ペルフルオロオクタン酸）*1*2	撥水撥油剤
13	1-ナフトール *2	ナフタレンの代謝物
14	ペンタクロロフェノール *1*2	農薬、除草剤
15	PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）*1	泡消火薬剤、界面活性剤
16	メトキシクロル*1	農薬、殺虫剤
17	PFNA（ペルフルオロノナン酸）*1	ふっ素ポリマー加工助剤、熱媒体
18	PFDA（ペルフルオロデカン酸）*1	ふっ素ポリマー加工助剤、熱媒体
19	PFUnDA（ペルフルオロウンデカン酸）*1	ふっ素ポリマー加工助剤、熱媒体
20	PFDoDA（ペルフルオロドデカン酸）*1	ふっ素ポリマー加工助剤、熱媒体

注) *1 残留性有機汚染物質（ストックホルム条約の対象物質）

*2 内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質

化学物質環境モニタリング調査地点図（令和7～9年度）



固定点（6地点、水質・底質調査を毎年実施）			
①高梁川：霞橋、②旭 川：乙井手堰、③吉井川：熊山橋、④笹ヶ瀬川：笹ヶ瀬橋、⑤倉敷川：倉敷川橋、⑥児島湖：湖心			
準固定点（21地点、1回／3年水質調査のみ実施。海域は底質調査も実施。）			
	グループ1（R7）	グループ2（R8）	グループ3（R9）
河川	⑦高梁川：中井橋	⑮旭 川：落合大橋	⑳吉井川：嵯峨堰
	⑧高梁川：下倉橋	⑯旭 川：八幡橋	㉑吉井川：周匝橋
	⑨西 川：布原橋	⑰百間川：清内橋	㉒吉野川：鷺湯橋
	⑩小坂部川：巖橋	⑱笹ヶ瀬川：今保通学橋	㉓金剛川：宮橋
	⑪成羽川：神崎橋	⑲足守川：引舟橋	㉔伊里川：浜の川橋
	⑫小田川：三谷橋		
	⑬美山川：栄橋		
	⑭里見川：鴨方川合流点		
海域	㉕水島地先海域：玉島港沖合	㉖児島湾：波張崎南	㉗播磨灘北西部：大多府島東南沖

化学物質環境モニタリング調査結果

No.	測定対象物質	水質 (単位: ng/L)				底質 (単位: $\mu\text{g/kg}$)			
		令和7年度岡山県		(参考) 全国		令和7年度岡山県		(参考) 全国	
		検出頻度	最大値	検出頻度	最大値	検出頻度	最大値	検出頻度	最大値
1	PCB (ポリ塩化ビフェニル)	2 / 15	0.1	1,982 / 2,307	220	5 / 7	8.8	2,238 / 2,339	5,600
2	ヘキサクロシクロヘキサン	5 / 15	0.5	956 / 1,230	9.0	5 / 7	2.2	1,691 / 1,805	60
3	ケロルデン	0 / 15	N.D.	665 / 941	3.1	4 / 7	0.93	1,319 / 1,433	76
4	DDT (ジクロロジフェニルトリクロロエタン)	0 / 15	N.D.	675 / 992	8.2	5 / 7	0.12	1,132 / 1,246	2,200
5	ディルドリン	0 / 15	N.D.	477 / 751	0.94	2 / 7	0.08	1,067 / 1,184	9.1
6	HCB (ヘキサクロロベンゼン)	0 / 15	N.D.	1,082 / 1,370	1.4	0 / 7	N.D.	1,870 / 1,984	65
7	ペンタクロロベンゼン	0 / 15	N.D.	573 / 621	0.5	0 / 7	N.D.	899 / 929	24
8	ベンゾ[a]ピレン	1 / 15	0.7	23 / 1,235	70	7 / 7	28	654 / 921	7,400
9	アルキルフェノール類 (C5~C9)								
	4-tert-オクチルフェノール	0 / 15	N.D.	540 / 2,694	13,000	0 / 7	N.D.	176 / 485	350
	ノニルフェノール	0 / 15	N.D.	897 / 2,840	21,000	0 / 7	N.D.	299 / 488	12,000
10	ビスフェノールA	3 / 15	70	1,411 / 2,879	19,000	2 / 7	9	282 / 488	360
11	PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)	15 / 15	5.3	728 / 744	230	2 / 7	0.2	930 / 951	2.2
12	PFOA (ペルフルオロオクタンスルホン酸)	15 / 15	6.0	744 / 744	100	0 / 7	N.D.	928 / 950	1.3
13	1-ナフトール	0 / 15	N.D.	28 / 50	49	0 / 7	N.D.	1 / 12	110
14	ペンタクロロフェノール	0 / 15	N.D.	144 / 190	26	0 / 7	N.D.	182 / 184	7
15	PFHxS (ペルフルオロヘキサンスルホン酸)	7 / 15	2.5	295 / 330	2.6	0 / 7	N.D.	119 / 421	0.027
16	メトキシクロル	0 / 15	N.D.	0 / 229	-	0 / 7	N.D.	1 / 252	7
17	PFNA (ペルフルオロノナン酸)	15 / 15	3.1			2 / 7	0.1		
18	PFDA (ペルフルオロデカン酸)	9 / 15	0.7			1 / 7	0.1		
19	PFUnDA (ペルフルオロウンデカン酸)	6 / 15	0.6			2 / 7	0.1		
20	PFDoDA (ペルフルオロドデカン酸)	0 / 15	N.D.			1 / 7	0.1		

注) 1 「検出頻度」とは、検出地点数/測定地点数である。
2 「N.D.」とは、検出下限値未満のことである。
3 「全国」とは、平成10年度から令和6年度までに行われた環境省及び国土交通省の測定結果である。
測定結果が異性体ごとに区分されている場合は、各異性体の濃度の合計を表示している。
アルキルフェノール類については、全国の測定結果のうち検出下限値以上の検出が確認された物質のみ表示している。

地点ごとの化学物質環境モニタリング調査結果

		(単位 : ng/L)																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		P C B	ヘキサクロロベンゼン	クロロデレン	D D T	ディルドリン	H C B	ベンゾ	ベンゾ	アルキルベンゾ	ビスフェノールA	P F O S	P F O A	1 ナフトール	ベンタクロロエノール	P F H X S	メトキシクロル	P F N A	P F D A	P F U n D D A	P F D o D A
水質		移出下限値																			
地点番号	水域名調査地点	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4	10	10	0.1	0.1	10	10	0.1	1	0.1	0.1	0.1	0.1
1	高梁川霞橋	N.D	0.1	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.3	1.2	N.D	N.D	0.1	N.D	0.4	0.1	N.D	N.D
2	旭川乙井手堰	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.2	1.7	N.D	N.D	N.D	N.D	0.3	0.1	N.D	N.D
3	吉井川熊山橋	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.4	1.2	N.D	N.D	0.1	N.D	0.5	0.1	0.1	N.D
4	笹ヶ瀬川笹ヶ瀬橋	0.1	0.2	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	70	2.2	5.2	N.D	N.D	0.8	N.D	2.8	0.5	0.4	N.D
5	倉敷川倉敷川橋	N.D	0.3	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.7	N.D	10	1.1	3.0	N.D	N.D	0.3	N.D	1.0	0.4	0.2	N.D
6	児島湖湖心	0.1	0.5	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	20	3.0	6.0	N.D	N.D	1.4	N.D	3.1	0.7	0.6	N.D
7	高梁川中井橋	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.2	2.1	N.D	N.D	N.D	N.D	0.4	N.D	N.D	N.D
8	高梁川下倉橋	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.2	1.3	N.D	N.D	N.D	N.D	0.4	N.D	N.D	N.D
9	西川布原橋	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.2	0.2	N.D	N.D	N.D	N.D	0.1	N.D	N.D	N.D
10	小坂部川蔵橋	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.1	0.2	N.D	N.D	N.D	N.D	0.2	N.D	N.D	N.D
11	成羽川神崎橋	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.2	0.4	N.D	N.D	N.D	N.D	0.3	N.D	N.D	N.D
12	小田川三谷橋	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.5	1.0	N.D	N.D	0.2	N.D	0.6	0.1	N.D	N.D
13	美山川栄橋	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.4	0.8	N.D	N.D	N.D	N.D	0.5	0.1	0.1	N.D
14	里見川鶴方川合流点	N.D	0.2	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	5.3	3.6	N.D	N.D	2.5	N.D	1.6	0.5	0.2	N.D
25	水島地先海城玉島港沖合	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.1	0.8	N.D	N.D	N.D	N.D	0.3	N.D	N.D	N.D

		(単位 : µg/kg)																			
		0.05	0.01	0.01	0.01	0.02	0.05	0.05	0.2	2	2	0.1	0.1	2	2	0.1	2	0.1	0.1	0.1	0.1
底質		移出下限値																			
地点番号	水域名調査地点	0.05	0.01	0.01	0.01	0.02	0.05	0.05	0.2	2	2	0.1	0.1	2	2	0.1	2	0.1	0.1	0.1	0.1
1	高梁川霞橋	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.6	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D
2	旭川乙井手堰	0.84	0.01	0.04	0.06	N.D	N.D	N.D	6.3	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D
3	吉井川熊山橋	N.D	N.D	N.D	0.01	N.D	N.D	N.D	0.3	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.1	N.D	N.D	N.D
4	笹ヶ瀬川笹ヶ瀬橋	2.0	0.20	0.53	0.04	0.02	N.D	N.D	11	N.D	9	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.1	N.D
5	倉敷川倉敷川橋	8.8	2.2	0.93	0.12	0.08	N.D	N.D	28	N.D	8	0.2	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.1	0.1	0.1
6	児島湖湖心	0.58	0.16	0.04	N.D	N.D	N.D	N.D	2.6	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D
25	水島地先海城玉島港沖合	2.9	0.07	N.D	0.02	N.D	N.D	N.D	28	N.D	N.D	0.1	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.1	N.D	N.D	N.D

※同底質及び異性体の合計値は、各化合物の丸めていない濃度を合計し、有効数字2桁(3桁以下は切り捨て)かつ検出下限値の桁まで丸めの操作を行った。

令和7年度アスベスト測定結果について

1 内 容

一般環境大気中におけるアスベストの状況を把握するため、道路沿線、市街地及び大規模工場等の周辺（7地域14地点）において、年2回、アスベスト濃度調査を実施した。（岡山市及び倉敷市の調査結果は参考資料に掲載）

2 結 果

全地点で総繊維数濃度が1本/L未満であった。

3 今後の対応

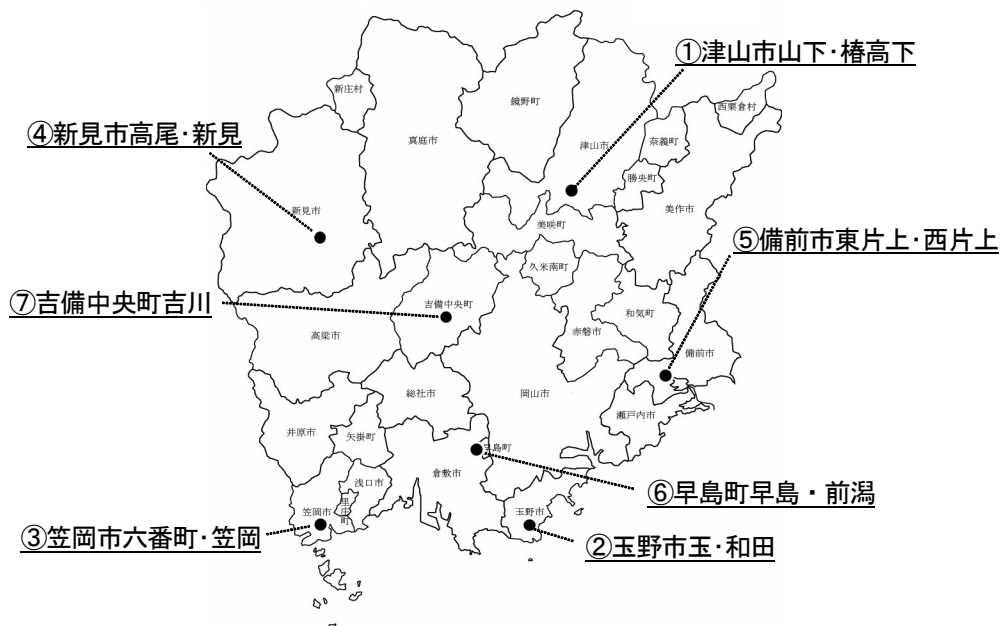
引き続き調査を実施し、実態の把握に努める。

一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果（総繊維数濃度）

令和7年度 調査地点		濃度（本/L）	
		夏期	冬期
①	美作県民局別館（津山市山下）	0.15	0.11
	美作県民局第二庁舎（津山市椿高下）	0.12	0.081
②	玉野レクセセンター（玉野市玉）	0.12	0.14
	和田公園（玉野市和田）	0.16	0.095
③	備中県民局井笠地域事務所（笠岡市六番町）	0.10	0.064
	大磯自動車排出ガス測定局（笠岡市笠岡）	0.11	0.14
④	備中県民局新見地域事務所（新見市高尾）	0.056	0.10
	新見市役所（新見市新見）	0.24	0.081
⑤	備前市役所（備前市東片上）	0.16	0.11
	備前市立市民センター（備前市西片上）	0.10	0.090
⑥	長津自動車排出ガス測定局（早島町早島）	0.25	0.15
	早島町役場（早島町前潟）	0.18	0.12
⑦	生物科学研究所（吉備中央町吉川）	0.10	0.096
	吉備高原浄化センター（吉備中央町吉川）	0.16	0.071

※ 総繊維数とは、アスベスト繊維そのものではなく、全ての繊維状物質を測定した結果である。

測定地点図



(参考) 岡山市関係資料

令和 7 年度有害大気汚染物質等環境調査結果について

1 調査内容

(1) 調査地点

- ア 南輝小学校（岡山市南区南輝三丁目 6-9）
- イ 陵南小学校（岡山市北区東花尻 241-1）

(2) 調査項目等

「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」（平成 13 年 5 月 21 日環境省策定、令和 5 年 11 月 9 日最終改訂）及び「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」（平成 9 年 2 月 12 日環境庁（当時）策定、令和 6 年 3 月最終改訂）に準拠し、「優先取組物質」23 物質のうち、22 物質※について毎月 1 回、24 時間の連続サンプリング調査を実施した。

※ダイオキシン類を除く。

ア 環境基準が設定されている物質（4 物質）

ジクロロメタン
テトラクロロエチレン
トリクロロエチレン
ベンゼン

イ 環境中の有害大気汚染物質等による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されている物質（11 物質）

アクリロニトリル
アセトアルデヒド
塩化ビニルモノマー
塩化メチル
クロロホルム
1, 2-ジクロロエタン
水銀及びその化合物
ニッケル化合物
ヒ素及びその化合物
1, 3-ブタジエン
マンガン及びその化合物

ウ その他の有害大気汚染物質（7 物質）

クロム及び三価クロム化合物
六価クロム化合物
酸化エチレン
トルエン
ベリリウム及びその化合物
ベンゾ [a] ピレン
ホルムアルデヒド

(3) 調査期間

令和7年4月 ～ 令和8年3月

2 調査結果

環境基準及び指針値が設定されている物質の年平均値は、いずれも環境基準及び指針値を下回っていた。

「優先取組物質」(ダイオキシン類を除く)の年平均値

※単位[$\mu\text{g}/\text{m}^3$]

物質名	南輝小学校	陵南小学校	環境基準等
アクリロニトリル	0.027	0.019	<u>2 以下</u>
アセトアルデヒド	1.6	1.2	<u>120 以下</u>
塩化ビニルモノマー	0.13	0.093	<u>10 以下</u>
塩化メチル	1.5	1.5	<u>94 以下</u>
クロム及び三価クロム化合物	0.0035	0.0043	—
六価クロム化合物	0.000089	0.00010	—
クロロホルム	0.23	1.2	<u>18 以下</u>
酸化エチレン	0.034	0.043	—
1, 2-ジクロロエタン	0.13	0.12	<u>1.6 以下</u>
ジクロロメタン	0.78	0.76	150 以下
水銀及びその化合物	0.0014	0.0013	<u>0.04 以下</u>
テトラクロロエチレン	0.020	0.023	200 以下
トリクロロエチレン	0.11	0.024	130 以下
トルエン	3.6	5.8	—
ニッケル化合物	0.0039	0.0038	<u>0.025 以下</u>
ヒ素及びその化合物	0.0018	0.0016	<u>0.006 以下</u>
1, 3-ブタジエン	0.039	0.030	<u>2.5 以下</u>
ベリリウム及びその化合物	0.000012	0.000015	—
ベンゼン	0.93	0.85	3 以下
ベンゾ [a] ピレン	0.00059	0.00049	—
ホルムアルデヒド	1.9	1.9	—
マンガン及びその化合物	0.035	0.053	<u>0.14 以下</u>

注1 優先取組物質：「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」248 物質のうちで、健康リスクがある程度高いと考えられる 23 物質

注2 年平均値は検出下限値以上の値は実測濃度の値を用い、検出下限値未満の値は検出下限値の 1/2 の値を用い、算術平均により求めた。

注3 下線 は指針値を示す。

令和7年度 ダイオキシン類環境調査結果について (大気)

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、環境基準の達成状況を把握するため、環境中大気のダイオキシン類調査を市内3地点で年4回（各季節毎）実施した。

1 調査地点

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 南輝小学校 | 岡山市南区南輝三丁目6-9 |
| (2) 陵南小学校 | 岡山市北区東花尻241-1 |
| (3) 岡山市東区役所瀬戸支所 | 岡山市東区瀬戸町瀬戸45 |

2 調査期間

- (1) 春期：令和 7年 5月15日(木) ～ 5月22日(木)
- (2) 夏期：令和 7年 7月24日(木) ～ 7月31日(木)
- (3) 秋期：令和 7年11月13日(木) ～11月20日(木)
- (4) 冬期：令和 8年 1月22日(木) ～ 1月29日(木)

3 調査方法

次の法令等に準拠して実施した。

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法及び同法施行令・施行規則
- ・ ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（平成20年3月 環境省水・大気環境局総務課
ダイオキシン対策室大気環境課）

4 調査機関

エヌエス環境株式会社 中四国支店

5 調査結果

調査結果を表1及び図1に示した。

南輝小学校及び岡山市東区役所瀬戸支所が全国512地点の年平均値(R6)を上回り、陵南小学校については、全国年平均値(R6)を下回っていた。なお、市内全調査地点で環境基準を下回っていた。

表 1 令和7年度環境大気中のダイオキシン類調査結果

調 査 地 点	単 位	環境基準	調査結果					
			春期	夏期	秋期	冬期	平均値	全国 (R6)調査 地点512箇所
南 輝 小 学 校	pg-TEQ/m ³	0.6以下	0.070	0.052	0.014	0.0074	0.036	0.013
陵 南 小 学 校	pg-TEQ/m ³	0.6以下	0.017	0.0093	0.0066	0.0049	0.0095	(0.0017～
岡 山 市 東 区 役 所 瀬 戸 支 所	pg-TEQ/m ³	0.6以下	0.024	0.085	0.012	0.0051	0.032	0.32)

※平均値：測定値の算術平均値

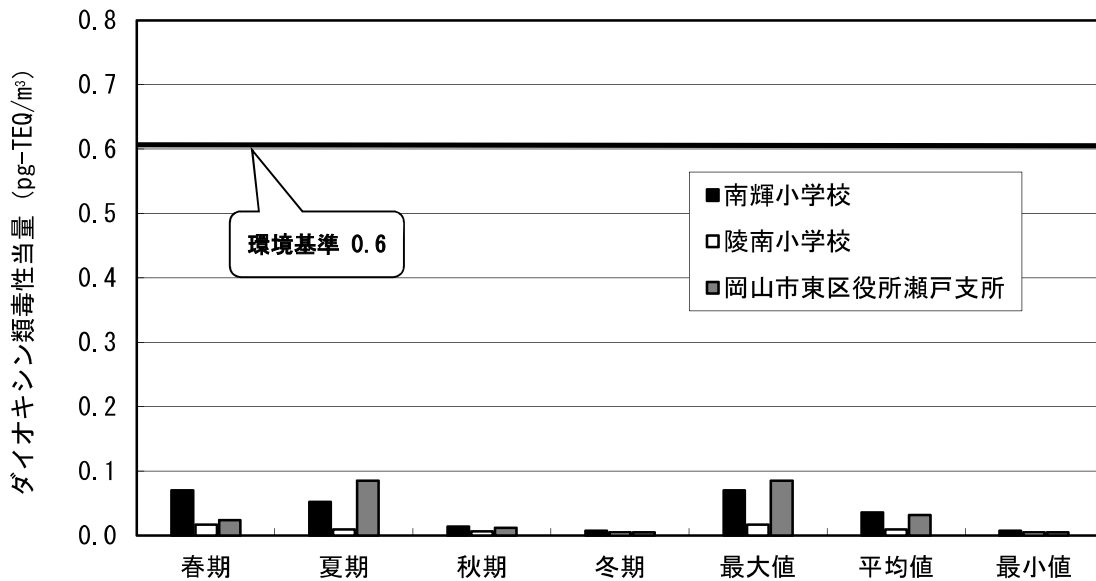


図 1 令和7年度環境中大気中のダイオキシン類調査結果

(1) 各調査月の経年推移

各調査月の年度毎の推移を図2～図5に示した。

平成18年度頃までは、秋期の調査結果（図4）が他の調査月と比較して高い濃度を示す場合が多かった。また、平成20～22年度は冬期が比較的高い濃度を示していた。

令和7年度は、南輝小学校が春期において他の2調査地点よりも高い濃度であった。経年推移としては特段高い濃度は見受けられなかった。

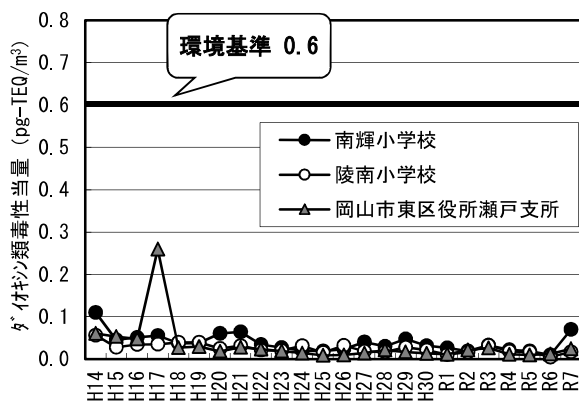


図 2 春期 年度ごとの推移

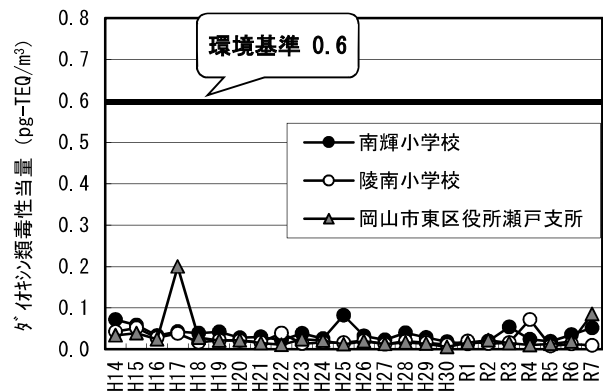


図 3 夏期 年度ごとの推移

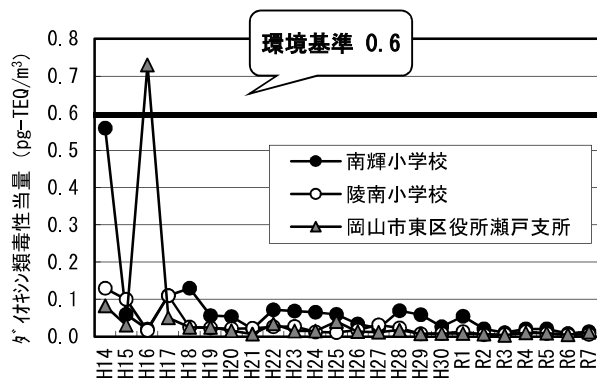


図4 秋期 年度ごとの推移

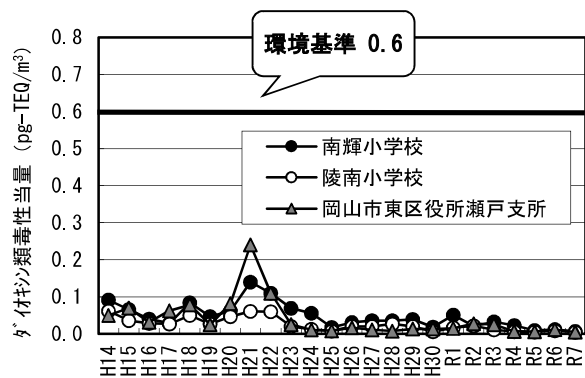


図5 冬期 年度ごとの推移

※南輝小学校については、調査地点を平成20年8月から大気測定局から校舎屋上に、陵南小学校については、平成20年11月から大気測定局から校舎屋上に変更している。

(2) 年間平均値の経年推移

年間平均値の年度毎の推移を図6に示した。

市内全調査地点で環境基準を下回っており、ここ十数年は低い値で推移している。

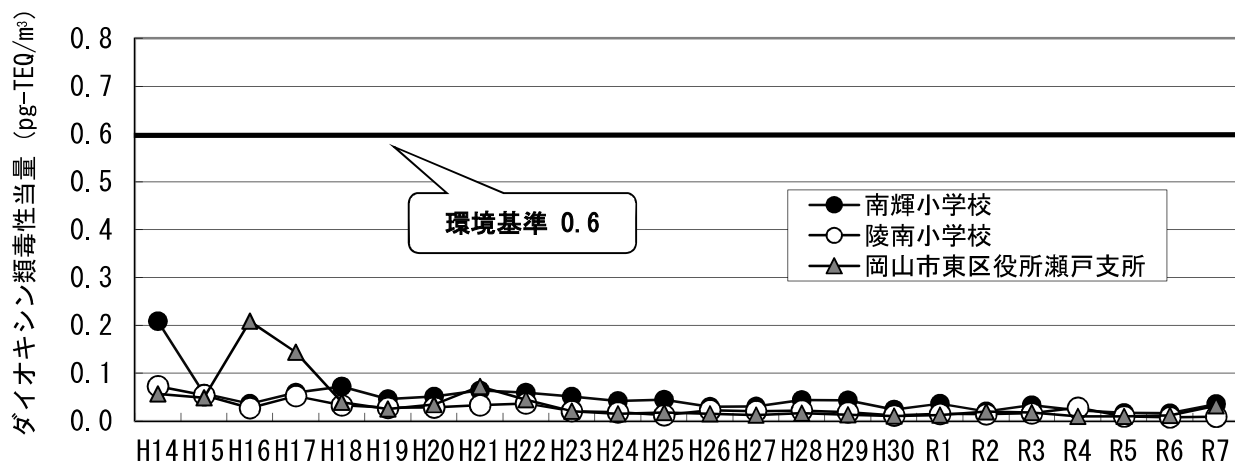


図6 年間平均値の経年推移

令和 7 年度 ダイオキシン類環境調査結果について (水質・土壌)

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条の規定に基づき、令和 7 年度に岡山市が実施した公共用水域水質・底質、地下水及び土壌のダイオキシン類環境調査結果の概要は次のとおりでした。

1. 調査時期

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 公共用水域水質・底質 | 年 1 回 (令和 7 年 4 月、5 月) |
| (2) 地下水 | 年 1 回 (令和 7 年 5 月) |
| (3) 土壌 | 年 1 回 (令和 7 年 7 月) |

2. 調査地点 (図 1)

- | | |
|-------------------------------|---------|
| (1) 公共用水域水質・底質 | |
| 河川 (7 地点)、湖沼 (2 地点)、海域 (3 地点) | 計 12 地点 |
| (2) 地下水 | 6 地点 |
| (3) 土壌 | 10 地点 |

3. 調査項目

ダイオキシン類

- ① ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDDs)
- ② ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs)
- ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCBs)

4. 調査結果の概要

- (1) 公共用水域水質 (環境基準 : 1 pg-TEQ/L)

ア. 河川

河川 7 地点の結果は 0.063~0.49 pg-TEQ/L の範囲であり、全ての地点で環境基準を下回っていた。

イ. 湖沼

児島湖の湖心と樋門の 2 地点の結果はそれぞれ 0.26、0.23 pg-TEQ/L であり、どちらも環境基準を下回っていた。

ウ. 海域

児島湾 3 地点の結果は 0.053~0.086 pg-TEQ/L の範囲であり、全ての地点で環境基準を下回っていた。

河川、湖沼、海域のいずれの地点においても、ここ 5 年間の結果は環境基準を下回る値で推移している。

- (2) 公共用水域底質 (環境基準 : 150 pg-TEQ/g)

ア. 河川

河川 7 地点の結果は 0.21~11 pg-TEQ/g の範囲であり、全ての地点で環境基準を下回っていた。

イ. 湖沼

児島湖の湖心と樋門の 2 地点の結果はそれぞれ 0.65、7.0 pg-TEQ/g であり、どちらも環境基準を下回っていた。

ウ．海域

児島湾 3 地点の結果は 3.3～4.3 pg-TEQ/g の範囲であり、全ての地点で環境基準を下回っていた。

河川、湖沼、海域のいずれの地点においても、ここ 5 年間の結果は環境基準を下回る値で推移している。

(3) 地下水（環境基準：1 pg-TEQ/L）

市内 6 地点の結果は 0.035～0.13 pg-TEQ/L の範囲であり、全ての地点で環境基準を下回っていた。

(4) 土壌（環境基準：1,000pg-TEQ/g）

市内 10 地点の結果は 0.0021～0.78 pg-TEQ/g の範囲であり、全ての地点で環境基準を下回っていた。

(参考) 各地点ごとの調査結果

○公共用水域（水質・底質）

	水域名		番号	調査地点	試料採取	水質	底質
					年月日	pg-TEQ/L	pg-TEQ/g
河川	笹ヶ瀬川水域	足守川上流	1	高塚橋	令和7年4月17日	0.063	0.26
		足守川下流	2	入江橋	令和7年4月17日	0.087	0.21
		笹ヶ瀬川	3	笹ヶ瀬橋	令和7年4月17日	0.25	1.9
	倉敷川水域	倉敷川	4	稔橋	令和7年4月17日	0.45	5.0
			5	倉敷川橋	令和7年4月17日	0.49	11
		妹尾川	6	妹尾川国道30号線下	令和7年4月17日	0.43	1.9
	旭川水域	砂川	7	新橋	令和7年4月18日	0.27	0.44
		旭川	※	乙井手堰	－	0.092	0.23
湖沼	児島湖水域	児島湖	8	湖心	令和7年4月20日	0.26	0.65
			9	樋門	令和7年4月20日	0.23	7.0
海域	児島湾水域	児島湾（乙）	10	吉井川河口部	令和7年5月16日	0.073	4.3
			11	九幡沖	令和7年5月16日	0.086	4.2
		児島湾（丙）	12	児島湾口沖	令和7年5月16日	0.053	3.3

環境基準：（水質） 1 pg-TEQ/L （底質） 150 pg-TEQ/g

※国土交通省測定地点は結果のみ記載

○地下水

単位：pg-TEQ/L

メッシュNo.	番号	調査地点	種別	試料採取	調査結果
N-17	1	北区宿本町	民家井戸	令和7年5月28日	0.035
L-18	2	北区川入	民家井戸	令和7年5月28日	0.069
M-18	3	南区西市	民家井戸	令和7年5月28日	0.13
N-18	4	中区倉田	民家井戸	令和7年5月28日	0.052
O-18	5	東区松新町	民家井戸	令和7年5月28日	0.037
N-19	6	中区江崎	民家井戸	令和7年5月28日	0.069

環境基準： 1 pg-TEQ/L

○土壌

単位：pg-TEQ/g

メッシュNo.	番号	調査地点	試料採取	調査結果
L-17	1	馬屋下小学校	令和7年7月29日	0.058
L-19	2	箕島小学校	令和7年7月30日	0.17
M-17	3	津島小学校	令和7年7月29日	0.017
M-18	4	大元小学校	令和7年7月29日	0.16
M-19	5	第二藤田小学校	令和7年7月30日	0.34
N-17	6	旭竜小学校	令和7年7月29日	0.034
N-18	7	平井小学校	令和7年7月29日	0.12
N-19	8	福島小学校	令和7年7月30日	0.78
O-18	9	政田小学校	令和7年7月30日	0.0021
O-19	10	六番川ゲートボール場	令和7年7月30日	0.37

環境基準： 1,000 pg-TEQ/g

令和7年度 事業者によるダイオキシン類自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設の設置者は、排出ガス、排水等について、ダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、市に報告することが義務付けられています。

本市では、令和7年度の事業者によるダイオキシン類自主測定結果について、次のとおり取りまとめました。

1 自主測定結果

(1) 排出ガス

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (ng-TEQ/Nm³)	排出基準値※ (ng-TEQ/Nm³)
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉	40	23	23	2	17	0	0	0.0000029 ～ 4.5	0.1 ～ 10

(2) 排水

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準値 (pg-TEQ/L)
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉に係る施設	7	0	0	0	7	0	0	—	10

(3) ばいじん

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (ng-TEQ/g)	排出基準値 (ng-TEQ/g)
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉	40	20	20	2	20	0	0	0 ～ 9.9	—

(4) 焼却灰その他の燃え殻

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (ng-TEQ/g)	排出基準値 (ng-TEQ/g)
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉	40	18	18	2	22	0	0	0 ～ 2.8	—

- (備考) 1 「届出施設数」とは、届出のあった令和7年3月31日現在の特定施設の施設数を示す。(令和7年3月31日以前に廃止届出のあった特定施設は除く。)
- 2 「報告対象施設数」とは、年度を通じて休止、施設未完成、集じん機なし、汚水の循環使用により排水なし、使用開始後1年に満たない施設等を除いた施設数を示す。
- 3 「報告施設数」とは、令和7年度のダイオキシン類の自主測定結果の報告があった施設数を示す。
- 4 「廃止施設数」とは、令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に廃止届出が提出された施設数を示す。
- 5 「報告対象外施設数」とは、年度を通じて休止、施設未完成、集じん機なし、汚水の循環使用により排水なし、使用開始後1年に満たない施設、流動床炉等構造上やむを得ない等のため測定不能であった施設数を示す。
- 6 「未報告施設数」とは、令和7年度のダイオキシン類の自主検査測定結果の報告がなかった施設数を示す。また、未報告の内訳として令和6年度中は稼動していたが、令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に廃止してダイオキシン類の自主測定ができなくなった廃止施設及び測定の実施について指導を要する施設数を示す。
- 7 測定結果の単位等は次のとおり
- | | |
|------------|---|
| pg (ピコグラム) | : 一兆分の1グラム |
| ng (ナノグラム) | : 十億分の1グラム |
| TEQ (毒性等量) | : ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性を最も毒性の強い2, 3, 7, 8-TCDD (テトラクロロジベンゾパラジオキシン) に換算して合計したもの。 |
- 8 排出基準値(※)の詳細は次頁に示した。

2 測定結果の評価

(1) 大気基準適用施設(排出ガス)

報告のあった施設の測定結果は、いずれも排出基準値以下でした。

(2) 水質基準対象施設(排水)

報告が必要な施設はありませんでした。

3 今後の対応等

今後も引き続き、事業者に対して排出基準値が遵守されるよう、法に基づき、自主測定の実施及び施設の適正な運転管理等について指導を行います。

4 その他

事業者による自主測定結果の一覧表は、別紙のとおりです。

自主測定結果一覧表については、環境保全課において閲覧に供するとともに、環境保全課のホームページに掲載いたします。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準値

1 排出ガスに係る排出基準値

単位：ng-TEQ/Nm³

特 定 施 設 の 種 類	焼 却 能 力	基準値	
		既 存 施 設	新 設 施 設
廃 棄 物 焼 却 炉	4t/時 以上	1	0.1
	2t/時～4t/時	5	1
	2t/時 未満	10	5

- (備考) ・ 「既存施設」とは、平成12年1月15日（法の施行日）より前に設置の工事が着手された施設を示す。
 ・ 「新設施設」とは、平成12年1月15日（法の施行日）以降に設置の工事が着手された施設を示す。

2 排出水に係る排出基準値

単位：pg-TEQ/L

特 定 施 設 の 種 類	排 出 基 準 値
廃棄物焼却炉に係る施設	10

3 ばいじん、焼却灰その他の燃え殻に係る処理基準値

単位：ng-TEQ/g

特 定 施 設 の 種 類	区 分	判 定 基 準 値	
		既 存 施 設	新 設 施 設
廃 棄 物 焼 却 炉	ば い じ ん	(3)	3
	焼却灰その他の燃え殻	(3)	3

- (備考) ・ ばいじん、焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類についての排出基準値は定められておらず、埋立処分等を行う場合に、処理基準値が適用になる。
 ・ 既存施設において、セメント固化、薬剤処理または酸抽出を行っているものについては、処理基準値は適用されない。

番 号	工 場 又 は 事 業 場 の 名 称	工場又は事業場の所在地	既存:0 新設:1	施設番号、名称	特定施設の種類	排 出 ガ ス				排 出 水				ば い じ ん			焼却灰その他の燃え殻			備 考
						試料採取 年月日	分析 年月日	測定結果 (ng-TEQ/Nm³)	排出基準 (ng-TEQ/Nm³)	試料採取 年月日	分析 年月日	測定結果 (pg-TEQ/l)	排出基準 (pg-TEQ/l)	試料採取 年月日	分析 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取 年月日	分析 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	
1	矢吹海運有限会社 矢吹無公害2号	南区箕島字西ノ谷2849	0	NO.2	廃棄物焼却炉	R7.10.8	R7.11.10	3.0	10	—	—	—	—	R7.10.9	R7.11.10	1.9	R7.10.9	R7.11.10	0.043	
2	岡山市東部クリーンセンター	東区西大寺新地453-5	0	1号焼却炉	廃棄物焼却炉	R7.7.17	R7.8.26	0.0041	0.1	—	—	—	—	R7.7.3	R7.8.19	3.4	(流動床炉であり、焼却灰の排出なし)			
			0	2号焼却炉	廃棄物焼却炉	R7.7.15	R7.8.26	0.011	0.1	—	—	—	—	R7.7.3	R7.8.19	3.4	(流動床炉であり、焼却灰の排出なし)			
			0	3号焼却炉	廃棄物焼却炉	R7.7.16	R7.8.26	0.0017	0.1	—	—	—	—	R7.7.3	R7.8.19	3.4	(流動床炉であり、焼却灰の排出なし)			
3	DAIKEN株式会社岡山工場	南区海岸通二丁目5-8	0	AT-280	廃棄物焼却炉	(休止中)				—	—	—	—	(休止中)			(休止中)			
4	岡山市当新田環境センター	南区当新田486-1	0	1 (A系)	廃棄物焼却炉	R7.9.3	R7.10.14	0.022	1	—	—	—	—	R7.9.2	R7.10.14	1.4	(流動床炉であり、焼却灰の排出なし)			
			0	2 (B系)	廃棄物焼却炉	R7.9.2	R7.10.14	0.030	1	—	—	—	—	R7.9.2	R7.10.14	1.5	(流動床炉であり、焼却灰の排出なし)			
5	有限会社山陽テクノ中間処理場	南区箕島2825-1	0	No.1	廃棄物焼却炉	R7.11.18	R7.12.22	1.4	10	—	—	—	—	R7.11.10	R7.12.22	1.0	R7.11.19	R7.12.24	0.064	
			0	No.2	廃棄物焼却炉	R7.11.18	R7.12.22	1.4	10	—	—	—	—	R7.11.10	R7.12.22	1.0	R7.11.19	R7.12.24	0.064	
			0	No.4 湿式スクラバー	湿式集じん施設	—	—	—	—	(汚水の循環使用により排水なし)				—	—	—	—	—	—	
6	株式会社ニシテック東岡山事業場	東区古都宿1303-15	0	No.1	廃棄物焼却炉	(休止中)				—	—	—	—	(休止中)			(休止中)			
7	岡山市神崎衛生施設組合	東区神崎町2676	0	H-1	廃棄物焼却炉	(休止中)				—	—	—	—	(休止中)			(休止中)			
8	大新物産株式会社	北区長野1109-1	0	No.2	廃棄物焼却炉	(休止中)				—	—	—	—	(休止中)			(休止中)			
			0	T1スクラバー	湿式集じん施設	—	—	—	—	(汚水の循環使用により排水なし)				—	—	—	—	—	—	
9	株式会社衛生センター	南区当新田442-3	0	No.1	廃棄物焼却炉	(休止中)				—	—	—	—	(休止中)			(休止中)			
			0	No.2	廃棄物焼却炉	(休止中)				—	—	—	—	(休止中)			(休止中)			
			0	No.3	廃棄物焼却炉	(休止中)				—	—	—	—	(休止中)			(休止中)			
			0	No.4	廃棄物焼却炉	(休止中)				—	—	—	—	(休止中)			(休止中)			
			0	No.5	廃棄物焼却炉	(休止中)				—	—	—	—	(休止中)			(休止中)			
			0	No.6	廃棄物焼却炉	(休止中)				—	—	—	—	(休止中)			(休止中)			
			0	No.7	廃棄物焼却炉	(休止中)				—	—	—	—	(休止中)			(休止中)			
			0	A 廃ガス洗浄装置	廃ガス洗浄施設	—	—	—	—	(休止中)				—	—	—	—	—	—	
10	株式会社岡山製紙	南区浜野一丁目4-34	0	No3ボイラー	廃棄物焼却炉	R7.7.3	R7.7.29	1.2	10	—	—	—	—	R7.10.17	R7.11.25	2.8	R7.10.17	R7.11.25	0.019	
			0	次殿分離槽	灰の貯留施設	—	—	—	—	(汚水の循環使用により排水なし)				—	—	—	—	—	—	
11	株式会社美頭興産	北区高松稲荷969	0	No.1	廃棄物焼却炉	R7.2.17	R7.3.19	1.1	10	—	—	—	—	(排出量微量のため測定不能)			R7.2.17	R7.3.19	0.033	
12	有限会社片岡久工務店	南区宮浦641	0	2号焼却装置	廃棄物焼却炉	(休止中)				—	—	—	—	(休止中)			(休止中)			
			1	洗浄塔	廃ガス洗浄施設	—	—	—	—	(汚水の循環使用により排水なし)				—	—	—	—	—	—	
13	株式会社クラレ岡山事業所	南区海岸通一丁目2-1	0	廃油焼却炉	廃棄物焼却炉	R7.1.29	R7.1.31	0.0000029	10	—	—	—	—	R7.1.29	R7.2.5	0	R7.1.29	R7.2.5	0.0042	
14	安田産業株式会社 第二工場	南区飽浦675-3	0	廃棄物焼却炉1号	廃棄物焼却炉	R7.12.19	R8.1.15	4.4	10	—	—	—	—	R7.12.19	R8.1.15	9.9	R7.12.19	R8.1.15	0.086	
			0	S-1	湿式集じん施設	—	—	—	—	(汚水の循環使用により排水なし)				—	—	—	—	—	—	
15	岡山県営食肉地方卸売市場	中区桜橋一丁目2-43	1	1	廃棄物焼却炉	R7.7.16	R7.8.15	0.33	5	—	—	—	—	R7.7.16	R8.8.15	0.0027	R7.7.16	R8.8.15	0	
16	株式会社衛生センターリサイクル処理センター	南区築港元町10	1	No.1	廃棄物焼却炉	R7.5.2	R7.5.8	3.2	5	—	—	—	—	R7.4.30	R7.5.14	0.37	R7.9.6	R7.9.18	2.8	
			1	No.2	廃棄物焼却炉	R7.4.21	R7.4.22	4.5	5	—	—	—	—	R7.4.30	R7.5.14	0.33	R7.9.6	R7.9.18	2.7	
			1	No.3	廃棄物焼却炉	R7.6.24	R7.6.26	0.3	5	—	—	—	—	R7.6.28	R7.7.11	0.41	R7.9.6	R7.9.18	2.4	
			1	No.4	廃棄物焼却炉	R7.6.17	R7.6.19	0.77	5	—	—	—	—	R7.6.28	R7.7.14	0.46	R7.10.16	R7.10.23	2.6	
17	エコシステム岡山株式会社	南区海岸通一丁目3-1	1	1	廃棄物焼却炉	R7.7.8	R7.8.1	0.0012	0.1	—	—	—	—	R7.7.8	R7.8.1	0.75	R7.7.8	R7.8.1	0.000039	
			1		廃ガス洗浄施設	—	—	—	—	(汚水の循環使用により排水なし)				—	—	—	—	—	—	
18	マルケー自動車整備株式会社	南区古新田989-4	1	A-1	廃棄物焼却炉	R7.10.21	R7.11.26	0.74	5	—	—	—	—	(集じん機なし)			R7.10.7	R7.11.13	0.24	
19	旭川中部衛生施設組合旭清苑	北区御津鹿瀬650	0	1号	廃棄物焼却炉	(休止中)				—	—	—	—	(休止中)			(休止中)			
20	岡山県岡山市家畜保健衛生所	北区御津河内2770-1	0	1	廃棄物焼却炉	R7.10.10	R7.11.14	0.16	10	—	—	—	—	(集じん機なし)			R7.10.14	R7.11.14	0.00015	
21	明和建設株式会社肩脊工場	東区瀬戸町肩脊2478-1	0	No.1	廃棄物焼却炉	R7.10.8	R7.11.12	1.7	10	—	—	—	—	R7.10.13	R7.10.28	0	R7.10.13	R7.11.18	0	
22	有限会社ジーテック	東区金田1196-8	1	1	廃棄物焼却炉	(休止中)				—	—	—	—	(休止中)			(休止中)			
23	株式会社西日本アチューマットクリーンE・フォレスト岡山	北区御津虎倉1886番地	1	No.1	廃棄物焼却炉	R6.11.6	R6.11.6	0.00056	5	—	—	—	—	R6.11.6	R6.11.29	0.044	R6.11.6	R6.11.29	0.063	
			1	No.2	廃棄物焼却炉	R6.11.6	R6.11.6	0.0024	5	—	—	—	—	R6.11.6	R6.11.29	0.044	R6.11.6	R6.11.29	0.063	

（備考） ー：自主測定義務のないもの

空欄：自主測定を実施しない又は結果を報告しないもの

「既存」は設置年月日が平成12年1月15日まで、「新設」は設置年月日が平成12年1月16日以降のもの。

【岡山市】一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果（総繊維数濃度）

令和7年度 調査地点		測定結果（本／L）
1	津高公民館（岡山市北区栢谷） 津高地域センター（岡山市北区栢谷）	不検出 不検出
2	御津公民館（岡山市北区御津字垣）	不検出 不検出
3	岡輝公民館（岡山市北区旭本町） 中央図書館（岡山市北区二日市町）	不検出 不検出

※ 繊維状の物質（総繊維数）を測定した結果であり、アスベスト繊維の測定結果ではない。

※ 不検出とは、0.056（本／L）未満であることを表す。

※ 御津公民館は100m程度離れた2か所で測定している。

大気中アスベスト濃度測定地点図



（注）このページは、岡山市から提供されたデータを基に県で作成した。

(参考) 倉敷市関係資料

令和 7 年度大気及び水質等測定結果について

倉敷市では、市内の環境の状況を把握するため、大気や水質等について、継続して測定するとともに、事業者に対する環境汚染物質の排出抑制対策を進めています。

令和 7 年度の環境測定等の結果について、以下のとおり報告します。

1 大気環境

(1) 概要

大気汚染防止法第 22 条第 1 項の規定により、人の健康保護及び生活環境保全を目的として、市内の大気環境の汚染状況を測定した。

ア 対象物質

大気汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄 (SO_2)、二酸化窒素 (NO_2)、一酸化炭素 (CO)、光化学オキシダント (O_x)、浮遊粒子状物質 (SPM) 及び微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$) の 6 物質。

イ 測定方法

市内 20 か所の大気環境測定局において、測定局ごとに測定対象物質を定め、1 年を通して 1 時間ごとの 24 時間連続測定を実施した。

(2) 結果

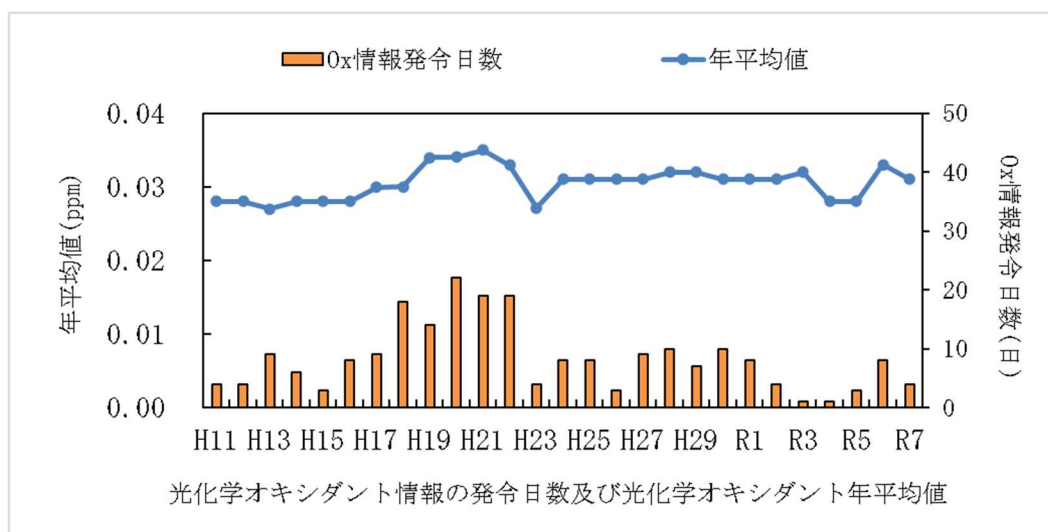
ア 対象物質の測定結果

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成した。光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を達成しなかった。

大気汚染物質	測定局数	達成局数	達成率
二酸化硫黄 (SO_2)	13	13	100%
二酸化窒素 (NO_2)	18	18	100%
一酸化炭素 (CO)	4	4	100%
光化学オキシダント (O_x)	14	0	0%
浮遊粒子状物質 (SPM)	15	15	100%
微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$)	10	10	100%

イ 光化学オキシダントの情報発令日数及び年平均値の推移

光化学オキシダントの情報発令日数及び年平均値は、次のとおりである。



(3) 今後の対応

ア 引き続き大気環境の状況を常時監視し、状況の把握に努める。

イ 光化学オキシダントについて、原因物質である窒素酸化物や炭化水素類等の削減に取り組むとともに、光化学オキシダントが高濃度になる際には、市内協力工場への窒素酸化物の削減要請並びに市民に対する健康被害及び農作物被害防止のための周知を行う。

2 有害大気汚染物質等

(1) 環境調査

ア 概要

大気汚染防止法第22条第1項の規定により、大気中での濃度が低濃度であっても継続的に摂取された場合において人の健康影響が懸念される有害大気汚染物質並びに水銀及びその化合物について、環境調査を実施した。

イ 対象物質

環境基準設定物質4物質、指針値設定物質11物質、環境基準等未設定物質7物質の合計22物質

ウ 調査方法

市内7地点において、連続24時間の測定を毎月実施した。

エ 結果

(ア) 環境基準設定物質

ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン

全ての地点で環境基準を達成した。

(イ) 指針値設定物質

アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,3-ブタジエン、1,2-ジクロロエタン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物

全ての地点で指針値の超過はなかった。

(ウ) 環境基準等未設定物質

トルエン、ホルムアルデヒド、ベリリウム及びその化合物、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、ベンゾ[a]ピレン、酸化エチレン

評価する基準値の設定はないが、例年と比べ大きな変化はなかった。

(2) 事業者によるベンゼン排出抑制対策

ア 概要

岡山県環境への負荷の低減に関する条例において、事業者によるベンゼン等の排出抑制や削減計画等の報告及び市による公表が定められている。

このうち、指定事業所の施設数や施設の種類については、次のとおりである。

イ 指定事業所と施設数

指 定 事 業 所 名	所 在 地	届出施設数
旭化成(株)製造統括本部水島製造所（B地区）	潮通三丁目 13 番地	16
旭化成(株)製造統括本部水島製造所（C地区）	児島塩生 2767-11	21
ENEOS(株) 水島製油所A工場	水島海岸通四丁目 2 番地	30
ENEOS(株) 水島製油所B工場	潮通二丁目 1 番地	7
JFE スチール(株) 西日本製鉄所（倉敷地区） JFE ケミカル(株) 西日本製造所 倉敷工場	水島川崎通一丁目	16
三菱ケミカル(株) 岡山事業所	潮通三丁目 10 番地	22
三菱瓦斯化学(株) 水島工場	水島海岸通三丁目 10 番地	19
合 計		131

条 例 に 定 め ら れ た 施 設 の 種 類	届出施設数
1. ベンゼンの製造施設	12
2. ベンゼンを原料とする化学物質等の製造施設	22
3. ベンゼンの貯蔵施設	66
4. ベンゼンの出荷施設	6
5. ベンゼンの蒸留施設	13
6. コークス炉	12
合 計	131

(3) 今後の対応

引き続き環境調査を定期的を実施し、有害大気汚染物質による大気の汚染状況を把握するとともに、事業者に対し、排出抑制対策を指導していく。

3 降下ばいじん

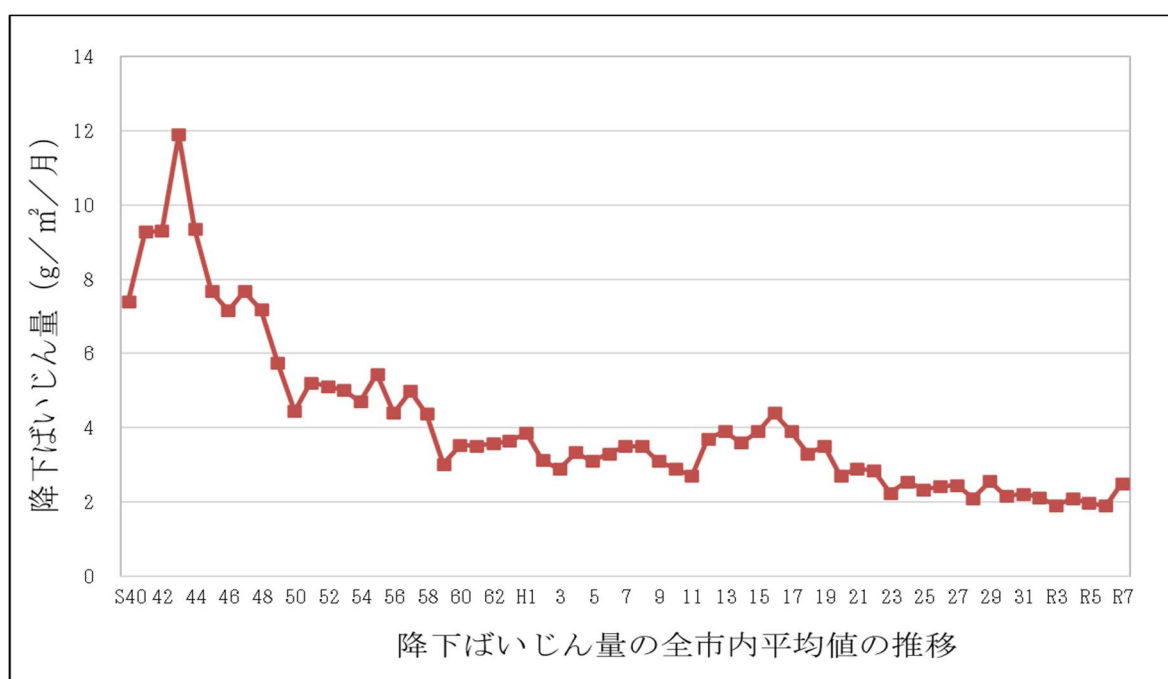
(1) 環境調査

ア 概要

降下ばいじんとは、大気中の粒子状物質のうち、重力、雨等によって降下したばいじん、粉じん等の総称であり、市内の降下ばいじん状況を把握するために調査を実施した。

イ 結果

降下ばいじん量は、市内平均値が $2.5 \text{ g/m}^2/\text{月}$ であり、令和6年度と比べて、 $0.6 \text{ g/m}^2/\text{月}$ 増加した。測定開始当初と比べると低減しているが、近年は微減から横ばいの傾向である。



(2) 降下ばいじん抑制対策

ア 概要

大気汚染防止法の一般粉じん発生施設又は岡山県環境への負荷の低減に関する条例の粉じん発生施設の設置事業者を対象に、粉じん飛散防止対策実施計画書の提出を求めるとともに、各事業所への現地調査を実施した。

イ 結果

対象となる事業場について、粉じん飛散防止対策実施計画書の提出を受けるとともに現地調査を実施し、粉じん飛散防止対策について指導を行った。

(3) 今後の対応

引き続き環境調査を実施し、降下ばいじん量を把握するとともに、事業者に対し、排出抑制対策を指導していく。

4 公共用水域の水質

(1) 概要

水質汚濁防止法第15条第1項の規定により、公共用水域の水質の状況を把握するため調査を実施した。

ア 対象項目

(ア) 健康項目（カドミウム等27項目）

(イ) 生活環境項目（BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）等13項目）

(ウ) 要監視項目（クロロホルム等32項目）

イ 調査地点

市内の河川21地点及び海域21地点において調査を実施した。（河川の調査地点には国土交通省実施の3地点を含む。）

(2) 結果

ア 健康項目

健康項目は、全ての地点で環境基準を達成した。

イ 生活環境項目

(ア) BOD及びCOD

a 河川のBODは、環境基準類型があてはめられた13地点のうち、全ての地点で環境基準に適合していた。（適合率100％）

b 海域のCODは、21地点のうち、11地点で環境基準に適合していた。（適合率52.4％）

(イ) 全窒素及び全りん

a 海域の全窒素を調査している21地点のうち、19地点で環境基準に適合していた。（適合率90.5％）

b 海域の全りんを調査している21地点のうち、16地点で環境基準に適合していた。（適合率76.2％）

(ウ) 大腸菌数

a 河川の大腸菌数は、環境基準類型があてはめられた3地点のうち、全ての地点で

環境基準に適合していた。(適合率100%)

- b 海域の大腸菌数は、9地点のうち、7地点で環境基準に適合していた。(適合率77.8%)

(エ) その他の生活環境項目

その他の生活環境項目については、次のとおりであった。

(単位：%)

水域 区分	その他の生活環境項目（水生生物の保全に係る水質環境基準項目）		
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
海域	100	100	100

※数値は、(環境基準に適合している地点数)／(総地点数)を百分率で示したもの

※河川については、環境基準のあてはめがなされていない。

(単位：%)

水域 区分	その他の生活環境項目			
	水素イオン 濃度(pH)	溶存酸素量 (DO)	浮遊物質 (SS)	ノルマルヘキサン抽出物 質(油分)
河川	86.7	98.4	100	
海域	98.3	87.8		100

※数値は、(環境基準に適合している検体数)／(総検体数)を百分率で示したもの

※斜線部については、環境基準の設定がないため測定を行っていない。

ウ 要監視項目

指針値が設定されているクロロホルム等32項目のうちフェニトロチオンについて、調査した河川14地点のうち、1地点で指針値を超過した。

また、ウランについて、調査を実施した海域7地点の全地点で指針値を超過した。原因は、自然由来と考えられる。

(3) 今後の対応

引き続き、公共用水域の状況の調査を実施し、状況の把握に努める。

5 地下水の水質

(1) 概要

水質汚濁防止法第15条第1項の規定により、地下水の水質の状況を把握するため調査を実施した。

ア 対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目（28項目）

イ 調査地点

(ア) 概況調査

次の6地点で調査

玉島、真備、児島、阿知、藤戸、連島

(イ) 継続監視調査

過去に環境基準値を超過し、継続的な調査の必要がある3地点の調査を実施した。

児島唐琴（2地点）、中帯江

(2) 結果

ア 概況調査

全ての地点で、環境基準に適合していた。

イ 継続監視調査

児島唐琴2地点でテトラクロロエチレン、中帯江でふっ素が環境基準値を超過した。

(3) 今後の対応

継続監視調査で環境基準を超過した地点については、監視を継続する。

なお、環境基準値を超過した地点（井戸）については、飲用しないよう助言している。

6 ダイオキシン類

(1) 環境調査

ア 概要

ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定により、大気、水質（河川・海域・地下水）、底質（河川・海域）及び土壌の環境中における汚染状況を把握するため、調査を実施した。

イ 結果

大気、水質（河川・海域・地下水）、底質（河川・海域）及び土壌の調査地点のうち、継続調査を行っている地下水1地点を除いて、環境基準を達成した。

	大気	公共用水域（水質・底質）		地下水	土壌
		河川	海域		
調査地点数	1	7	8	3	8

(2) 事業者による測定結果

ア 概要

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設を設置している事業者は、排出ガス、排水等につき、そのダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、市に報告することが義務付けられている。

倉敷市では、令和7年度の事業者によるダイオキシン類の自主測定結果について、次のとおりまとめた。測定結果は、全ての施設において排出基準値以下であった。

イ 自主測定結果の報告状況

区 分	施設数	報告対象施設		報告対象外施設
		報告実施施設	未報告施設	
排出ガス	43	38	0	5
ばいじん	28	14	0	14
燃え殻	28	15	0	13
排水	25	17	0	8

(3) 今後の対応

引き続き環境調査を実施し、状況の把握に努めるとともに、事業者に対して自主測定の実施及び施設の適正な運転管理等について指導していく。

**令和 7 年度大気及び水質等測定結果について
(参考資料)**

令和 8 年 6 月 1 9 日

倉敷市環境局環境政策部環境政策課

目 次

1 大気環境

大気環境測定地点図	1
大気の汚染に係る環境基準	2
大気汚染物質ごとの測定結果	3

2 有害大気汚染物質等

有害大気汚染物質等測定地点図	9
有害大気汚染物質等測定結果	10
指定事業所敷地境界線における測定地点図	11
指定事業所におけるベンゼン自主測定結果	12
指定事業所におけるベンゼンの大気排出量	12

3 降下ばいじん

降下ばいじん測定地点図	13
降下ばいじん測定結果	14

4 公共用水域の水質

公共用水域測定地点図	15
健康項目の環境基準値超過状況	16
生活環境項目（BOD及びCOD）の測定結果	17
生活環境項目（全窒素及び全りん）の測定結果	18
生活環境項目（大腸菌数）の測定結果	19
その他の生活環境項目の測定結果	20
要監視項目の指針値超過状況	23

5 地下水の水質

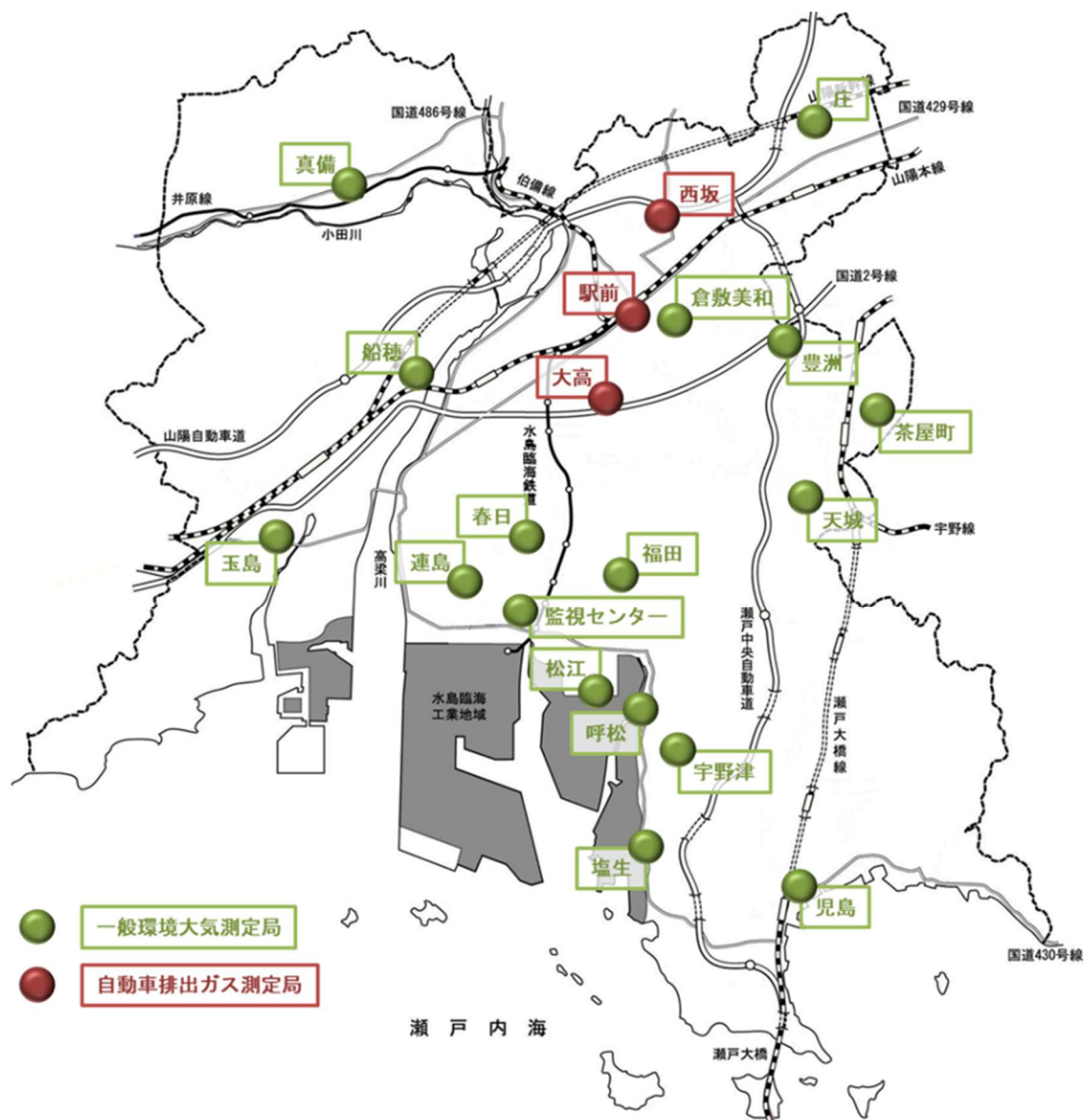
地下水環境基準項目の環境基準値超過状況	2 4
地下水概況調査の測定結果	2 5
地下水継続監視調査の測定結果	2 6

6 ダイオキシン類

ダイオキシン類測定地点図	2 7
環境調査結果の概要	2 7
測定地点ごとのダイオキシン類測定結果	2 8
事業者によるダイオキシン類測定結果の概要	2 9
事業者によるダイオキシン類測定結果一覧表	3 0
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等（抜粋）	3 1

大気環境測定地点図

市内の大気測定局（令和7年度末）



大気の汚染に係る環境基準

1 環境基準

項目	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下であること。

2 評価方法

長期的評価（光化学オキシダント（O_x）を除く。）

年間を通した測定結果に係る評価。環境基準による大気汚染の評価手法には測定結果の年間の平均値と環境基準値とを比較するものと、測定結果のうち特定の値（2%除外値等）と環境基準値とを比較するものがある。

短期的評価（二酸化窒素（NO₂）及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）を除く。）

1 時間又は 1 日を通した測定結果に係る評価。測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値若しくは 8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準値と比較して評価を行う。

光化学オキシダントについては、1 時間値の年間最高値を環境基準値と比較して評価している。

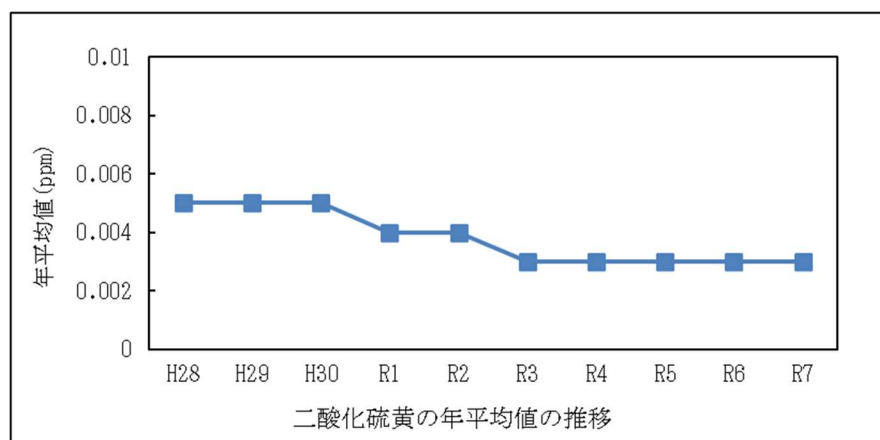
大気汚染物質ごとの測定結果

1 二酸化硫黄（ SO_2 ）

- (1) 測定を行った一般大気環境測定局（以下「一般局」という。）13局について、長期的評価及び短期的評価のいずれにおいても環境基準を達成した。なお、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）では当該項目の測定は実施していない。

測定局の属性	測定局	長期的評価			短期的評価				
		日平均値の2%除外値が0.04ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。			1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。				
		日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		
		(ppm)	有・無	達成	(日)	(%)	(時間)	(%)	達成
一般局	倉敷美和	0.005	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	監視センター	0.010	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	連島	0.006	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	塩生	0.005	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	松江	0.008	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	福田	0.007	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	玉島	0.002	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	船穂	0.003	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	児島	0.006	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	天城	0.008	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	茶屋町	0.011	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	豊洲	0.004	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	宇野津	0.009	無	○	0	0.00	0	0.00	○

- (2) 一般局における年平均値の推移は次のとおりである。

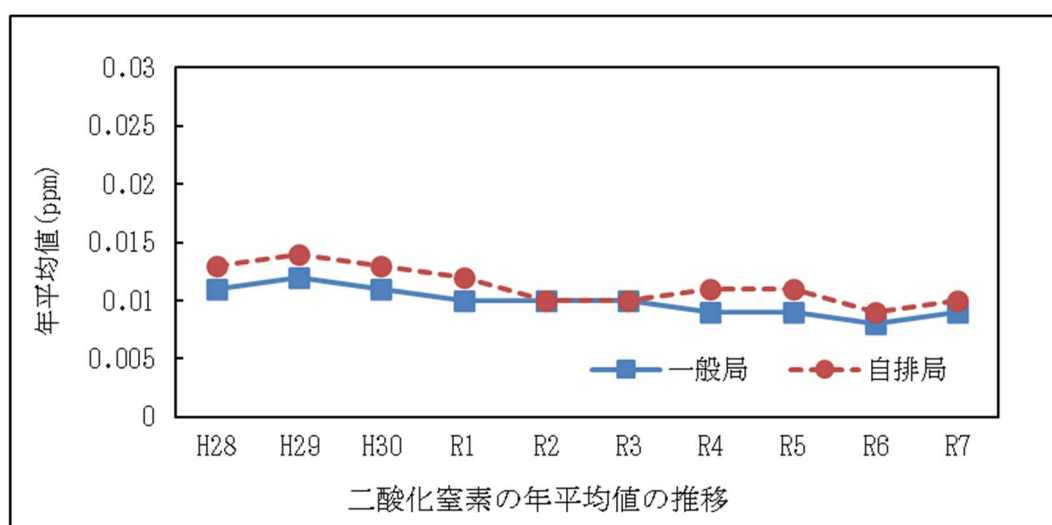


2 二酸化窒素 (NO₂)

(1) 測定した18局について、全ての測定局で環境基準を達成した。

測定局の 属性	測定局	長期的評価		
		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。		
		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	
		(ppm)	(日)	達成
一般局	倉敷美和	0.024	0	○
	監視センター	0.024	0	○
	春日	0.019	0	○
	連島	0.019	0	○
	塩生	0.024	0	○
	松江	0.025	0	○
	福田	0.019	0	○
	玉島	0.015	0	○
	船穂	0.015	0	○
	真備	0.013	0	○
	児島	0.021	0	○
	天城	0.017	0	○
	茶屋町	0.017	0	○
	庄(一般)	0.016	0	○
	豊洲	0.018	0	○
自排局	駅前	0.021	0	○
	大高	0.024	0	○
	西坂	0.022	0	○

(2) 一般局及び自排局における年平均値の推移は次のとおりである。

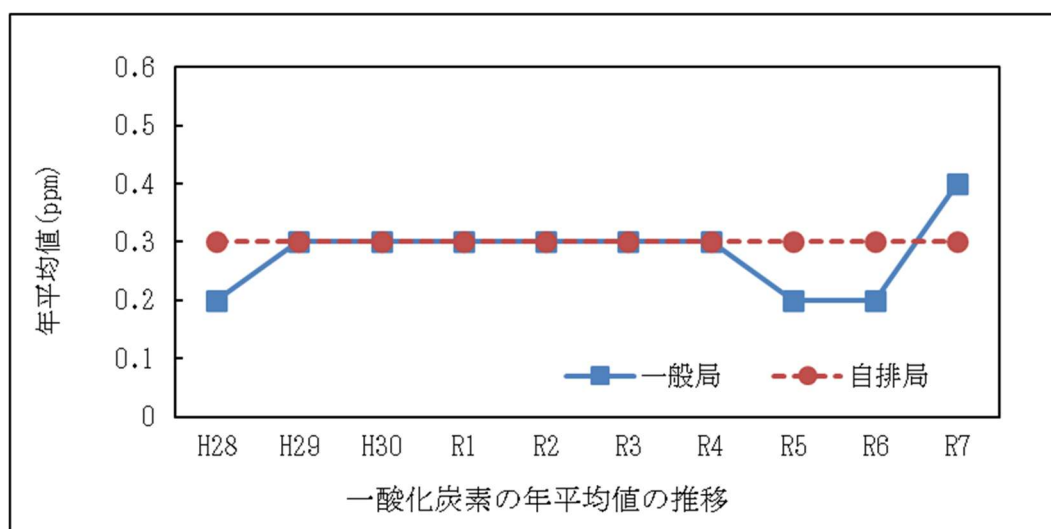


3 一酸化炭素 (CO)

- (1) 測定した4局について、長期的評価及び短期的評価のいずれにおいても、全ての局で環境基準を達成した。

測定局 の属性	測定局	長期的評価			短期的評価				
		日平均値の2%除外値が10ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。				
		日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無		8時間値が20ppmを超えた回数とその割合	日平均値が10ppmを超えた日数とその割合			
		(ppm)	有・無	達成	(回数)	(%)	(日)	(%)	達成
一般局	倉敷美和	0.9	無	○	0	0.00	0	0.00	○
自排局	駅前	0.8	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	大高	0.5	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	西坂	0.5	無	○	0	0.00	0	0.00	○

- (2) 一般局及び自排局における年平均値の推移は、次のとおりである。



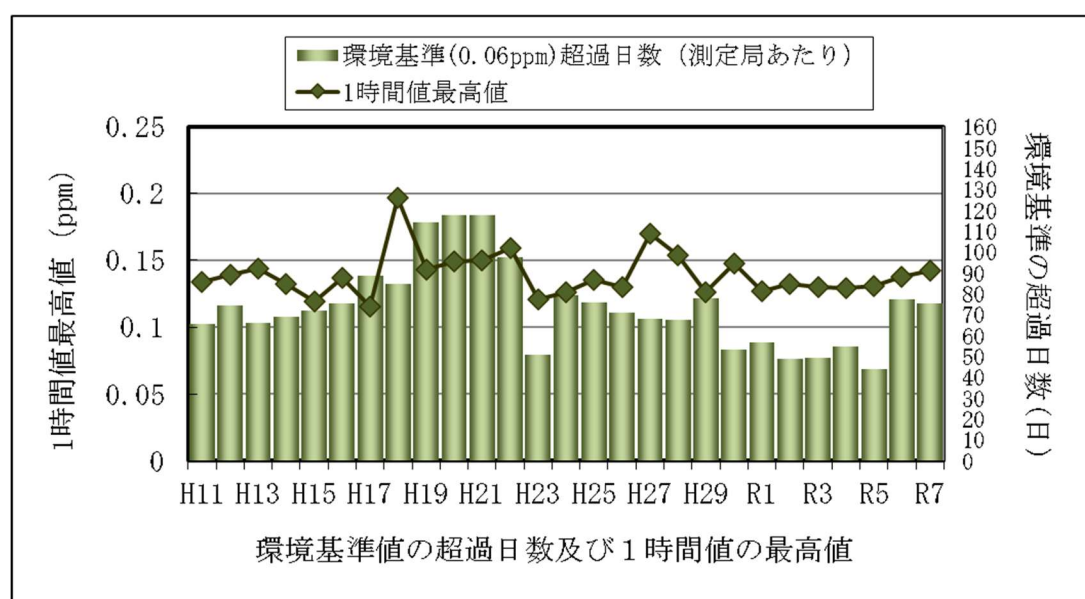
4 光化学オキシダント (O_x)

(1) 測定した14局について、全ての測定局で環境基準を達成しなかった。

測定局 の属性	測定局	昼間（6時から20時まで）の1時間 値が全て0.06ppm以下である場合に 環境基準達成とする。			昼間の1時間値が 0.12ppm以上の日 数と時間数		昼間の1時間 値の平均値
		昼間の1時間値が0.06ppm を超えた日数と時間数		達成	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の日 数と時間数		
		(日)	(時間)			(ppm)	
一般局	倉敷美和	86	448	×	3	4	0.037
	監視センター	29	79	×	0	0	0.033
	春日	102	521	×	1	1	0.038
	連島	113	633	×	0	0	0.040
	塩生	65	279	×	0	0	0.034
	松江	43	148	×	0	0	0.030
	福田	44	159	×	0	0	0.033
	玉島	83	403	×	0	0	0.034
	船穂	103	557	×	1	1	0.039
	真備	83	442	×	1	2	0.034
	児島	69	300	×	0	0	0.034
	天城	62	282	×	0	0	0.032
	茶屋町	115	598	×	0	0	0.039
	庄(一般)	55	233	×	1	1	0.030

※1時間値0.12ppm以上が注意報発令の濃度レベルであるため、参考として記載している。

(2) 光化学オキシダントの環境基準(0.06ppm)超過日数及び1時間値の最高値の推移は、次のとおりである。

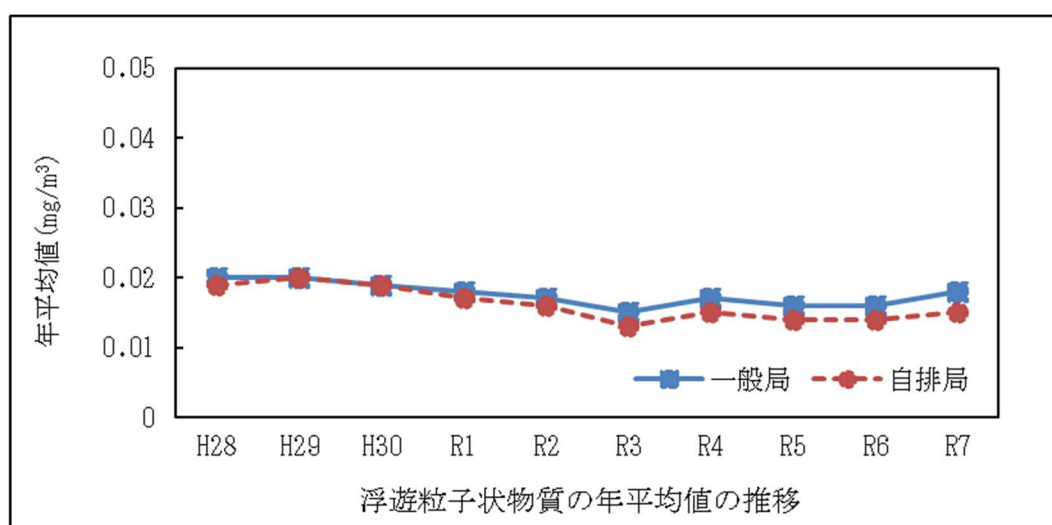


5 浮遊粒子状物質 (S P M)

- (1) 測定した15局について、長期的評価は全ての局で環境基準を達成した。短期的評価においては、13局で環境基準を達成した。

測定局 の属性	測定局	長期的評価			短期的評価				
		日平均値の2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。			1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。				
		日平均値の 2%除外値	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日が2 日以上連続 したことの 有無	達成	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超 えた時間数とそ の割合	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超 えた日数とその 割合	達成	達成	達成
		(mg/m^3)	有・無		(時間)	(%)	(日)	(%)	
一般局	倉敷美和	0.038	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	監視センター	0.056	無	○	0	0.00	1	0.30	×
	春日	0.042	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	塩生	0.047	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	松江	0.056	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	福田	0.038	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	玉島	0.044	無	○	0	0.00	1	0.30	×
	船穂	0.039	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	児島	0.039	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	天城	0.038	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	茶屋町	0.049	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	庄(一般)	0.029	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	呼松	0.035	無	○	0	0.00	0	0.00	○
自排局	大高	0.040	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	西坂	0.036	無	○	0	0.00	0	0.00	○

- (2) 一般局及び自排局における年平均値の推移は次のとおりである。

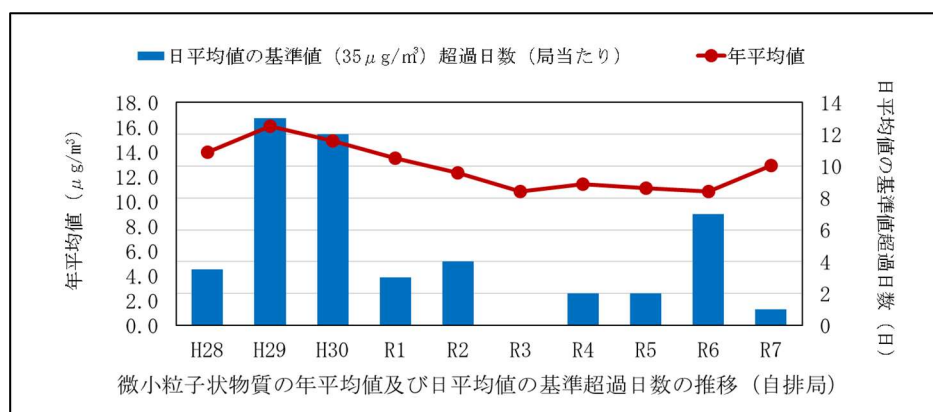
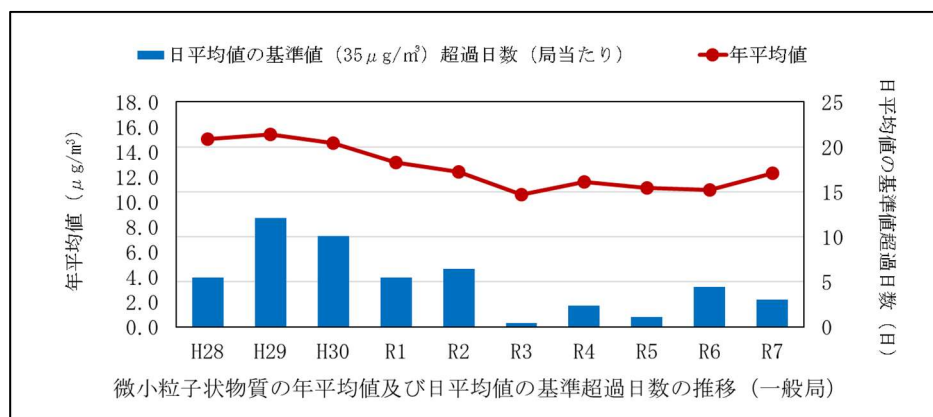


6 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

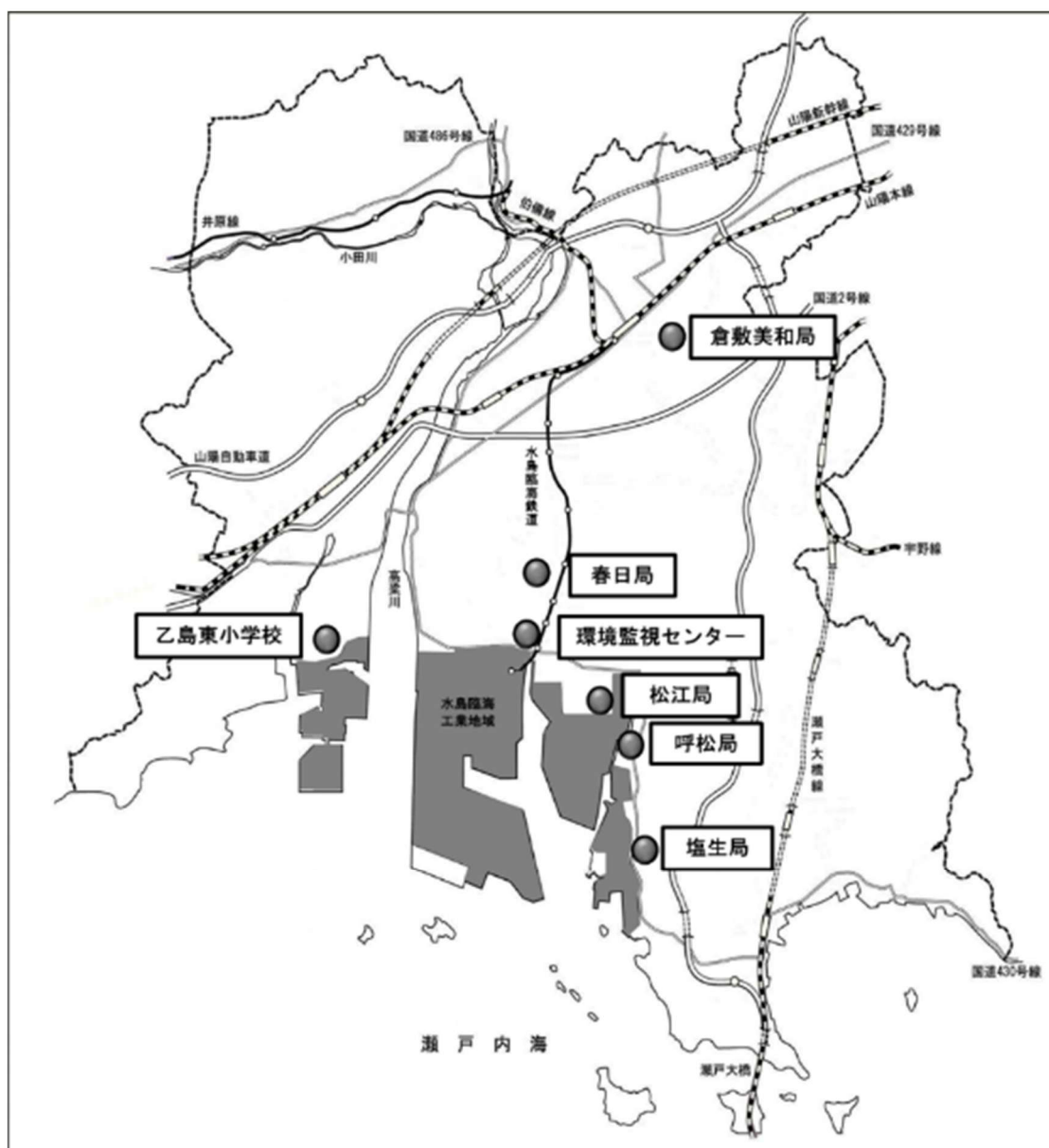
(1) 測定した10局について、全ての測定局で環境基準を達成した。

測定局 の属性	測定局	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であ り、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下である場合に環境基準達成 とする。				日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え た日数とその 割合	
		長期基準		短期基準			
		年平均値		日平均値の年間 98%値			
		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成	日 (日)	割合 (%)
一般局	倉敷美和	12.2	○	28.8	○	2	0.6
	監視センター	11.9	○	30.4	○	4	1.2
	塩生	12.7	○	30.1	○	2	0.6
	松江	13.9	○	32.8	○	5	1.5
	玉島	11.9	○	27.5	○	2	0.6
	真備	11.8	○	27.5	○	2	0.6
	児島	12.0	○	30.3	○	4	1.1
	茶屋町	12.4	○	30.8	○	5	1.4
	庄(一般)	11.7	○	28.1	○	1	0.3
自排局	大高	12.9	○	30.3	○	1	0.3

(2) 一般局及び自排局における年平均値及び日平均値の基準値の超過日数の推移は次のとおりである。



有害大気汚染物質等測定地点図

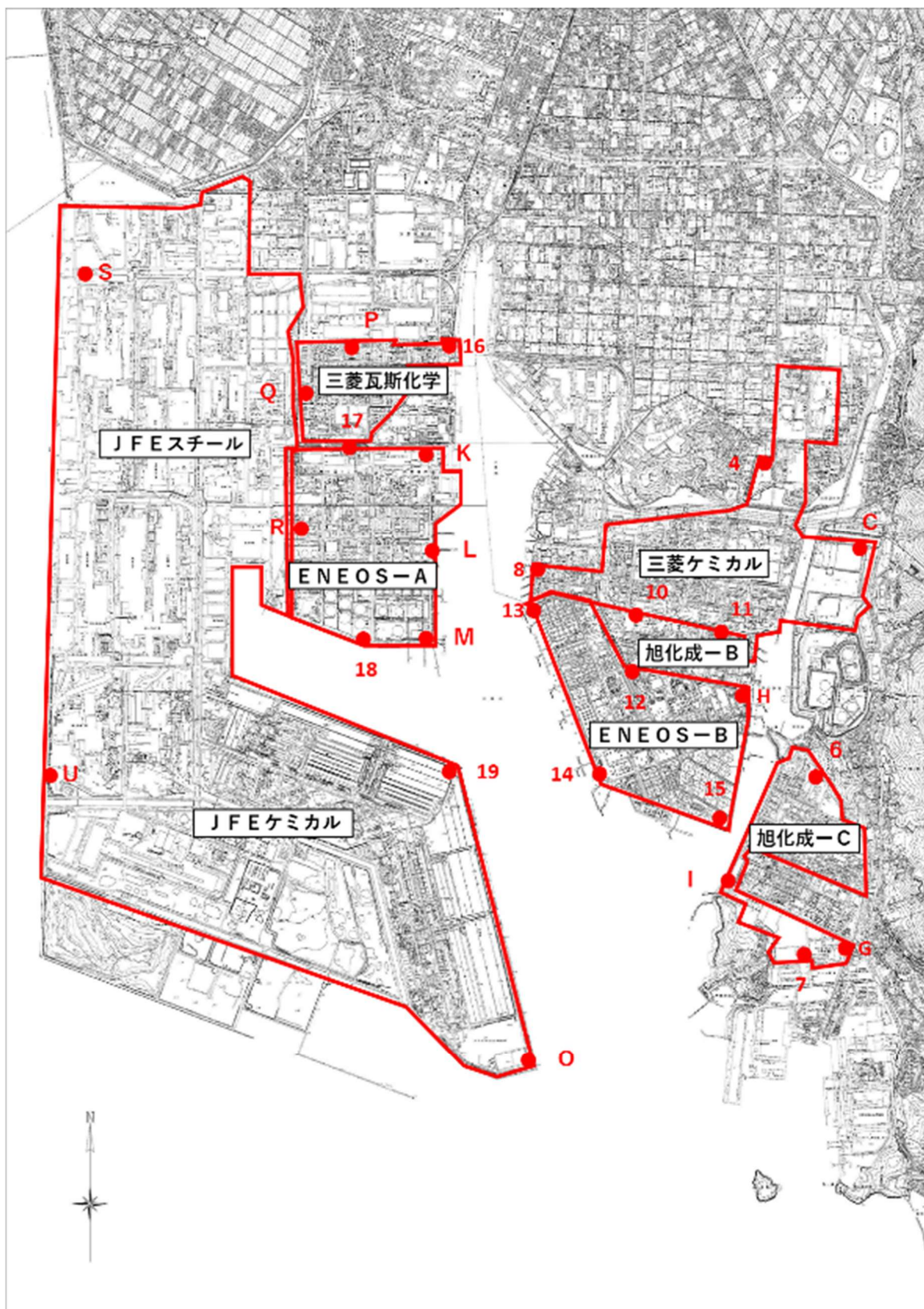


有害大気汚染物質等測定結果

- 1 全ての地点で環境基準を達成した。
- 2 全ての地点で指針値の超過はなかった。

測定地点		倉敷 美和局	松江局	塩生局	春日局	乙島東 小学校	呼松局	監視 センター	環境基準値 (指針値)
物質名	単位								
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.018	0.13	0.10	0.031	0.037	0.21	0.022	(2以下)
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.024	0.029	0.034	0.018	0.031	0.026	0.021	(10以下)
塩化メチル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.3	1.4	1.3	1.4	2.0	1.5	1.3	(94以下)
クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.15	0.16	0.41	0.15	0.13	0.17	0.14	(18以下)
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.18	0.28	0.21	0.17	0.16	0.30	0.19	(1.6以下)
ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.86	1.0	1.0	1.2	1.1	0.79	0.93	150以下
テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.056	0.21	0.091	0.073	0.14	0.38	0.081	200以下
トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.037	0.56	0.17	0.062	0.036	1.1	0.080	130以下
トルエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	4.8	6.2	4.0	6.1	8.0	3.5	4.8	
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.034	0.12	0.070	0.049	0.063	0.12	0.051	(2.5以下)
ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.1	2.0	1.5	1.2	1.1	1.7	1.5	3以下
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.1	3.1	—	—	—	—	—	(120以下)
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.6	2.9	—	—	—	—	—	
酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.052	0.091	—	—	—	—	—	
ニッケル化合物	ng/m^3	1.9	9.5	—	—	—	—	—	(25以下)
ヒ素及びその化合物	ng/m^3	2.0	2.4	—	—	—	—	—	(6以下)
ベリリウム及びその化合物	ng/m^3	0.012	0.026	—	—	—	—	—	
マンガン及びその化合物	ng/m^3	63	120	—	—	—	—	—	(140以下)
クロム及び三価クロム化合物	ng/m^3	3.9	11	—	—	—	—	—	
六価クロム化合物	ng/m^3	0.082	0.15	—	—	—	—	—	
水銀及びその化合物	ng/m^3	1.5	1.8	—	—	—	—	—	(40以下)
ベンゾ [a] ピレン	ng/m^3	0.55	4.7	—	—	—	—	—	
※ 全て年平均値。									

指定事業所敷地境界線における測定地点図



指定事業所におけるベンゼン自主測定結果

指 定 事 業 所 名	敷地境界地点名	濃度範囲 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
旭化成(株) 製造統括本部水島製造所 (B地区)	10、11、12、H	0.5 未満 ～ 43.4
旭化成(株) 製造統括本部水島製造所 (C地区)	6、I、7、G	0.5 未満 ～ 8.0
ENEOS(株) 水島製油所A工場	K、L、M、18、R	0.5 未満 ～ 11.0
ENEOS(株) 水島製油所B工場	13、14、15、H	0.5 未満 ～ 25.7
JFE スチール(株) 西日本製鉄所 (倉敷地区)	S、U、19、O	0.5 未満 ～ 12.0
三菱ケミカル(株) 岡山事業所	4、8、10、C	0.5 未満 ～ 96.7
三菱瓦斯化学(株) 水島工場	16、17、P、Q	0.5 未満 ～ 17.4

※当該指定事業所の敷地境界で測定された値であり、周辺指定事業所からの影響も考えられる。

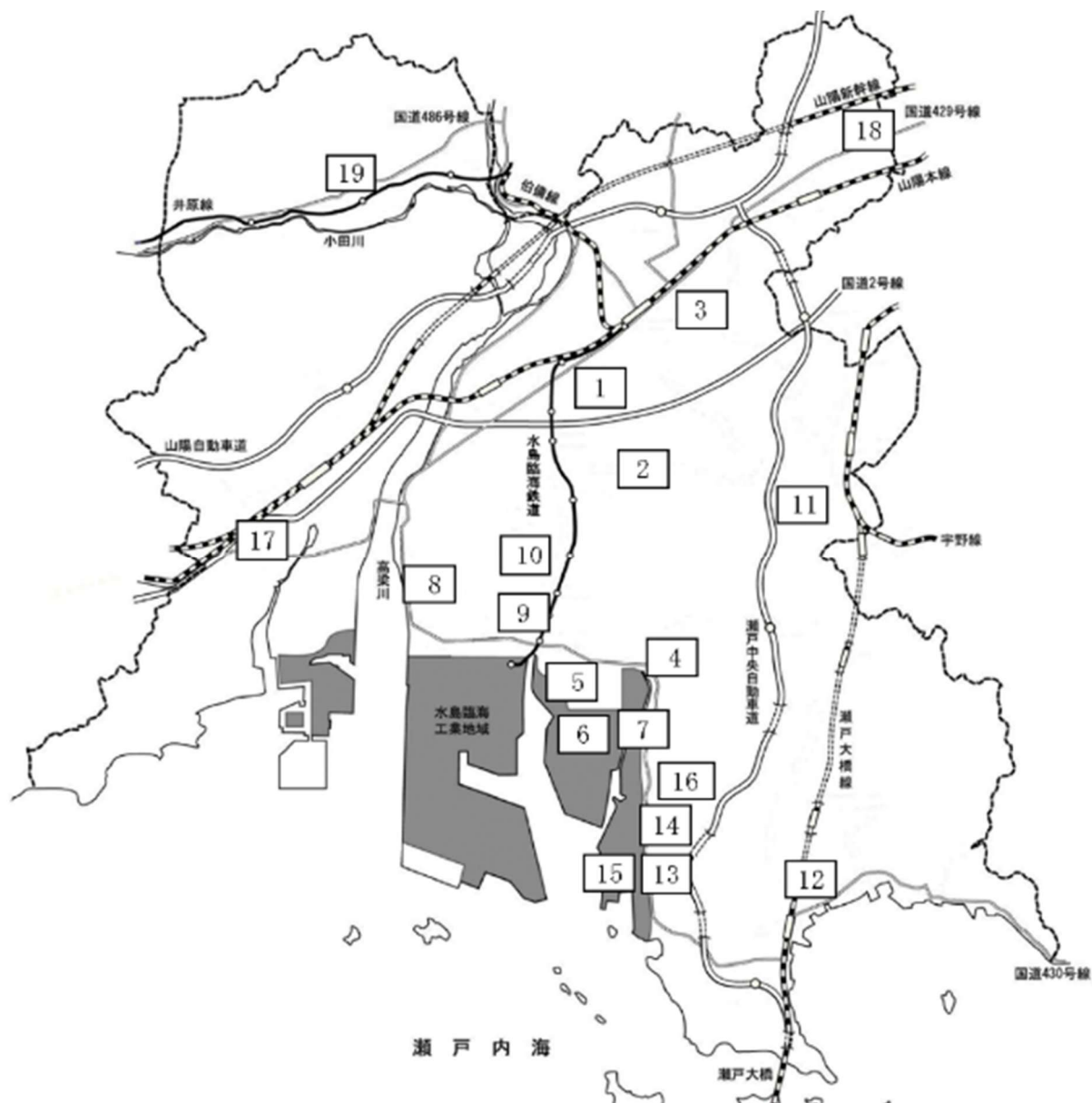
指定事業所におけるベンゼンの大気排出量

指 定 事 業 所 名	令和6年度 排出量 (t/年)	令和7年度 排出量 ^(※) (t/年)	増減量 (t/年)
旭化成(株) 製造統括本部水島製造所 (B地区)	0.0681	0.0673	▲0.0008
旭化成(株) 製造統括本部水島製造所 (C地区)	0.004	0.004	0
ENEOS(株) 水島製油所A工場	1.120	0.904	▲0.216
ENEOS(株) 水島製油所B工場	0.518	0.440	▲0.078
JFE スチール(株) 西日本製鉄所 (倉敷地区)	2.12	2.06	▲0.06
JFE ケミカル(株) 西日本製造所 倉敷工場			
三菱ケミカル(株) 岡山事業所	0.128	0.133	0.005
三菱瓦斯化学(株) 水島工場	0.35	0.38	0.03
合 計	4.3081	3.9883	▲0.3198

※令和7年度末時点における見込み。

降下ばいじん測定地点図

No.	地 点 名	No.	地 点 名	No.	地 点 名	No.	地 点 名
1	大高	6	松江	11	天城	16	宇野津
2	葦高	7	呼松	12	児島	17	玉島
3	倉敷美和	8	連島	13	塩生	18	庄
4	福田	9	監視センター	14	宇頭間・金濱	19	真備
5	南畝	10	春日	15	高島		



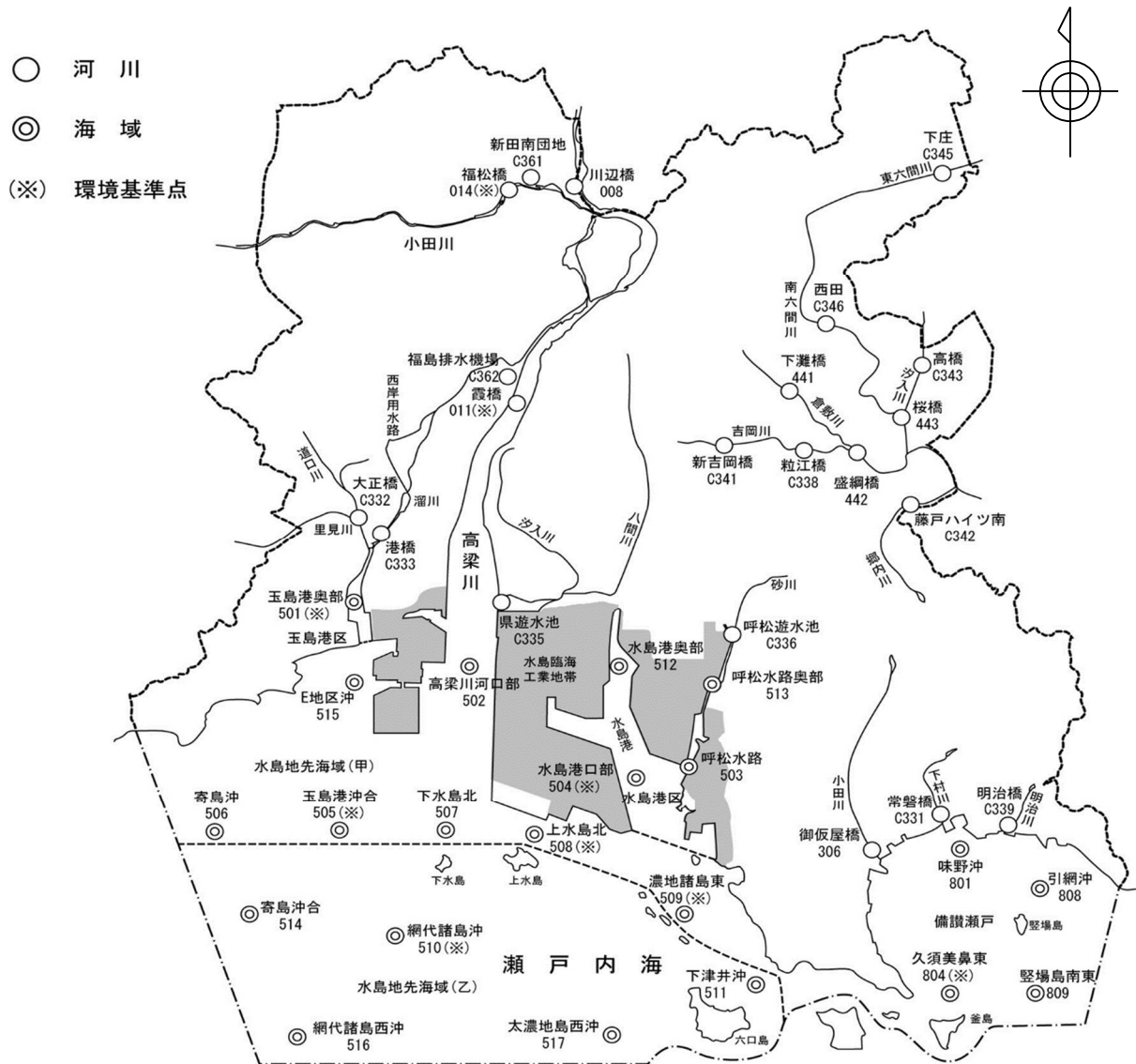
降下ばいじん測定結果

令和7年度の降下ばいじん量について、市内の平均値は $2.5 \text{ g/m}^2/\text{月}$ であり、令和6年度と比べて、 $0.6 \text{ g/m}^2/\text{月}$ 増加した。

令和7年度 降下ばいじん測定結果 【単位： $\text{g/m}^2/\text{月}$ 】

地点名	平均値	地点名	平均値	地点名	平均値
1 大高	1.5	8 連島	1.6	15 高島	3.3
2 葦高	1.7	9 監視センター	2.2	16 宇野津	2.4
3 倉敷美和	1.5	10 春日	1.9	17 玉島	1.5
4 福田	4.1	11 天城	2.0	18 庄	1.2
5 南畝	5.3	12 児島	1.6	19 真備	1.1
6 松江	4.1	13 塩生	3.0	全市平均	2.5
7 呼松	3.2	14 宇頭間・金濱	3.0		

公共用水域測定地点図



海域における、全窒素及び全りんの水域区分は、図に記載のCOD等の水域区分と異なる。
 高梁川の霞橋・川辺橋、真備地区小田川の福松橋は、国土交通省が調査している。

健康項目の環境基準値超過状況

No	項目名	項目別 測定地点数	環境基準値 超過地点数	環境基準値 (mg/L)
1	カドミウム	29 (河川15、海域14)	0	0.003以下
2	全シアン	〃	0	検出されないこと
3	鉛	30 (河川16、海域14)	0	0.01以下
4	六価クロム	29 (河川15、海域14)	0	0.02以下
5	ヒ素	30 (河川16、海域14)	0	0.01以下
6	総水銀	29 (河川15、海域14)	0	0.0005以下
7	アルキル水銀	27 (河川13、海域14)	0	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル	29 (河川15、海域14)	0	検出されないこと
9	ジクロロメタン	〃	0	0.02以下
10	四塩化炭素	〃	0	0.002以下
11	1,2-ジクロロエタン	〃	0	0.004以下
12	1,1-ジクロロエチレン	〃	0	0.1以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	〃	0	1以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	〃	0	0.006以下
16	トリクロロエチレン	〃	0	0.01以下
17	テトラクロロエチレン	〃	0	0.01以下
18	1,3-ジクロロプロペン	〃	0	0.002以下
19	チウラム	〃	0	0.006以下
20	シマジン	〃	0	0.003以下
21	チオベンカルブ	〃	0	0.02以下
22	ベンゼン	〃	0	0.01以下
23	セレン	〃	0	0.01以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	37 (河川16、海域21)	0	10以下
25	フッ素	15 (河川のみ)	0	0.8以下
26	ほう素	〃	0	1以下
27	1,4-ジオキサン	29 (河川15、海域14)	0	0.05以下

生活環境項目（BOD及びCOD）の測定結果

生活環境項目	環境基本法の生活環境の保全に関する環境基準に指定されている項目
水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌数、ノルマルヘキサン抽出物質（油分）、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）、底層DO（以上13項目）	

1 河 川

地点 番号	水域名	地点名	BOD：75%値（mg/L）				環境基準値
			令和5年度	令和6年度	令和7年度		
008	高梁川下流	川 辺 橋	<0.5	0.6	0.9	○	3以下
011		霞 橋	1.8	1.6	1.2	○	
441	倉 敷 川	下 灘 橋	0.9	1.6	1.6	○	5以下
442		盛 綱 橋	1.4	2.1	2.0	○	
443		桜 橋	1.9	2.7	2.5	○	
C338		粒 江 橋	1.8	2.7	1.8	○	
C341		新 吉 岡 橋	1.1	2.5	2.1	○	
C342		藤戸ハイツ南	2.8	4.2	3.6	○	
C343		高 橋	2.4	2.7	2.7	○	
C345		下 庄	2.0	2.9	4.6	○	
C346		西 田	1.6	1.3	2.1	○	
014	小田川下流	福 松 橋	2.5	1.5	1.3	○	3以下
C332	里 見 川	大 正 橋	3.2	4.3	3.9	○	8以下
			環境基準適合率		100%		

2 海 域

地点 番号	水域名	地点名	COD：75%値 (mg/L)				環境基準値
			令和5年度	令和6年度	令和7年度		
503	水島港区	呼 松 水 路	3.1	3.3	3.8	○	8以下
504		水島港口部	3.0	2.8	2.7	○	
512		水島港奥部	2.8	2.6	2.7	○	
513		呼松水路奥部	4.7	4.3	5.1	○	
501	玉島港区	玉島港奥部	4.6	3.2	4.0	○	8以下
502	水島地先 海域(甲)	高梁川河口部	3.2	3.2	3.2	×	3以下
505		玉島港沖合	2.6	2.7	2.8	○	
506		寄 島 沖	2.6	2.6	2.6	○	
507		下 水 島 北	2.4	2.5	2.5	○	
508		上 水 島 北	2.4	2.9	2.5	○	
509		濃地諸島東	2.2	2.6	2.4	○	
515		E 地 区 沖	2.8	3.0	3.0	○	
510	水島地先 海域(乙)	網代諸島沖	2.2	2.6	2.3	×	2以下
511		下 津 井 沖	2.1	2.3	2.1	×	
514		寄 島 沖 合	2.3	2.4	2.4	×	
516		網代諸島西沖	2.2	2.4	2.2	×	
517		太濃地島西沖	2.1	2.3	2.3	×	
801	備讃瀬戸	味 野 沖	1.9	2.2	2.1	×	2以下
804		久須美鼻東	2.0	2.5	2.1	×	
808		引 網 沖	2.0	2.1	2.2	×	
809		堅場島南東	2.1	2.3	2.2	×	
			環境基準適合率		52.4%		

備 考

環境基準適合率＝（環境基準に適合している地点数※）／（環境基準があてはめられた地点数）
 ※年間の75%値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している地点とした。

生活環境項目（全窒素及び全りん）の測定結果

1 全窒素

地点 番号	水域名	地点名	全窒素：年間平均値(mg/L)				環境基準値
			令和5年度	令和6年度	令和7年度		
503	水島港区 (類型：Ⅲ)	呼 松 水 路	3.2	1.1	1.3	×	0.6以下
504		水島港口部	0.24	0.27	0.21	○	
512		水島港奥部	0.24	0.28	0.22	○	
513		呼松水路奥部	0.44	0.60	0.37	○	
501	水島地先 海 域 (類型：Ⅱ)	玉島港奥部	0.47	0.40	0.33	×	0.3以下
502		高梁川河口部	0.29	0.53	0.26	○	
505		玉島港沖合	0.21	0.22	0.18	○	
506		寄 島 沖	0.19	0.31	0.16	○	
507		下 水 島 北	0.19	0.39	0.15	○	
508		上 水 島 北	0.26	0.25	0.20	○	
509		濃地諸島東	0.21	0.20	0.18	○	
515		E 地 区 沖	0.23	0.30	0.20	○	
510	備讃瀬戸 (口) (類型：Ⅱ)	網代諸島沖	0.17	0.21	0.15	○	0.3以下
511		下 津 井 沖	0.17	0.25	0.15	○	
514		寄 島 沖 合	0.17	0.27	0.15	○	
516		網代諸島西沖	0.16	0.30	0.15	○	
517		太濃地島西沖	0.16	0.30	0.15	○	
801	備讃瀬戸 (イ) (類型：Ⅱ)	味 野 沖	0.15	0.20	0.15	○	0.3以下
804		久須美鼻東	0.17	0.18	0.15	○	
808		引 網 沖	0.15	0.22	0.14	○	
809		堅場島南東	0.16	0.20	0.14	○	
			環境基準適合率		90.5%		

2 全りん

地点 番号	水域名	地点名	全りん：年間平均値(mg/L)				環境基準値
			令和5年度	令和6年度	令和7年度		
503	水島港区 (類型：Ⅲ)	呼 松 水 路	0.056	0.066	0.055	×	0.05以下
504		水島港口部	0.030	0.033	0.026	○	
512		水島港奥部	0.031	0.039	0.028	○	
513		呼松水路奥部	0.060	0.065	0.055	×	
501	水島地先 海 域 (類型：Ⅱ)	玉島港奥部	0.089	0.081	0.072	×	0.03以下
502		高梁川河口部	0.038	0.047	0.034	×	
505		玉島港沖合	0.031	0.030	0.026	○	
506		寄 島 沖	0.026	0.036	0.023	○	
507		下 水 島 北	0.028	0.041	0.022	○	
508		上 水 島 北	0.032	0.033	0.025	○	
509		濃地諸島東	0.026	0.028	0.023	○	
515		E 地 区 沖	0.036	0.051	0.034	×	
510	備讃瀬戸 (口) (類型：Ⅱ)	網代諸島沖	0.027	0.029	0.022	○	0.03以下
511		下 津 井 沖	0.026	0.032	0.022	○	
514		寄 島 沖 合	0.023	0.034	0.023	○	
516		網代諸島西沖	0.022	0.037	0.022	○	
517		太濃地島西沖	0.024	0.036	0.024	○	
801	備讃瀬戸 (イ) (類型：Ⅱ)	味 野 沖	0.025	0.032	0.024	○	0.03以下
804		久須美鼻東	0.027	0.029	0.024	○	
808		引 網 沖	0.024	0.034	0.023	○	
809		堅場島南東	0.026	0.030	0.023	○	
			環境基準適合率		76.2%		

備考

環境基準適合率＝（環境基準に適合している地点数※）／（環境基準があてはめられた地点数）
 ※年間平均値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している地点とした。

生活環境項目（大腸菌数）の測定結果

1 河川

水域名	地点名	地点 番号	大腸菌数：90%値（CFU/100mL）				環境基準値
			令和5年度	令和6年度	令和7年度		
高梁川下流	川辺橋	008	6	100	60	○	1,000以下
	霞橋	011	21	14	110	○	
小田川下流	福松橋	014	60	110	280	○	1,000以下
			環境基準適合率		100%		

2 海域

水域名	地点名	地点番号	大腸菌数：90%値（CFU/100mL）				環境基準値
			令和5年度	令和6年度	令和7年度		
水島地先 海域(乙)	網代諸島沖	510	3	5	1	○	20以下
	下津井沖	511	2	9	94	×	
	寄島沖合	514	2	26	1	○	
	網代諸島西沖	516	2	180	<1	○	
	太濃地島西沖	517	2	61	6	○	
備讃瀬戸	味野沖	801	2	14	2	○	20以下
	久須美鼻東	804	4	2	2	○	
	引網沖	808	3	1	22	×	
	堅場島南東	809	3	6	7	○	
			環境基準適合率		77.8%		

備 考

環境基準適合率＝（環境基準に適合している地点数※）／（環境基準があてはめられた地点数）

※年間の90%値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している地点とした。

その他の生活環境項目の測定結果

1 水生生物の保全に係る水質環境基準項目

(1) 全亜鉛

地点 番号	水域名	地点名	全亜鉛：年間平均値（mg/L）				環境基準値
			令和5年度	令和6年度	令和7年度		
501	備讃瀬戸	玉島港奥部	0.002	0.004	0.002	○	0.02以下
504		水島港口部	0.002	0.004	0.002	○	
505	備讃瀬戸 （イ）	玉島港沖合	0.002	0.002	0.004	○	0.01以下
508		上水島北	0.002	0.002	0.001	○	
509		濃地諸島東	0.005	0.002	0.002	○	
510		網代諸島沖	0.001	0.002	0.001	○	
804		久須美鼻東	0.005	0.001	0.001	○	
			環境基準適合率		100%		

(2) ノニルフェノール

地点 番号	水域名	地点名	ノニルフェノール：年間平均値（mg/L）				環境基準値
			令和5年度	令和6年度	令和7年度		
504	備讃瀬戸	水島港口部	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.001以下
510	備讃瀬戸	網代諸島沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.0007以下
804	（イ）	久須美鼻東	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	
			環境基準適合率		100%		

(3) 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)

地点 番号	水域名	地点名	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩：年間平均値（mg/L）				環境基準値
			令和5年度	令和6年度	令和7年度		
504	備讃瀬戸	水島港口部	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.01以下
510	備讃瀬戸	網代諸島沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.006以下
804	（イ）	久須美鼻東	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	
			環境基準適合率		100%		

備 考

環境基準適合率＝（環境基準に適合している地点数※）／（環境基準が当てはめられた地点数）
 ※年間平均値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している地点とした。

2 その他の生活環境項目

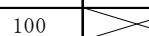
(1) 河 川

地点 番号	水域名	地 点 名	pH				D0 (mg/L)			
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	環境基準値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	環境基準値
008	高梁川 下 流	川 辺 橋	7.8-8.8	7.7-8.8	7.6-9.0	6.5-8.5	7.9-13	7.6-13	7.2-14	5以上
011		霞 橋								
441	倉敷川	下 灘 橋	7.2-9.6	7.2-9.0	7.1-9.2	6.5-8.5	4.8-13	3.1-14	4.9-14	5以上
442		盛 綱 橋								
443		桜 橋								
C338		粒 江 橋								
C341		新吉岡橋								
C342		藤 戸 ハイツ南								
C343		高 橋								
C345		下 庄								
C346		西 田								
014	小田川 下 流	福 松 橋	7.7-8.8	7.6-8.8	7.6-9.0	6.5-8.5	7.5-13	7.1-13	5.9-15	5以上
C332	里見川	大 正 橋	7.4-8.9	7.4-8.4	7.2-9.1	6.0-8.5	5.0-12	7.2-12	5.9-16	2以上
環境基準適合率(%)			90.6	90.6	86.7		97	97.7	98.4	

地点 番号	水域名	地 点 名	SS (mg/L)			
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	環境基準値
008	高梁川 下 流	川 辺 橋	2-10	<1-11	1-13	25以下
011		霞 橋				
441	倉敷川	下 灘 橋	1-68	1-31	1-28	50以下
442		盛 綱 橋				
443		桜 橋				
C338		粒 江 橋				
C341		新吉岡橋				
C342		藤 戸 ハイツ南				
C343		高 橋				
C345		下 庄				
C346		西 田				
014	小田川 下 流	福 松 橋	2-10	<1-8	<1-11	25以下
C332	里見川	大 正 橋	8-48	2-26	5-19	100以下
環境基準適合率(%)			99	100	100	

(2) 海 域

地点 番号	水域名	地 点 名	pH				D0 (mg/L)			
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	環境基準値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	環境基準値
503	水島港区	呼松水路	7.4-8.8	7.3-8.4	7.5-8.6	7.0-8.3	6.0-11	5.6-11	5.7-11	2以上
504		水島港口部								
512		水島港奥部								
513		呼松水路 奥 部								
501	玉島港区	玉島港奥部	7.9-8.6	7.5-8.8	7.8-8.3	7.0-8.3	5.6-11	4.7-14	5.1-10	2以上
502	水島地先 海域(甲)	高梁川 河口部	7.8-8.4	7.7-8.3	7.8-8.4	7.8-8.3	5.6-11	6.2-13	5.5-11	5以上
505		玉島港 沖合								
506		寄 島 沖								
507		下水島北								
508		上水島北								
509		濃地諸島東								
515		E地区沖								
510	水島地先 海域(乙)	網代諸島沖	7.9-8.4	8.0-8.3	8.0-8.3	7.8-8.3	5.8-10	6.8-11	5.9-10	7.5以上
511		下津井沖								
514		寄島沖合								
516		網代諸島 西 沖								
517		太濃地島 西 沖								
801	備讃瀬戸	味 野 沖	7.9-8.3	8.0-8.3	7.9-8.2	7.8-8.3	5.9-10	6.0-11	6.0-10	7.5以上
804		久須美鼻東								
808		引 網 沖								
809		堅場島南東								
環境基準適合率(%)			95.2	98.6	98.3		84.0	88.8	87.8	

地点 番号	水域名	地 点 名	ノルマルヘキサン抽出物質（油分）			
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	環境基準値
502	水島地先 海域（甲）	高梁川 河口部	ND	ND	ND	検出され ないこと
505		玉島港 沖合				
506		寄 島 沖				
507		下水島北				
508		上水島北				
509		濃地諸島東				
515		E地区沖				
510	水島地先 海域（乙）	網代諸島沖	ND	ND	ND	検出され ないこと
511		下津井沖				
514		寄島沖合				
516		網代諸島 西 沖				
517		太濃地島 西 沖				
801	備讃瀬戸	味 野 沖	ND	ND	ND	検出され ないこと
804		久須美鼻東				
808		引 網 沖				
809		堅場島南東				
環境基準適合率（%）			100	100	100	

備 考

NDは検出されていないことを示す。
環境基準適合率とは、環境基準類型のあてはめられた水域における「環境基準に適合している検体数※／総検体数」を表す。
※日間平均値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している検体とした。

要監視項目の指針値超過状況

No	項 目	項目別測定地点数	指針値 超過地点数	指針値 (mg/L)	
(人の健康の保護に関する項目)					
1	クロロホルム	28 (河川14、海域14)	0	0.06 以下	
2	トランス-1, 2-ジクロエチレン	〃	0	0.04 以下	
3	1, 2-ジクロロプロパン	〃	0	0.06 以下	
4	p-ジクロロベンゼン	〃	0	0.2 以下	
5	イソキサチオン	〃	0	0.008 以下	
6	ダイアジノン	〃	0	0.005 以下	
7	フェニトロチオン (MEP)	〃	1	0.003 以下	
8	イソプロチオラン	〃	0	0.04 以下	
9	オキシ銅 (有機銅)	〃	0	0.04 以下	
10	クロロタロニル (TPN)	〃	0	0.05 以下	
11	プロピザミド	〃	0	0.008 以下	
12	EPN (有機燐)	〃	0	0.006 以下	
13	ジクロロボス (DDVP)	〃	0	0.008 以下	
14	フェノブカルブ (BPMC)	〃	0	0.03 以下	
15	イプロベンホス (IBP)	〃	0	0.008 以下	
16	クロルニトロフェン (CNP)	〃	-	-	
17	トルエン	〃	0	0.6 以下	
18	キシレン	〃	0	0.4 以下	
19	フタル酸ジエチルヘキシル	12 (河川5、海域7)	0	0.06 以下	
20	ニッケル	〃	-	-	
21	モリブデン	〃	0	0.07 以下	
22	アンチモン	〃	0	0.02 以下	
23	塩化ビニルモノマー	〃	0	0.002 以下	
24	エピクロロヒドリン	〃	0	0.0004 以下	
25	全マンガン	〃	0	0.2 以下	
26	ウラン	〃	7	0.002 以下	
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタナ酸 (PFOA)	〃	0	0.000050 以下	
(水生生物の保全に関する項目)					
				生物特A	生物A
1	クロロホルム (再掲)	28 (河川14、海域14)	0	0.8 以下	0.8 以下
28	フェノール	12 (河川5、海域7)	0	0.2 以下	2 以下
29	ホルムアルデヒド	〃	0	0.03 以下	0.3 以下
30	4-tert-オクチルフェノール	〃	0	0.0004 以下	0.0009 以下
31	アニリン	〃	0	0.1 以下	0.1 以下
32	2, 4-ジクロロフェノール	〃	0	0.01 以下	0.02 以下

備 考

ウランの指針値超過がみられた地点は海域のみ7地点。濃度は0.0029～0.0031 mg/Lであった。
河川地点福島排水機場ではフェニトロチオンが0.044mg/Lで指針値を超過した。
水生生物の保全に関する項目の指針値については、市内の公共用水域で類型指定されている海水域の生物特A及び生物Aの値を記載している。

 は指針値の超過を示す。

地下水環境基準項目の環境基準値超過状況

No	項目名	項目別 測定地点数	環境基準値 超過地点数	環境基準値 (mg/L)
1	カドミウム	6 (概況のみ6)	0	0.003以下
2	全シアン	〃	0	検出されないこと
3	鉛	〃	0	0.01以下
4	六価クロム	〃	0	0.02以下
5	ひ素	6 (概況のみ6)	0	0.01以下
6	総水銀	6 (概況のみ6)	0	0.0005以下
7	アルキル水銀	〃	0	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル	〃	0	検出されないこと
9	ジクロロメタン	8 (概況6、継続2)	0	0.02以下
10	四塩化炭素	〃	0	0.02以下
11	クロロエチレン	〃	0	0.002以下
12	1,2-ジクロロエタン	〃	0	0.04以下
13	1,1-ジクロロエチレン	〃	0	0.1以下
14	1,2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04以下
15	1,1,1-トリクロロエタン	〃	0	1以下
16	1,1,2-トリクロロエタン	〃	0	0.006以下
17	トリクロロエチレン	〃	0	0.01以下
18	テトラクロロエチレン	〃	2	0.01以下
19	1,3-ジクロロプロペン	〃	0	0.002以下
20	チウラム	6 (概況のみ6)	0	0.006以下
21	シマジン	〃	0	0.003以下
22	チオベンカルブ	〃	0	0.02以下
23	ベンゼン	8 (概況6、継続2)	0	0.01以下
24	セレン	6 (概況のみ6)	0	0.01以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	0	10以下
26	ふっ素	7 (概況6、継続1)	1	0.8以下
27	ほう素	6 (概況のみ6)	0	1以下
28	1,4-ジオキサン	〃	0	0.05以下

備 考

概況：地下水概況調査
市内の地下水水質の状況を把握するため毎年6地点以上の井戸で実施している。
継続：地下水継続監視調査
環境基準値を超過した井戸について継続的に実施している。

■は環境基準値の超過を示す。

地下水概況調査の測定結果（試料採取日：令和7年9月16日）

調査項目 (mg/L)	玉島	真備	児島	阿知	藤戸	連島	環境基準値 (mg/L)
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02以下
ひ素	<0.005	<0.005	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6.7	0.33	3.9	0.92	0.88	2.6	10以下
ふっ素	0.26	<0.08	0.22	0.52	0.17	0.31	0.8以下
ほう素	0.05	<0.03	0.06	0.04	<0.03	0.08	1以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

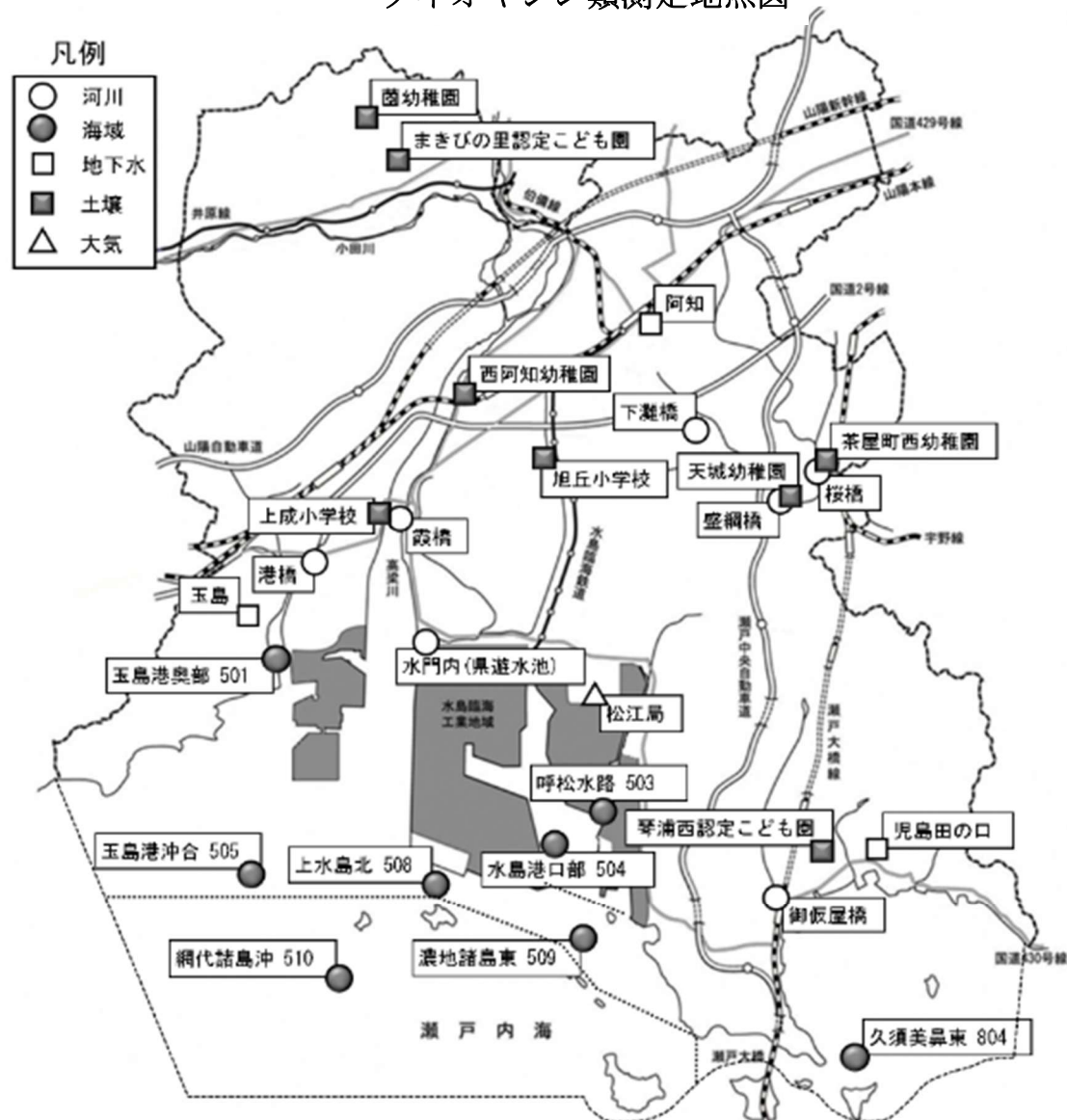
NDは検出されていないことを示す。

地下水継続監視調査の測定結果（試料採取日：令和8年2月9日）

調査項目 (mg/L)	児島唐琴		中帯江	環境基準値 (mg/L)
	A	B		
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	－	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	－	0.002以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	－	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	－	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	－	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	－	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	－	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	－	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	－	0.01以下
テトラクロロエチレン	0.019	0.039	－	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	－	0.002以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	－	0.01以下
ふっ素	－	－	0.90	0.8以下

■ は環境基準値の超過を示す。

ダイオキシン類測定地点図



環境調査結果の概要

環境媒体			調 査 地点数	濃度範囲	単位	環境基準値
大 気			1	0.011 ～ 0.031	pg-TEQ／m ³	0.6 以下
公共用水域	河川	水質	7	0.11 ～ 0.39	pg-TEQ／L	1 以下
		底質	7	0.28 ～ 29	pg-TEQ／g	150 以下
	海域	水質	8	0.030 ～ 0.092	pg-TEQ／L	1 以下
		底質	8	0.12 ～ 14	pg-TEQ／g	150 以下
地下水			3	0.033 ～ 1.8	pg-TEQ／L	1 以下
土 壤			8	0.00094 ～ 2.3	pg-TEQ／g	1000 以下

※環境基準は年平均値。 は環境基準値の超過を示す。

測定地点ごとのダイオキシン類測定結果

1 大気

(pg-TEQ/m³)

調査地点	(参考) 令和6年度	令和7年度	環境基準
	年平均値	年平均値	
松江局	0.015	0.017	0.6 以下

◎ 調査実施日

- ① 春季：令和7年5月23日～5月30日
- ② 夏季：令和7年8月22日～8月29日
- ③ 秋季：令和7年11月14日～11月21日
- ④ 冬季：令和8年2月13日～2月20日

2 公共用水域（水質・底質）

（水質：pg-TEQ/L 底質：pg-TEQ/g）

調査地点		(参考) 令和6年度		令和7年度		環境基準値
		水質	底質	水質	底質	
河川	高梁川 霞橋※	0.087	4.0	0.11	4.1	(水質) 1以下
	倉敷川 下灘橋	0.065	20	0.17	29	
	倉敷川 盛綱橋	0.096	0.92	0.24	0.90	
	六間川 桜橋	0.24	13	0.39	11	
	県遊水地 水門内	0.11	14	0.28	1.1	
	小田川 御飯屋橋	0.059	0.42	0.15	0.28	
	溜川 港橋	0.15	0.88	0.24	0.46	
海域	玉島港区(501)	0.13	12	0.092	14	(底質) 150以下
	水島港区(503)	0.087	4.6	0.041	1.8	
	水島港区(504)	0.040	1.7	0.031	5.5	
	水島地先(505)	0.042	1.4	0.078	1.0	
	水島地先(508)	0.036	0.19	0.032	0.17	
	水島地先(509)	0.039	0.12	0.030	0.12	
	水島地先(510)	0.034	0.96	0.033	0.92	
	備讃瀬戸(804)	0.051	0.11	0.030	0.31	

※高梁川 霞橋の調査は国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所が実施。

◎ 調査実施日

河川：令和7年7月28日（国土交通省）、11月18日（倉敷市）

海域：令和7年10月30日、11月13日（2日間に分けて実施）

3 地下水

(pg-TEQ/L)

調査地点	地下水質	環境基準値
玉島	0.033	1 以下
阿知	0.065	
児島田の口 民家(継続調査)	1.8	

 は環境基準値の超過を示す。

◎ 調査実施日

令和7年9月16日

4 土壌

(pg-TEQ/g)

調 査 地 点	土壌	環境基準値
まきびの里認定こども園	0.00099	1000 以下
茶屋町西幼稚園	1.2	
西阿知幼稚園	0.15	
天城幼稚園	2.3	
菌幼稚園	0.045	
琴浦西認定こども園	1.4	
旭丘小学校	0.00094	
上成小学校	0.0092	

◎ 調査実施日

令和7年12月11日、12月12日（2日間に分けて実施）

事業者によるダイオキシン類測定結果の概要

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設を設置している事業者は、排出ガス、排水等につき、そのダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、市に報告することが義務付けられている。

倉敷市では、令和7年度の事業者によるダイオキシン類の自主測定結果について、次のとおりまとめた。測定結果は、全ての施設において排出基準値以下であった。

1 自主測定結果の報告状況

区 分	施設数	報告対象施設		報告対象外施設
		報告実施施設	未報告施設	
排出ガス	43	38	0	5
ばいじん	28	14	0	14
燃え殻	28	15	0	13
排水	25	17	0	8

2 指導等について

今後とも、法に基づき、事業者に対して自主測定の実施及び施設の適正な運転管理等について指導を行っていく。

事業者によるダイオキシン類測定結果一覧表

整理番号	工場又は事業場の名称	施設番号、名称	排出ガス 測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	排水 測定結果 (pg-TEQ/l)	ばいじん 測定結果 (ng-TEQ/g)	燃え殻 測定結果 (ng-TEQ/g)
1	ENEOS株式会社 水島製油所 B工場	1WD-RK-301	0.00039	—	0.0011	0.00034
		湿式集じん施設	—	0.0089	—	—
2	株式会社大阪ソーダ 水島工場	F-831	0.24	—	(排出なし)	(排出なし)
		F-801	0.0013	—	(排出なし)	(排出なし)
		急冷塔(C-803)	—	0.095	—	—
		塩酸吸収塔(C-805)	—		—	—
		除害塔(C-806)	—		—	—
		急冷塔(C-832)	—		—	—
		塩酸吸収塔(C-844)	—		—	—
		塩酸回収塔(C-854)	—		—	—
		除害塔(C-848)	—		—	—
3	有限会社クライム 焼却場	廃棄物焼却炉	(休止)	—	(休止)	(休止)
4	倉敷市 玉島下水処理場	玉島下水処理場	—	0.054	—	—
5	倉敷西部クリーンセンター	1号焼却炉	0.0010	—	1.1	0.090
		2号焼却炉	0.00074	—	2.1	0
		灰受入ピット	—	(排出なし)	—	—
		灰貯留ピット	—	(排出なし)	—	—
6	株式会社ケイ・エヌ・ビー児島事業所	A-1 地下式焼却炉GH-15型	0.39	—	1.3	1.2
7	(公財)岡山県環境保全事業団 資源化施設	焼成炉1号 向流型ロータリーキルン	0.0012	—	0.40	(排出なし)
		焼成炉1号	—	0	—	—
8	J&T環境株式会社 倉敷焼却炉	1-5 廃棄物焼却炉	0.00000054	—	0.31	0.033
9	J&T環境株式会社 倉敷リサイクル工場	木質系炭化設備炭化炉	0.010	—	(排出なし)	(排出なし)
		バイオマスボイラ	(休止)	—	(休止)	(休止)
		木質系炭化設備減温塔	—	(排出なし)	—	—
10	JFE条鋼株式会社 水島製造所	2号電気炉	0.0000009	—	—	—
		2号電気炉	0.0014	—	—	—
11	JFEスチール株式会社 西日本製鉄所(倉敷地区)	30t電気炉	0.0000011	—	—	—
		No.1焼結炉	(休止)	—	—	—
		No.2焼結炉	0.060	—	—	—
		No.3焼結炉	0.12	—	—	—
		No.4焼結炉		—	—	—
12	株式会社スズキフィク	A-1廃棄物焼却炉	0.0081	—	(排出なし)	0
13	住友化学株式会社 岡山工場	2号CT	0	—	(排出なし)	(排出なし)
		2号CT#5905	—	0.53	—	—
14	総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター	1系	0.015	—	0.69	0.0016
		2系	0.024	—	3.5	0.0013
		灰の貯留施設	—	(排出なし)	—	—
15	玉島軽金属工業株式会社	1号炉(1Ton炉)	1.2	—	—	—
		2号炉(2Ton炉)		—	—	—
		3号炉(4Ton回転炉)		—	—	—
		4号炉(新4Ton回転炉)		—	—	—
16	玉島軽金属工業株式会社乙島工場	3号アルミ溶解炉	0.0033	—	—	—
		5号アルミ溶解炉		—	—	—
		6号アルミ溶解炉		—	—	—
		7号アルミ溶解炉		—	—	—
17	東京製鐵株式会社 岡山工場	直流電気炉	0.015	—	—	—
		直流電気炉	0.061	—	—	—
18	株式会社トーヨー商事	廃棄物焼却炉	2.9	—	1.1	0
19	有限会社ナカイチ	A-1廃棄物焼却炉	(休止)	—	(休止)	(休止)
		A-1廃ガス洗浄施設	—	(休止)	—	—
20	日本食品化工株式会社 水島工場	No.1ボイラー	0.000016	—	0.0029	0
		廃ガス洗浄施設(排煙脱硫装置)	—	0.0019	—	—
21	水島クリーンセンター	1号焼却炉	0.021	—	0.33	0
		2号焼却炉		—		
22	倉敷市 水島下水処理場	水島下水処理場	—	0.00085	—	—
23	倉敷市 水島清掃工場	1号炉	0.00027	—	0.20	0.0011
		1号炉	0.000002	—	—	—
		2号炉	0.000053	—	0.20	0.002
		2号炉	0.000022	—	—	—
		焼却灰貯留槽	—	(排出なし)	—	—
		固化灰貯留槽	—	(排出なし)	—	—
24	三菱瓦斯化学株式会社 水島工場	B-031	(休止)	—	(休止)	(休止)
		AB-031	0.029	—	(排出なし)	0.58
		NB-001	0.11	—	(排出なし)	(排出なし)
		B-031湿式集じん	—	(休止)	—	—
		AB-031湿式集じん	—	0.020	—	—
		NB-001湿式集じん	—	0.016	—	—
25	三菱ケミカル株式会社 岡山事業所	H-151	0.00000072	—	(排出なし)	(排出なし)
		H-101	0.0029	—	(排出なし)	(排出なし)
		F-241	0.00056	—	(排出なし)	(排出なし)
		廃ガス冷却塔	—	0.0060	—	—
		湿式電気集塵器	—		—	—

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等（抜粋）

1 排出ガスの基準

（単位：ng-TEQ/m³N）

区分			既設施設	新設施設
焼結鋼製造用焼結炉			1	0.1
製鋼用電気炉			5	0.5
アルミニウム合金製造施設			5	1
廃棄物焼却炉	焼却能力	4 t /時 以上	1	0.1
		2 t /時～4 t /時	5	1
		2 t /時 未満	10	5

（備考）

- 1 既設施設とは、法の施行日（平成12年1月15日）前に設置された施設をいう。
- 2 新設施設とは、法の施行日以降に設置された施設をいう。

2 排出水の基準

（単位：pg-TEQ/L）

区分	排出基準
廃棄物焼却炉に係る施設	10
下水道終末処理施設	10

3 ばいじん及び燃え殻の処理基準

（単位：ng-TEQ/g）

区分	既設施設	新設施設
ばいじん・燃え殻	3 ^(*)	3

（備考）

- 1 埋立処分等の処分を行う際に、この表に定める濃度以下にしなければならないという基準
- 2 （*）セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものについては、基準が適用されない。

【倉敷市】一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果（総繊維数濃度）

令和7年度 調査地点		測定結果（本／L）
1	松江一般環境大気測定局（倉敷市松江）	不検出 不検出
2	茶屋町支所（倉敷市茶屋町）	不検出 0.056

※ 繊維状の物質（総繊維数）を測定した結果であり、アスベスト繊維の測定結果ではない。

※ 不検出とは、0.056（本／L）未満であることを表す。

※ 調査地点ごとに100m程度離れた2か所で測定している。

大気中アスベスト濃度測定地点図



（注）このページは、倉敷市から提供されたデータを基に県で作成した。